

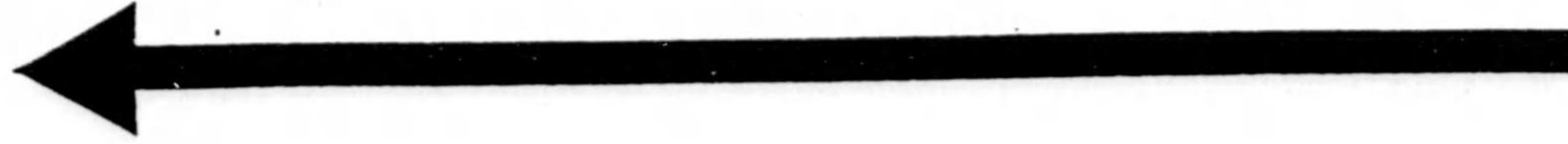
363. 1-H812ウ



1200500739511



始



363.1
H8/2



清水金二郎譯



363.1
H8/2

991
170

目次

第一章 自由主義以前……………一

第二章 自由主義の諸要素……………三

一、公民の自由 二、財政上の自由 三、人身の自由 四、社會的自由
五、經濟的自由 六、家庭の自由 七、地方的・民族的・國民的自由
八、國際的自由 九、個人の自由と人民主權

第三章 理論の運動……………三六

第四章 「自由放任主義」……………六二

第五章 グラッドストーンとミル……………八二

第六章 自由主義の本質……………九四

第七章 國家と個人……………一二三

目次……………一

欠

目次

第八章	經濟的自由主義	二七
第九章	自由主義の將來	一七
あとがき		二〇

欠

争のために非常に、また永久的に、弱められ、また古代の國家と同じやうに、その成員の諸特權は人間の人格權に基礎を置かず、却つて公民たる身分の諸責任を基礎としてゐた。それは自由といふよりも寧ろ「諸種の自由」を知つてゐたのであり、例へば特許狀で確保された法人の權利、國王や封建領主や世界のその他の者に對して有する其自身の一體としての權利、その内部にあるギルドや組合がかゝる團體の一員だといふだけの理由で多くの男女に對し有する諸權利、を知つてゐたのである。然し都市國家の眞の弱點は、やはり孤立といふことに在つた。それは、時代が經つにつれて一層強力となつた封建社會の境界上にある、或ひは現實にその内部にある比較的自由な、一の小島に過ぎなかつた。交通並びに生活技術の進歩とともに、中央の權力が、特に英國とフランスとに於いては、その封臣達を侵し初めた。封建的な反抗と騷擾とは鎮壓され、第十五世紀末までには、近代國家の基礎たる非常に統一された國々が夙くも存在してゐた。それらの出現は、社會秩序の擴大と、若干の點についてはその改善とを意味した。その初期の段階に於いては、地方的無政府状態と封建的特權とを抑壓することによつて、それは市民の自治を促進した。然し中央集權の發達は結局市民の獨立といふ精神とは相容れず、また國王と封臣達との紛争の結果として一般人民のために得られた政治上の權利の諸要素にとつては危険であつた。

この故にわれ／＼は、次のやうな社會を持つて近代へ這入るのだ。その社會とは、完全に獨裁的基礎の上に構成され、國王が至上權を有して專斷的獨裁に赴かうとし、また國王の下には大諸侯から日傭労働者に迄も及ぶ社會的階級組織のある社會である。初期の社會形態に比較すると進歩した點が一つある。ピラミッドの基底は、少くとも人身の自由を享受する階級である。農奴の身分は英國では事實上消滅し、フランスの大部分では消滅するか若くは土地保有條件の一定の不快な諸負擔となつて弱体化されるかの孰れかとなつた。他方、英國の小作人が土地から分離し初め、それが現在の如き社會問題が將來英國に出現する基礎を置いたのであつた。

従つて近代國家は獨裁的秩序といふ基礎から出發し、この秩序に對する抗議、宗教的、政治的、經濟的、社會的、道德的な抗議が、自由主義の歴史的起源なのである。かくて自由主義は最初は批判として、時には破壊的、革命的なる批判として出現する。數世紀の間はその消極的様相が優勢である。自由主義の職務は、建設といふよりは寧ろ破壊することであり、積極的努力の目標に向ひ若くは文明の組織を作るといふよりも寧ろ人類の進歩を阻碍する障礙物を撤廢することであるやうに思へる。自由主義は人間性が壓迫されてゐるのを見出して之を自由にしようとする。自由主義は人民が擅斷的支配の下で呻吟し、國民が征服種族に束縛され、産業上の企業が

欠

欠

と。

普遍的な自由の第一條件は、換言すれば、普遍的拘束の尺度である。かゝる拘束がなければ、若干の人々は自由であるかも知れぬが、他の人々は不自由であらう。一人の人は自分の欲することを全部行ひ得ようが、他の人々は彼がその人々に許可するのを至當だと思ふこと以外は全然自分達の思ふ通りには出来ないだらう。他の方面から同じことを言ふと、自由な政治の第一條件は、支配者の擅斷的決定によらず却つて支配者自身が服従してゐる確固たる法規による政治、之である。われ／＼は自由と法律との間には重要な對立は全然存しない、といふ重要な推斷を抽出する。反對に、法律は自由にとり必須不可缺のものである。もちろん、法律は個人を拘束する。それ故法律は、一定の時並びに一定の方面では個人の自由に對立する。然し、之と等しく、法律は、他の人々が好きなやうに彼に對して行動することを制限する。法律は擅斷的侵略若くは強制といふ危惧から個人を解放するのであり、そして此こそ、實際、全社會のための自由が獲得され得る唯一の方法であり、また唯一の意味なのである。

この議論には暗々裡に當然のことと假定された一點があり、之を看過すべきでない。法律の支配權が全社會に自由を保證すると假定するに當つて、われ／＼は、法律が公平だと假定してゐる

のである。政府のために一の法律があり臣民のためにも一つの法律があるとすれば、また貴族のための法律と庶民のための法律があり、富者のための法律と貧者のための法律とがあるとすれば、この法律は全部の人々のために自由を保證するものではない。自由はこの點に於いて平等を意味する。だから自由主義は法律の公平な適用を確保する如き手續を要求するのである。またこの故に例へば政府と臣民との平等を確保せんがため司法官の獨立を要求するのである。この故に安價な訴訟手續と近づき易い裁判所とを要求するのである。この故に階級の特權の廢止を要求するのである。この故に、やがては、熟練せる辯護を買ふ金錢の力の廢止が要求されるであらう。

二 財政上の自由

法律上の自由と密接に關聯してゐて、日常生活で一層廣く感じられるものは、財政上の自由といふ問題である。英國ではステュアート王朝が擅斷的課税によつて情勢を危機に陥し入れた。ジョージ三世が同じ間違ひのない方法でアメリカの情勢を危機に陥し入れた。フランス革命の直接原因は、財政上の重荷に關する分前を負擔することを貴族と僧侶とが拒否したことであつた。け

れども財政上の自由は法律上の自由よりも一層嚴重な諸問題を提起する。普遍的且つ公平に適用する法律によつて課税が定められるといふだけでは不充分である。何故なら税は國家の必要に従つて年々變更するし、また他の諸法律はある期間内は安定して變更されずにあるかも知れないのに課税はその性質上當然に加減が出來ねばならないからである。それは、正しく考へると、立法部の問題たるよりも寧ろ行政部の問題である。だから財政上の問題に關する臣民の自由とは、單に確立された成文法によるのみでなく一層直接的且つ繼續的な監督による行政部の抑制である。一言にして言へば、それは、責任ある政治を意味するのであり、「代表なくして立法無し」といふ標語よりも、「代表なくして課税なし」といふ標語の方を耳にすることの多いのも、このためである。この故に、第十七世紀以降は、財政上の自由が個人の自由と呼ばれたものを包含すると理解されたのである。

三 人身の自由

個人の自由については後述する方が便宜であらう。だが此處で、それによつて個人の自由へ接近し得る、そしてまた事實それによつて個人の自由へ接近された、今一つの道があつたことを觀

察して置かう。法律が支配權を持つことが自由への第一歩であることは既述した。人間は他人に支配されるときは自由でなく、却つて全社會が服従せねばならぬ主義や法律に支配されるときに初めて自由なのである。蓋し社會が自由な人間の眞の主人なのだから……。然しわれ／＼は此處で問題の發端のところにあるにすぎない。法律は存在するだらうし、ステュアート王朝がやつたやうに法律を無視しようとする企圖も全然無いかもしれぬ、がそれでも、(一) 法律の制定と維持とが君主若くは寡頭政治の執政者連の意思如何によることもあり、(二) 法律の内容が若干の人々、多數の人々又は立法者以外のすべての人々にとり不正で、壓迫的であることもあらう。第一の點は、われ／＼が延ばしてゐる個人の自由といふ問題へわれ／＼を連れ戻すのである。第二の點は、自由主義の歴史の大部分を占める問題を開示するのであり、之を論ずるためには、どんな型の法律が特に壓迫的だと感じられたか、またどんな點で單に法律を通じてのみならず惡法並びに壓制的な行政の廢止によつて自由を要求する必要があつたか、といふことを問はなくてはならぬ。

第一に、人身の自由と呼ばれる範圍がある——これは定義の最も困難な範圍であるが、人類の情熱と深奥な感情との最も激烈な鬭争の舞臺である。根底には思想の自由——人が自己の心中で形成する意見の調査を受けない自由——が横たはつて居り、これは、もしあるとするならば、個人が支配せねばならぬ内心の城砦である。だが思想の自由は、思想を交換する自由がなくては、殆ど役に立たない。けだし思想は主として社會的所産であるからである。かくて思想の自由とともに言論の自由、著作・出版並びに平和な討議の自由が並行するのである。これらの諸權利は困難と疑惑とを免れない。言論と行動とが區別出來なくなる一點があり、且つ自由な言論は無秩序を創造する權利を意味するかも知れないのである。正しい自由の限界は、理論上も實際上也之を示すことは此處では容易でない。かゝる限界は、自由と秩序とが相衝突すべき一點へ直ちにわれ／＼を導いて行く、そしてわれ／＼が論じなければならぬのはこの種の衝突なのである。衝突の可能性は宗教の自由といふ之と關係ある權利に關しても同様である。この自由が絶對的だといふことは之を争ひ得ない。如何なる近代國家も、人肉嗜食や人身御供や女魔法使を焼き殺すことなどを含んでゐるやうな宗教上の禮拜形式を容認しないであらう。事實、この種の習俗は——これは最も眞面目に抱かれてゐる種々の形式の原始的信仰から全く自然に生ずることであるが——未開種族の統治につき責任のある文明國民のために、いつも破壊されてゐる。英國の法律は印度に於ける一夫多妻を承認してゐるが、思ふにそれは、印度教徒や回教徒が英蘭土で重婚することを

快よく受け容れはしないであらう。また戦が行はれたのは、この種の自由を得んがためではないのである。

然らば宗教の自由の本来の意味は何か？ 外見上は、それは思想と發表との自由を含んでゐると私は考へてゐる。そして之に加ふるに他人に侵害を加へたり公共の秩序を破壊したりせぬ形式での信仰の権利をも含んでゐると考へてゐる。右の限定は、他人の感情に不必要な侮辱を加へるのを避ける發表上の禮儀と制限とを含有してゐるやうに思はれる。そして私は、これが無理なまた不公平な適用をする餘地を残すとは言へ、かゝる意味のあることは許されねばならぬ、と思ふ。更に、外見上、宗教の自由を求める要求が間もなく單純な寛容以上に進む、といふことをわれ／＼は注意せねばならぬ。宗教の自由は、例へば官職や教育上の諸利益の拒絶を伴ふことで不利とされるやうに、ある信仰が不利とされてゐる限りは、不完全である。更に、この方面では、完全な自由とは完全な平等を意味する。内面的方面に轉ずると、宗教の自由といふ精神は、人の宗教は彼自身の最も内心の思想と感情と並列するとの觀念を基礎とするのである。それは生活や種族や世界や自己自身の初りや運命に對する個人的態度の最も具體的な表現である。このやうに人格の中へ滲透してゐない眞の宗教は一つもないのである。そして宗教が靈的だと認められれば

認められる程、ある人が他人に宗教を押しつけようと努める矛盾が一層ひどく感じられることとなる。正しく考へれば、かゝる努力は邪惡なばかりでなく、不可能なのである。況や外部から機械的な手段によつて人々を改宗させようとする人々こそ、眞の宗教に對し最大の罪を犯す者である。彼等は、魂の中に虚偽を有し、彼等が心の奥底で感じるものの性質につき全く無智なのである。

とは言へ此處でもわれ／＼は種々の困難に遭遇する。宗教は個人的である。だが宗教も亦明かに社會的ではないのか？ 宗教の信仰以上に社會秩序にとり重要なものは何か？ もしわれ／＼がつまらない物を盗んだ廉である人を投獄するとするならば、良心と名譽とにかけてわれ／＼が人類の心を墮落させ、恐らくは之を永遠の地獄へ導かうとしてゐると信じてゐる人間を、われわれはどのやうに處置すべきであらう？ 更に、もしその説教が實行されれば拷問や火刑を呼び返すやうな説教をする人達を、われ／＼は自由の名に於いて如何取扱ふべきであらうか？ 更にまた、充分に精査されねばならぬ境界劃定の困難がある。私は此處では單に英國の實際が、大體に於いて、今迄はうまく作用して來たやうに思へる解決、また原理に基礎を置くと思へる解決に到達してゐる、といふことだけを言つて置かう。人々がトルケマダの主義やマホメットの宗教を説

教することは自由である。他人の権利を侵害したり治安を紊すやうな教へを實施することは許されない。發表は自由であり、個人的獻身の表示である限りは禮拜は自由である。彼等が他人の自由、若くは一層一般的に言へば他人の権利を侵害するならば、宗教によつて教へこまれた諸種の實踐は無條件の自由を享受し得ないのである。

四 社會的自由

精神生活の方面から實際生活の方面へ轉じよう。この方面ではわれ／＼は第一に、次のことを見る。即ち自由主義は、教職政治的社會組織の結果であり且つ一定の身分若くは階級の人々に對し一定の官職、一定形式の職業、並びに恐らくは一般的に教育をうける權利、少くとも機會を保留するところの、個人に對する諸種の制限を處理せねばならなかつた、といふことである。もつと極端な形態では、これは一の階級制度であり、その制限は、宗教的若くは法律的並びに社會的である。歐洲では、それは種々の形式をとつてゐた。第十八世紀のフランスの改革家達の心を強く占めてゐた組合による一定職業の獨占がある。家柄に「生れた」人々のために公けの地位や宗教上の任官權が留保されてゐる、そして立身することの出来る、また立身したいと思ふ人々に敵

意ある態度を生ぜしめる階級精神が一層微妙に普及してゐる。この精神の一層實質的な味方は、富の豊かでない人々を苦しめる種々の教育上の障礙である。すべての人々に明瞭である事柄を詳細に論ずる必要はない。が二つのことを又言つて置かねばならぬ。(一) 又もや自由を得んとする闘争は、完成されるときは、やはり平等を得ようとする闘争である。職業を選擇し之に従事する自由とは、もしそれが充分に効果的となるならば、かゝる職業に従事する機會が他人と平等である、このことを意味する。實際は、これは、自由主義をして國家的な授業料無料の教育制度を支持せしめ、また自由主義をして同じ方向へ尙も遠く導く種々の理由中の一なのである。(二) 更に又、われ／＼は個人の權利を主張するとは言へ、法人若くは準法人——例へば労働組合の如き——の社會的價値は無視出來ないのである。産業上の諸問題に團體的規制の手段が必要なこと並びに、かゝる規制を個人的自由調整する際に原理につき重大な困難が生ずることは、經驗によつて明白である。これらについては次款で論及せねばならない。がこの段階では次の一事が關係がある。法人の成員たる資格は、世襲の資格如何によつて決定さるべきでもなく、入會に關する人爲的な困難で閉め出さるべきでもない、といふのが明かに自由主義の一原則である。此處で人爲的と言ふのは、當該職業の性質に當然包含されてゐる困難でなく、却つて排他、獨占のため

に計畫された困難を意味する。かゝる制限方法すべてに對しては、自由主義の言ひ分は明瞭である。

凡ゆる點に於いて性の制限が階級の制限に並行してゐることを、此處で附言して置かねばならぬ。疑ひなく、婦人に適しない職業が存在する。然し、もし左様だとしても、婦人を排除するには適性検査で事足りる。「婦人のための門戸開放」は、「才能ある者のための門戸開放」の一適用であり、また非常に大きな適用であつて、この兩者を確保することこそ自由主義の骨子である。

五 經濟的自由

獨占は別として、近代の初期には産業は種々の形態の制限的立法や航海に關する諸法律や關稅のために束縛されてゐた。特に關稅は、自由な企業への障礙だつたばかりでなく、事業と事業との間の不平等の源泉でもあつた。關稅の基本的効果は、一定産業へ消費者全體の不利益となる特權を賦與し、之によつて、資本と勞働とが一定地方で最も有利に用ひられる目的物からずつと不利益に用ひられる目的物へ、資本と勞働とを移してしまふ、といふことである。此處でも又、自由主義運動は、障礙に對する攻撃であると同時に不平等に對する攻撃である。大抵の諸國では、そ

の攻撃は、地方的な關稅の打倒と比較的大きな自由貿易單位の確立とに成功した。保護貿易主義の打倒に完全に成功したのは、英國に於いてのみであり、またそれは英國の製造工業が初期に覇權を握つてゐたことにも基づくのである。而も英國に於いてさへも、もし英國が食料並びに工業原料品を諸外國に依存してゐなかつたら、保護貿易主義者の反動は疑ひもなく、少くとも一時的な勝利を獲得したことであらう。自由主義思想の最も目ざましい勝利は、最も不安定な勝利なのである。同時にその戦は自由主義が何度でも繰返し戦はうと何時も覺悟してゐる戦である。それは後退するやうなことには一度もならなかつたし、自由主義者の陣營内で反對運動の起つたことも決してなかつた。

産業に加へられた組織的諸制限に對しては具合が違つてゐる。時代の状態に全く妥當してゐない古い種々の規制は、第十八世紀中に廢滅し去つてしまふか、若くは産業革命の初期の間に正式に廢止されてしまつた。暫くの間は、全然制限を加へられない産業上の企業といふのが進歩的な標語であるかのやうに思へた。そして當時の反響は今日でも尙容易に無くなつてはゐない。だが古い諸制限が正式に撤去されてしまふまでに新らしい規制が行はれ初めた。新らしい工場組織で作られた状態は公衆の良心に衝撃を與へ、夙くも一八〇二年には一聯の諸法律中の最初のものが

作られたのである。そしてそれから、使用主との關係に於いて労働者の生活を年一年と一層詳細に規制する産業上の法典が發達したのである。この運動の第一段階は自由主義に共鳴する多くの人々によつて疑惑と不信用とを以て注視された。その意圖は、疑ひもなく、弱者を保護せんとするに在つたがその方法は、契約の自由に對する干涉といふ方法だつた。さて、健全な成年の個人の自由とは——コブデン程の頑強な個人主義者さへも少年の場合に別だといふことを認めてゐた——自己自身のために最適と思へる契約を締結する權利を意味し、また自己自身で生活方針を決定する權利と義務とを包含する。自由な契約と個人的責任とは自由主義運動全體の中心である。だから産業を法律で規制することにつき極めて多數の自由主義者が疑惑を感じたのである。それにも拘らず、時が経つにつれて、最も鋭敏な自由主義の共鳴者達は産業部面に於ける公けの統制の擴大を容認したばかりでなく、熱心に之を進捗させようとし、また教育と小兒の給養、労働者の住宅、病人や老人の看護、正常な雇傭の手段に關する施設の問題に於ける共同的責任の擴大を進捗させようとするに至つた。この方面では自由主義は明確に逆戻りをしたやうに見えるのであり、われ／＼はこの反轉が原理の變更かそれとも適用の變更かといふ問題を精査せねばならぬ。

契約の自由と密接に關係してゐるのは結社の自由である。もし第三者を侵害せぬ範圍で人々が自己の相互的利益のために互ひに何らかの合意を締結するのであるならば、人々は明かに、同じ條件で何らかの共通の利益のために永久に協同して活動することを合意して差支へない。即ち人は結社を組織して差支へないのである。だが本質的には、結社の權力は之を構成する個人の權力とは非常に異つたものである。そして個人間の諸關係に由來し且つ之に適してゐる原理に基づいて結社の行動を規制する企圖を爲し得るといふのは、單に法律的術學によるにすぎない。結社は、國家内に一國家を形成して政府と平等の條件で鬭争する程有力となるかもしれない。若干の革命的結社や宗教上の團體やアメリカのトラストの歴史でさへ、かゝる危険が想像上のものではないことを證明するのに引用されるであらう。これを問題外としても、結社は他の人々や結社の成員に對してさへ壓迫的活動をすることがあり、そこで自由主義の機能は、法律の拘束に反對して結社の權利を保護するといふことよりも、寧ろ結社の權力に反對して個人を保護する、といふことであるかもしれぬ。事實之に關しては、自由の原理は兩道をかけてゐるのであり、この二重の適用が歴史に反映してゐるのである。けれども、一八二四年乃至一九〇六年の期間にわたり恐らくは未だに完全ではない彼の労働組合の解放は、主として一の解放運動であつた。けだし團結

は、労働者をば使用主と平等の條件に近い何物かの上に置くために必要だつたのだし、使用主の暗々裡の團結は事實上法律によつて決して阻止し得なかつたのだから……。それは又、平等を通じて自由へ赴く運動でもあつた。他方に於いて労働組合の壓迫的能力は考慮せずに放つて置くことは出来なかつたが、同時に、無限に強力となるかもしれない資本家達の團結も、正當に、疑惑を以て視られた。この點では主義の矛盾は全然無く、却つて事情の眞の差異に關する正しい認識がされてゐた。大體に於いて、自由主義の機能は次の通りだつたと言つて差支へないであらう。即ちそれは、全般的な、自由な結社權を支持すると言ふよりも、寧ろ最大限度の眞の自由と平等とを助長するやうな條件で各場合に權利を明確にすることだつた、といふのである。

六 家庭の自由

國家内の凡ゆる團體の中で、家族といふ小形の社會は最も普遍的なものであり、また最も強力な獨立せる活力あるものである。獨裁主義國家は獨裁的な家族に反映してゐるのであつて、其處では夫は、廣い範圍内で妻と子供の身體並びに財産の絶對的君主だつたのである。解放運動は次の三點に存する。(一) 妻をして完全に責任能力あるものたらしめて財産を所有し、原告、被告

となり、自己自身の計算で業務を經營するを得しめ、また夫に對して完全な人身の保護を享受するを得しめること、(二) 法律の關する限り、婚姻を純粹に契約の基礎の上に確立し、婚姻の聖禮的方面は當事者が信じてゐることを公言せる宗教の儀式に委ねて置くこと、(三) 小兒の身體的、知的、精神的監護を、一部は兩親に一定責任を課し且つ懈怠を罰することにより、一部は教育・衛生に關する公けの制度を作ることによつて、確保すること、之である。最初の二運動は、自由と平等との相互依存に關する完全に典型的な事例である。第三は自由主義的傾向であるよりも寧ろ社會主義的傾向だとしばしば考へられてゐる。そして實際上、教育の國家統制は、未だ完全に解決されてゐない若干の、原理に關する徹底的な問題を惹起するのである。もし、一般的に、教育は國家が實施すべき權利を有する一の義務だとするならば、教育の方向について選擇する權利といふ無視し難い、之と匹敵する權利があり、兩者を調整する方法は、理論上も實際上也、尙未だに適當に定められてゐないのである。けれども、兩親の上位にあるものとしての國家といふ觀念は、全く眞に自由主義的であると同樣に社會主義的でもある、と私は主張したい。それは小兒の諸權利、兩親の懈怠に對し小兒を保護する權利、未來の市民として小兒が要求し得る機會の平等、社會組織内で成年者としての地位を占める薰陶の平等を求める權利である。自由は此處

でもまた統制と制限とを含蓄するのである。

七 地方的・民族的・國民的自由

われ／＼は一番小さい社會單位から最も巨大な社會單位へ移るのである。解放運動の大部分は、外國の支配に對する全國民の鬭争、ナポレオンに對する歐洲の反抗、自由のための伊太利の鬭争、基督教を奉ずるトルコ臣民の運命、黒人の解放、愛蘭と印度との國民運動で占められてゐる。これらの鬭争の多くは、自由の問題をその最も簡単な形態で示してゐる。それは餘りにもしばしば、弱者のために最も基本的な諸權利を確保するといふ問題であつたし、現在でも亦同様である。そしてその訴へによつて感動しない人々は、論理や倫理よりも寧ろ想像力に缺けてゐるのである。然し國民的運動の背後に、極めて困難な問題が生じてゐるのだ。國家と異なる國民とは何か？ 國民はどのやうな一致をしてゐるのか、また國民の權利とは何か？ もし愛蘭が一國民ならば、アルスターは一國民なのか？ またもしアルスターが英國國民にして新教國民ならば、アルスターのカトリック教を奉ずる半分は何なのか？ 歴史は若干の場合に實際上の解答を與へてゐる。例へば、責任ある政府といふ賜物を享受してフランス人と英國人とが、凡ゆる歴史的紛争と

宗教上の信仰、言語、社會組織上の凡ゆる差異にも拘らず、融合してカナダ國民となつたことを歴史は示してゐる。歴史は、獨逸が一國民だといふ確信の正當なことを證明し、また伊太利とは地理上の表現だとのメッテルニヒの侮蔑的な言辭を嘲笑した。だが歴史をどのやうに豫測すべきか、自ら決定をなすべき單位なりと主張する人民に如何なる權利を讓渡すべきか、といふことを決するのは容易でない。自由主義の一般的傾向が自治に左袒することは疑ひないが、然し、集團と集團との細別並びに錯雜といふ問題に直面するのであるから、如何にして自治の限界を劃するかを決定しようとするれば、歴史の具體的教訓と政治家の實際的見識とに頼らねばならないのである。だが一般的に適用し得るやうに思へる經驗上の標準が存在する。大きな若くはより、強大な國民に合併された國民が、合併せる兩國國民双方に適用し得る通常法律によつて統治され得る場合は、それは、そしてまた自由に関する通常の諸原理をすべて満足する法律によつて統治され得る場合は、その協定は當事者たる兩國國民にとつて最善のものかもしれない。然しこの制度がうまく行かず、政府が絶えず例外的立法に訴へたり、或ひは自己の諸制度を不自由にしたりすることを餘儀なくされる場合には、事態は急迫して來るのである。かゝる状態に在つては、最も自由主義的な精神の民主政治が、自己自身の諸原理を害ふに相違ない制度を維持してゐるのである。網で捕虜を引張つて

るる姿で薄肉彫に描かれてゐるあのアッシリアの征服者は、自分自身その網に縛られてゐるのだ、とハーバート・スペンサー氏は説いてゐる。征服者は権力を保持してゐる限りは自己の自由を喪失するのである。

いくらかは類似した問題が民族に關しても發生する。多くの人々は誤つて民族と國民とを混同してゐる。基本的諸權利に關する限りは、自由主義の態度について何等の問題もない。かゝる諸權利を保障すべき政治上の権力が考察されることとなつたときに、諸種の事實問題が發生するのである。黒人やカプフィール人は、知的、精神的に自治を行ひ若くは自治的な國家に參與する資格があるだらうか？ ケイプ・コロニーの經驗は、之を肯定する見解をとらせる。アメリカの黒人に關する經驗は、一層疑はしい答を與へると私は考へる。白人の有する諸權利を黒人に對し尤もらしく擴張することが黒人を破滅させる一番よい方法かもしれぬ。個人財産權、土地の自由な處分、ジン酒の自由購買といふ諸觀念を導入して部族的慣習を破壊してしまふのが、收奪者には一番調法な方法かも知れぬ。弱少な人民との凡ゆる關係に於いてわれ／＼は高尚に聞える言葉の不誠實に使用することにより腐敗せる雰圍氣内で行動するのである。もし人々が平等を口にするときは、それは正義の諸形式によつて行ふ壓迫を意味するのだ。もし保護を口にするならば、それは、屠殺するために太らされた鷲鳥に與へられる保護のやうなものを意味するやうに見えるのである。かゝる雰圍氣にあつては、恐らくは、われ／＼の最も安全な進路は、苟くも原理と推斷とが役立つ限りは、問題の要素を注視するとともに、世界のどの部分に於いても、個人的暴力や鞭打や沒收やジン酒に對し「黒人」を安全にすることに成功する方法はすべて之を支持する、といふことである。就中、現在でも未だ改まつてゐないならば、白人自身に對し「黒人」を安全にすることに成功する方法は、すべて之を支持する、といふことである。白人が自己自身の生活を規制するやうになるまでは、黒人に對し白人が爲し得る一番善いことは、黒人に對し何事もしない、といふことだ。この點に關して、一層建設的な自由主義の時代は、未だこれから起るべきものである。

八 國際的自由

もし未開人のために不干渉が一番よいことならば、多くの自由主義者は、それが國際的問題に於ける最上の叡智だと考へてゐる。私はこの見解を後に吟味しよう。此處では單に次のことだけを言つて置く。(一) 力即ち凡ゆる壓制の基礎たる力の行使に反對するのは自由主義の本質であ

る。(一) 軍備の壓制に反抗することは、其の實際的必要の一である。軍隊の力がロシアの如く直接に自由に對し反抗させられるばかりでなく、西歐の如く軍隊精神が自由な諸制度を侵蝕して文明の進歩に用ひらるべかりし國家の財源を吸収してしまふといふ一層陰險な方法があるのである。(二) 世界が自由となるに正比例して力の行使は無意味となる。もし何等かの形式での國民の服従を來さないものならば、侵略には全然目的が無いのである。

九 個人の自由と人民主權

これらすべての權利問題の基礎に、それらは如何にして確保され且つ維持さるべきか、といふ問題が横たはつてゐる。それは、行政府と立法府との責任を社會全體に押しつけることによつてであらうか？ かくの如きが一般的な答であり、それは、自由の一般理論と普通選舉並びに人民主權の教義とを聯絡する一方向を示してゐる。とは言へその答は、凡ゆる起り得べき場合に應ずる答ではない。全體としての人民は自己の權利に無頓着で、之を處理する能力がないかも知れない。人民は他人の征服や富者の沒收やその他の團體的な壓制若くは愚行に使用されるかも知れない。一般的自由と社會的進歩との見地からは、制限選舉權の方が一層擴大された選舉權よりもよい結果を生じる、といふことは十分に可能である。英國に於いてすら、一八八四年の選舉權擴張が幾年かの間自由の發達を種々の方面で阻止する傾向があつたといふのは主張し得る見解である。人民主權といふ主義は如何なる理論を基礎とし、如何なる範圍内で適用されるのか？ それは自由と平等とに關する一般的原理の一なのか、それとも他の思想が含蓄されてゐるのであらうか？ これらがわれわれの吟味すべき諸問題の中にあるのである。

われわれは今や極めて簡略な觀察をして自由主義運動の主要な諸局面を眺めてしまつた。そして第一にわれわれはそれが生活と同延であることに注目した。それは個人、家族、國家に關係してゐる。それは産業、法律、宗教、倫理に影響を及ぼす。もし紙幅に餘裕があるならば、文學や美術に對する其の影響を説明し、因襲や不誠實や愛顧との鬭争並びに自由な自己表現や眞理や藝術家の魂のための鬭争を叙述することも、困難ではないだらう。自由主義は、近代的世界の生活機構の隅々に迄も滲透せる要素である。第二に、それは效果的な一の歴史上の力である。その仕事完成せるところが何處にもないとしても、それは殆ど到るところで進捗しつつある。われわれが現在ロシアを除く歐洲に於いて、また英領の諸植民地や南北アメリカに於いて見てゐる近代國家、更にロシア帝國と廣大なアジア大陸とに於いて見初めつつある近代國家は、自由主義の諸

原理を吸収することによつて著しく、若くは若干、變更された嘗ての獨裁的社會である、第三に、かゝる諸原理自體へ轉すると、われ／＼は自由主義が凡ゆる部門に於いてその名で表示されるに相應はしい運動であることを認めた——即ちそれは、解放運動であり、障壁を除去し、自由で自發的な活氣ある活動を洋溢させるための道を開く運動であつたのだ。第四に、多くの場合に一面では自由を求める運動が他の一面では平等のための運動であり、且つそれら諸原理がいつも結合してゐることが今迄は確められるといふことを觀た。最後に、他方に於いて、自由の一層正確な定義と平等の一層精密な意味とが依然として漠然としてゐる多數の事例を觀た。それでこれを論ずるのがわれ／＼の任務であらう。更に明かにわれ／＼は、自由主義を主として其の初期のより消極的な面で觀察して來た。われ／＼はそれを舊社會内部で作用し且つ舊社會機構が人間の活動に課する種々の束縛を解き離すことによつて舊社會を改修する一の力だと觀察した。われわれは尙、自由主義の諸原理に基づいて如何なる建設的社會組織——もしそれがあつたらば——を形成し得るか、といふことを尋ねなくてはならない。自由と平等との諸原理のより完全な意義が明瞭となり、之を適用する方法が成就されるのは——苟くも左様なるからには——正に此處に於いてである。人民主權の問題も同じ必要を指示してゐる。かくてわれ／＼の殘餘の任務に

關する方針は明瞭に定められる。われ／＼は自由主義の根本原則を把握し、如何なる種類の機構が其の提供する基礎の上に建設し得るか、といふことを考察せねばならない。われ／＼は、一定の明瞭な諸局面を通じて自由主義思想の歴史的運動を辿り、以てその問題に近づくこととしよう。われ／＼は、指示された諸問題が次ぎ／＼と思想家達によつて攻撃され、また部分的な解決がより深く精密に調査する機會を與へたことを見るであらう。現實な思想運動に導かれて行つて、われ／＼は、自由主義思想の中心に達し、建設的社會理論としての自由主義の信條の本質に關する概念を形成しようとするのだらう。次いでわれ／＼はこの概念を、現代の政治、經濟上の重大な諸問題に適用するであらう。そしてこれは、近代的世界の生ける力としての自由主義の現在の地位並びに自由主義の諸理想を現實のものとする見込とを、結局、われ／＼が認識し得るやうにするであらう。

第三章 理論の運動

大きな變化は思想のみでは惹起されない。がそれは思想が無くては成就されない。人の情熱は、もし慣習といふ霜が破られ權威といふ鎖が裂かれるならば奮ひ起されるに相違ない。が情熱自體では盲目であり、その世界は渾沌たるものである。效果的であるためには人は協同して行動せねばならぬ。そして協同して行動するためには共通の理解と共同の目的とを有しなければならぬ。重大な結果を生ずる變化といふ問題になると、人々は單に自己自身の直接目的を明確に心に懷いてゐるのみではいけない。人々は他人を改心させねばならぬし、共感を傳へて納得しない人々を説得せねばならぬ。大體に於いて人々は、自己の目的が可能であることを立證し、それが現存の諸制度に適合する若くは少くとも何等かの實行し得る社會生活形態に適合することを立證せねばならない。實際上、人々は、彼等の地位の要求によつて驅り立てられて思想を苦心して作り上げ、結局、何らかの社會哲學を作り上げるのである。人々の背後で動かす力を持つてゐる哲學とは、人間的感情の實際的要求からこのやうにして生ずる哲學である。效力なく、學問的たるに

止まる哲學は、人類の渴望せる魂とは無關係に、抽象的な思索によつて形成される哲學である。

理論の領域では人々が内氣でもあり不器用でもありがちな英國では、確かに、自由主義運動はしばしば一般的原理無しですませようと努めた。初期の時代並びに一層穩和な形態に於いては、自由主義運動は立憲主義の假面をつけてその目的を達しようとした。例へばステュアート王朝の君主政體の主張に對しては、哲學的な議論は勿論のこと、歴史的な問題があつたのであり、國會の初期の指導者達は主義よりも一層多く先例に頼つたのである。この方法はホイッグ黨の傳統中に具現されてゐて、現代にまでも及び、現に作用しつつある自由主義精神の本質を作り上げる一要素となつてゐるのである。それは謂はば自由主義の中にある保守的要素であり、侵害に抵抗するには貴重であり、發展の連續を確保するためにも大切ではあるが、再建のためには不十分な、保守的要素である。變化した諸事情の下に在つて舊秩序を維持しようとするのは、實際上、革命を起すことかもしれない。第十七世紀にはその通りであつた。ピムと彼の黨與とは英國憲法史上に於ける彼等の鬭争の正當なことを證明し得たが、然し左様するためには彼等はステュアート王朝とテュードル王朝との裏面を探らねばならなかつた。そして第十四・五世紀の諸原理を一六四〇年に適用することは、事實上、革命を起すことであつた。現代に於いて上院に對する下院の權利を主

張することは、表面上は、古い憲法上の権利を固執することであるが、然し下院を全體としての國民の代表たらしめた新しい事情の下に在つて之を主張することは、實際上は、堅固な基礎の上に民主政治を初めて樹立することであり、それはまた一の革命を成就することである。

さて、革命を爲し遂げる人々は、自己が世界を何處へ導き行きつつあるかを知つてゐるべきである。彼等は一の社會理論を必要とする——そして事實上運動の徹底的な宣傳者達は何時でもこのやうな理論を持つてゐるのだ。既述の如くその理論は彼等が感じる實際的な種々の必要から發生し、従つて單に一時的價值あるのみの思想に永遠の眞理といふ性質を帯びさせる傾きはあるとは言へ、それは、このために、第二次的重要性のものだとして放念さるべきではない。一旦形成されれば、それは其の信奉者達の心に反應して彼等の努力に指導と一致とを與へるのである。今度はそれは眞の歴史上の力となり、そして其がどの程度に首尾一貫し且つ適當であるかといふことが、單に學問的關心事たるのみならず、實際上重要な問題なのである。加ふるに、ある運動の前進するコースは、其の思索家や政治家が次ぎ／＼と抱懷してゐた諸種の見解を知るよりも、政治上の諸事件の迂余曲折せる變化や政黨の論争の紛糾を辿つて行くことによつて、一層明確に理解される。思辨的にせよ實際的にせよ、見解は當然に問題を處理する方法全體に影響を及ぼすのであつて、歴史家にとつては、それは、恐らくは相異つて居りまた相互に牴觸さへする種々の思想と政策とが根底に存する種々の類似を立證するやうに類集される一の中心として役立つのである。では自由主義運動が包懷してゐた主要な見解を決定し、自由を得ようとする情熱が依つて以て自己の思ふところを述べようと努めた理論の主要な型を分類しよう。

これらの型のうち第一を私は自然的秩序の理論と呼ぶこととしよう。

初期の自由主義は社會及び國家の獨裁的政治を處理せねばならなかつた。それは人身的、公民的、經濟的自由の諸要素を要求せねばならなかつた。そして之を行ふに當りそれは人の諸權利を根據とし、またそれが建設的たることを餘儀なくされるに應じて想像上の自然的秩序の調和を根據とした。政府は超自然の認可と神授の命令とを主張した。自由主義は要するに人の諸權利は自然法に基づき政府の諸權利は人間的制度に基づくのだと答へた。この見解では最古の「制度」は個人であり、原始社會は家族の愛情に影響され且つ相互扶助のために人間が自然に集團をしたものであつた。政治的社會は一層人爲的な一の取極めであり、より善き秩序を確保し共同の安全を維持せんとする特殊な目的のために達成された一の協定であつた。それは恐らくは、ロックが主張したやうに、國王と人民との契約、もし當事者の一方が其の條項に違反したならば無効とな

るべき契約、に基づいてゐた。或ひはルソーの考へたやうに、それは、本質的には人民相互間の契約であり、多くの相衝突する個人意思が依つて以て一の共通若くは一般意思に形成さるる協約であつた。政府はこの意思の機關として設けられるかも知れないが、然し政府は問題の性質上自己の權威の源泉たる人民に從屬する。人民が主權者であり、政府は人民の代表者であつた。

それらの諸理論を分つ外観上の差異が何であるにせよ、この種の思想を抱いて働いたロック以下ルソー、ペインに至る人々は、政治的社會とは特定目的のために人々が自發的に身を委ねた一の拘束だと考へる點では一致してゐた。政治上の諸制度は服従と不平等との源泉だつた。それらの前後には自由にして平等な個人の集團が立つてゐた。だが孤立せる個人は無力であつた。彼は自己の權利に相當せる他人の權利により制限を受けるに止まる種々の權利を持つてゐたが、然し、偶然に上位の力を與へられなければ、彼はこれらの權利を主張し得なかつた。従つて彼は、權利を相互に尊重するために他人と協定を締結するのが一番よいと悟つた。そしてこのために個人は政府を設けて社會内部に於ける個人の權利を維持し、また外部からの攻撃から社會を守らうとした。その結果政府の機能は制限され且つ限定し得ることとなつたのだ、政府は人の天賦の諸權利を社會状態が許容する限り正確に維持するとともに、それ以外は無効とすべきであつた。國家

家の強制權力を使用するそれ以上の行動は、政府の存立の基礎たる協定に違反する性質を有する行動だつた。契約を締結するとき個人は、共通の法則に服従するとの條件により必要とされただけの權利を放棄したのであり、——それだけであつて、それ以上を放棄したのではない。個人は天賦の諸權利を放棄したその代りに公民權を受領したのである。そしてこの公民權は、完全なものではないが、然し團體的權力の保證を基礎としてゐるから、一層に效果的なのである。それでもし社會に於ける人の公民權とは何ぞやといふことを知らうとするならば、人の天賦の諸權利とは何か、また人々の相矛盾する諸要求を相互に調節するに當りそれらがどの程度に制限を餘儀なくされたか、といふことを調べなければならぬ。この必要な調節以上に行はれる干渉はすべて壓迫である。公民權は出来るだけ精密に天賦の諸權利と一致せねばならぬ。若くは、ペインが説く通り、公民權は之と交換された天賦の權利である。

國家と個人との關係に關する右の概念は、その基礎となつてゐた理論よりも長く存続した。それはマンチェスター學派の教義全體の基礎となつてゐる。後述する如く、その精神は多數の功利主義者によつて吸収された。それは、力は弱まつてゐたが、第十九世紀中ずつと作用した。またそれはフアグエ氏の如き現代の自由主義者達によつても強く主張されてゐる。彼等は卒直に其の

純理論的な諸根據を廢棄し、社會的效用といふ基礎の上に立つて主張してゐるのである。實際、其の力はその論理的諸原理に存するのではなくて、却つて近代社會の一定の必要に應ずる國家の諸機能に關する見解をそれが簡明且つ堅實にするといふ點に存するのである。これらの種々の必要が最高のものである限りは、その理論は生き／＼とした價值を持つてゐる。それらの必要が滿されて他の必要が生ずるに比例してより完全でより正しい主義を求めらるる要求が生じて來たのである。

然し自然的秩序の理論には無視してはならぬ他の一面があつた。もしこの理論で政府とは要らぬ干渉をする邪魔者であり壓迫と沈滞との淵源だとするならば、進歩と文明との源泉は何處にあるのだらう？ それは明かに個人の活動の中にある。自己の才能の活躍する自由な範圍を個人が一層多く享受すればする程、社會は全體として一層迅速に進歩するであらう。此處に重要な眞理の諸要素があるのだが、然しその意味するところは何であらう？ もし個人が自由ならば、各自自己の目的を追求する二人の個人は、彼等が衝突することを悟るであらう。事實われ／＼の理論によつて社會の起源でもあり基礎でもあると認められたのはかゝる衝突の可能性であつた。人々は、自己の自由が效果的であるためには、何等かの程度の相互的束縛をうけることに同意せね

ばならなかつた。然し第十八世紀のうちに、特に經濟上の分野に於いて、意思の衝突は誤解と無智とに基づくのであり、その害悪は政府の抑壓によつて著しくされるのだ、といふ見解が生じた。本質的には種々の利害關係の自然的調和が存在する。外形上の秩序を維持し、暴力を鎮壓し、人々が財産を所有することを保證し、契約の履行を強制せよ、然らば他のことはひとりで進むであらう。各人は私利によつて導かれるだらうが、利益は各人を最大の生産力といふ方向に沿ふて導いて行くであらう。もしすべての人爲的な障礙が撤廢されるならば、各人は自己の能力に最も適する職業を見出すべく、この職業は各人が最も生産的なるべき職業、従つて社會的に最も大切な職業であらう。各人はその財貨を喜んで買ふ買手に賣らねばならず、従つて各人は他人が必要とする品物、従つて社會的價值のある品物を生産することに専心せねばならない。各人は最高價格を得ることの出来る品物を第一に作るであらう、そしてこれは、特定の時と場所並びに各人の特殊の能力に關聯して、最も必要とされる品物であらう。更に各人は最高の賃銀を支拂ふ使用主を見出すべく、且つそれは各人がその人のために最もよい勤務をし得る使用主であらう。約言すれば私利は、もし進歩せる且つ拘束されてゐないものだとなれば、各人をして公益と一致する行爲を爲さしめるに至るであらう。この意味に於いて個人と社會との間に自然的調和が存す

るのである。確かにこの調和は、之を效果的ならしめるには一定量の教育と啓蒙とを要するであらう。それが必要としなかつたものは政府の「干渉」であつた。かゝる干渉は右の調和の圓滑且つ效果的な作用を助長する諸事項を何時も妨げるであらう。政府は競技場を管理して個人が試合をやり遂げるやうにせねばならぬ。個人の天賦の諸権利の理論は、斯様にして個人的必要との調和といふ理論によつて補足され、かくて充分に完成されて、人間社會に關する一概念即ち、一見したところ役に立つ、また事實上眞理の重要な諸要素を包含し、且つ相當の期間偉大な階級の必要並びに全體としての社會の必要の多くに應ずる概念を形成するのである。

然しその理論は、批判をうけて兩面に歴史上並びに學問上重要な根本的弱點を露呈するのである。先づ天賦の権利といふ概念を考察しよう。かゝる諸権利は如何なる権利で、また何を基礎としてゐたのであらう？ 第一の點に關し人々は明確であらうと努めた。之を例證するためには一七八九年の宣言の主要條規を引用するのが最もよい。

第一條 人は自由且つ平等の權利を有して出生し生存する。社會的差別は共同の效用を基礎として初めて樹立され得る。

第二條 凡ゆる政治上の結社の目的は人の天賦且つ絶對の諸權利を保守することである。これ

らの諸權利は自由、財産權、安全並びに壓迫に對する反抗である。

第三條 凡ゆる主權の本源は本質的に國民に歸屬する。

第四條 自由とは他人を侵害せざる何事をも爲す權能である。かくて各人の天賦の諸權利の行使は、社會の他の成員が同様の諸權利を享受することを保證すべしとの制限を有するに過ぎない。これらの制限は法律によつてのみ定め得る。

第六條 法律は一般意思の表示である。全公民は法律の形成に自ら若くは代表によつて參與する權利を有する。

本條の殘餘は法律の公平と凡ゆる公民が平等に官職に就くことを認めることを主張してゐる。一七九三年の人權宣言は平等に關しては一層之を強調しまた一層誇大してゐる。第三條は次の通りである。曰く「すべての人は生來、また法律の前に於いて平等である。」と。

これらの條文の精神が全然見失はれるやうな取るに足らぬ形の批判にこれらの條文を服せしめるのは容易なことである。私はただ一二原理上の問題にのみ注意をしてほしい。

(a) 現實に要求されてゐる諸權利は何か？ 「安全」と「壓迫に對する反抗」とは原則として差異がない、のみならず、自由の定義によつて網羅されとも考へられよう。本質的にはその

意味は「身體及び財産に關する自由の確保は各人の權利である」といふのである。そのやうに表現されれば、この權利が秩序ある社會を當然のこととして假定し且つその成員の自由を確保するのがかゝる社會の義務であるとのことを規定してゐることが判るであらう。然らば個人の權利とは、社會と無關係なものでなくて、却つてよき社會秩序が承認せねばならぬ諸原理の一である。

(b) 平等が「共同の效用」によつて制限され、自由の範圍が究極的に法律によつて限定さるべきことを注意せよ。孰れの場合にもわれ／＼は、個人から逆戻りして全體としての社會の必要若くは判定に注意させられるのだ。加之自由に關する尙二つの定義がある。(一) 自由とは他人を侵害せざることを行ふ權能である。(二) 自由とは他の人々が同様の權利を享受せねばならぬとの考慮によつて制限される一の權利である。これらの二つの定義が非常に矛盾してゐることに留意することが大切である。もしも他の人を打倒す私の權利が私を打倒すその人の平等な權利によつてのみ制限されるものならば、われ／＼が腕力に訴へようとするときに干涉するのは全然法律の任務ではない。他方もし私が他の人を侵害する權利を全く有しないのであるならば、法律は干涉すべきである。後の方が一層正しい主義であつて、他人の平等な自由の尊重が自由の適當な定義でないといふことは、殆ど考へる迄もなく、充分に立證される。ピアノを弾いて一晚中隣人

を眠らせずに置くといふ權利は、ピアノが鳴つてゐる間ずつと吠えてゐる犬を飼ふといふ隣人の權利で、うまく埋合せをつけられはしない。饑餓的賃銀を支給する「悪使用主」の權利は、その被用者がかもし同じ條件を他の人に課する地位にたならば享受すべき之と對應する權利によつて、うまく制限されはしないのである。一般的に、他人を侵害する權利若くは他人を利用する權利は、たとへ他人が同じもので報復する權能を有するとかゝる他人の權利でうまく制限されることはないのである。他人を侵害する權利などは全然存在しない。そしてもし侵害とは何ぞやと尋ねるならば、われ／＼は又もや自己が好むことを行ふといふ個人の主張を拒否する何等かの一般的原理へ追戻されてしまふのである。

(c) 人民主權といふ教義は二つの原理に基づいてゐる。(1) それは國民に存すと言はれてゐる。法律は一般意思の表示である。此處で「國民」とは、集團的全體として、一の單位として考へられてゐる。(2) すべての公民は法律制定に參與する權利を持つ。此處での問題は個人の權利といふ問題である。國民生活の統一若くは個人の固有權の孰れが個人自身に關係することに就いて参考とさるべき眞の民主的代表的根據であらうか？

更にまた、これらは極めて重要な問題なのであるが、國民の意思又は個人の權利の孰れが究極

の權威なのであらうか？ もし假りに個人の権利を否定する法律を國民が熟考した上で決定したとすると、かゝる法律は、人民主權の名に於いて遵奉さるべきであらうか、又は天賦の權利の名に於いて違反さるべきであらうか？ これは眞實の争點であり、而もこの方面では全く解決出來ぬものである。

これらの諸種の困難は自由主義理論の第二の型を形成せしめた種々の考慮すべき事實の中に存在してゐた。そして自然的秩序の調和について論ぜらるべきことは、この第二の理論と關聯して考へられるであらう。われ／＼は今や第二の理論へ移らうとしてゐるのであり、且つそれは最大幸福主義として有名な理論である。

社會改造の基礎として最大幸福の主義を作り上げるのに生涯の大半を費したベンサムは、われ／＼が天賦の諸權利といふ理論の中で見出した種々の困難を完全に感知してゐた。確實と看做された種々の人權は彼にとつては數多くの無政府的誤謬であつた。それらは何等明瞭に擧示し得る主義に基づかず、論證し得る餘地も全然なかつた。「私は權利を持つてゐるのだ。」「君はそんな權利を持つてゐないと言ふのに！」論争者の間にあつて誰が、若くは何が、事を決定するのであらうか？ 假定された自然法とは何であつたか？ それは何時成文とされたのか、また何人の

權威によつて成文とされたのか？ 如何なる理由に基づいてわれ／＼は人が自由若くは平等だと主張するのか？ 如何なる主義に基づき、また如何なる限界内でわれ／＼は所有權を主張し得るのか？ 普遍的な承認によつてこれらの凡ゆる權利が讓歩せねばならぬ諸點があつた。戰時その他壓倒的な一般的必要ある時に、所有權に如何なる價値があるか？ 人權宣言自體さへ共同の效用若くは法律に訴へかけて個人の權利の限界を定める必要あることを認めてゐた。ベンサムは卒直にすべての權利をして共同の效用如何によつて決定するものたらしめんとし、それと共にすべての相衝突する諸要求を一の一般原理に照して吟味することを可能ならしめようとした。(彼はそれらすべてを一の共通標準によつて測定しようとした。人は自己の意見を自由に發表する權利を有するか？ ベンサムの方針に基づいてその問題を決定しようとするれば、われ／＼は、意見の自由な發表が許されるには大體に於いて社會に有益なりや否や、と問はねばならぬのであり、そしてこれは、一般理論並びに種々の結果を生ずる經驗によつて決せられる問題である、とベンサムは言ふであらう。もちろんわれ／＼は都合のよいことも悪いことも一緒に之を甘受せねばならぬ。もし意見の自由な發表が許されるならば、誤まつた意見が發表されて多數の人々を惑はせるであらう。問題は、謬見の弘布のため生ずる損失が自由な論議により得られる利得と釣合ふか、

といふことである。そしてベンサムは、自由な立場で結果によつて判断しようとするのである。國家は私所有権を支持すべきであらうか？　もしかゝる権利を是認することが社會全體にとり有益ならば、支持すべきである。もし有益でないならば、支持すべきではない。更に若干の財産権は有利であるが他は不利であるかもしれぬ。社會は自由に選擇すべきである。もし一定形式の財産権が専ら個人の利益のためにのみ且つ社會の福利の害となるやうにのみ作用しつゝあることを社會が見出すならば、社會はかゝる形式の財産権を抑壓する充分な理由を持つてゐるのだが、同時に、之と等しく正當に、社會の福利に及ぼす影響により判断して正しいと考へる他の形式の財産権を社會は支持するだらう。それは個人の「絶對的」權利などによつては全然制限されないのである。もし社會が全體の利益に留意するならば、社會は自己の好むことを個人とともに行ふかもしれないのである。權利といふ問題に關する限りは、ベンサムの主義は明白に社會主義的若くは獨裁的だとさへも觀られよう。それは、少くとも一個の可能性としては、社會の要求に對する個人の完全な從屬を企圖してゐるのである。

然しベンサムの主義には他の一面があり、之を理解しようとするればわれ／＼はその理論自體の諸項目を一の實證的教義として敘述せねばならない。われ／＼が説いて來たこの社會的效用とは

何か？　その本質は何か？　何が社會にとり有益で、何が有害なのか？　その答は非常に明確で簡單だといふ長所を持つてゐる。一の行爲によつて影響をうける最大多數の者の最大の幸福を増進するに資する行爲が善いのである。制度或ひは社會組織についても、もちろん、行爲に關して言ふのと同じである。この主義に適合するものは有益であり、この主義と矛盾するものは有害である。之に適合するものは正しく、矛盾するものは不正である。最大幸福の主義は行爲の唯一最高の主義である。それが二つの考慮すべき事實をわれ／＼に押しつけてゐることを注意せよ。一は最大の幸福である。さて幸福とは、積極的には快樂の存在に、消極的には苦痛の存せざることと存すと定義される。然らばより大なる快樂はより小なる快樂よりも好ましいし、苦痛の伴はぬ快樂は苦痛を包藏する快樂よりも好ましい。苦痛とは快樂のマイナスの分量だと考へると、その主義は分量と快樂とを考慮することを常にわれ／＼に要求し、それ以外のことを一つも要求しない、と言つてもよいだらう。然し、第二に、影響を受ける個人の數が重要である。ある行爲は一人に快樂を生ずるが二人に對しては苦痛を生じさせるかもしれぬ。然らば、實際、各々の場合に快樂が非常に大きくて苦痛が小さいといふのでなければ、正しくない。われ／＼は影響を受けるすべての個人を考慮に入れて諸種の結果を對照し、且つ「各人は一人と看做し何人と雖も一人以

上と看做してはならぬ。」この註解は最初の公式の不可欠な部分である。人は、自己の父、自己の小供又は自己自身の幸福と他人の幸福との間に於いても、公平でなくてはならぬ。彼は唯單に確保される快樂又は受ける苦痛のみを考慮せねばならない。

さてこの快樂と苦痛との測り得る分量といふ概念には、多くの批評家が主張した通り、不眞實で空論的なものが何か存在する。われ／＼はその點を後に論じなくてはならぬが、先づベンサム自身の時代の諸問題とベンサムの教へとの關聯並びに自由主義思想のその後の發展とベンサムの教へとの關係を理解することに努めよう。このためにはわれ／＼はベンサムの教義中にある眞實なものを固守しよう、たとへそれが必ずしも學問的に精確に定義されてゐなくとも……。そこでわれ／＼が注目する顯著な諸點は次の通りである。(1) 權利に關する凡ゆる考慮が幸福に關する考慮に從屬すること、(2) 數の重要性並びに、(3) 同じ教義の他の一面として人と人との間の平等若くは公平の主張、之である。ベンサムが考へてゐる共同の效用とは、多數の個人により經驗さるる幸福であり、これらの個人はすべてこの目的のために平等の價値を持つものと看做されるのである。これは、序説中でわれ／＼を驚かせた社會主義的傾向と比較すると、ベンサムの信條の徹底的な個人主義である。

この個人主義に於いては平等が根本的である。すべての人が一人と看做され、如何なる人も一人以上には看做されない、けだし各人が苦痛と快樂とを感じ得るからである。他方自由は基本的でない、それは目的のための手段である。人民主權は基本的でない、けだし凡ゆる政治が目的に達するための手段であるからだ。それにも拘らずベンサム學派は、大體に於いて、自由と民主政治とを助けた。その學派の態度を考察しよう。

民主政治といふことについては、ベンサムとジェイムス・ミルとは次のやうな風に論じた。人々は、もし放任して置けば、即ち、もし教育上の紀律によつて訓練を受けることもなくまた責任によつて阻止されることもないならば、最大多數の利益を考慮しない。彼等は自己の利益を考へるのである。國王は、もしその權力が阻止されないならば、自己の利益のために支配するであらう。階級は、もし自己の權力が阻止されないならば、自己自身の利益のために支配するであらう。全體の幸福を計るための正當な考慮を確保する唯一の方法は、すべての者に權力の平等な分前を與へることである。確かに、争ひがあるならば多數者が勝つだらうが、然し多數者は各々自己自身の幸福を考慮して行動するのであり、従つて全體としての多數者はより多數の者の幸福を考慮して行動するのである。個人には政治に參與する固有權などは全然ない。幸福の諸手段の分

配に當つて考慮され且つこの目的に達する手段としての政治の仕事に參與すべきことを求める請求権は存在する。その結果は次の通りとなる、即ち、もし、就中、一人の人又は一の階級が、自己の支配の方が人民的制度よりも一層大多數の者の幸福に貢獻する程他の人々より賢明若くは一層よいといふことを立證し得るならば、政治の事務はその人又はその階級に委ねらるべきであり、他の何人と雖も之に干渉すべきではないのである。

然しながらその議論全體は政治問題に關する粗雑な見解を含んでゐる。七百万人若くはそれ以上の有権者の各々の明確な測定し得る利益が問題となつてゐる問題が、他の諸問題とは切離されて別個に、現はれるといふことも、もちろん、理論的には可能である。例へば英人の大多數の者は紅茶を飲む。比較的少數の人々は酒を飲む。紅茶若くは酒に對する税によつて特定の金額を徴收すべきであらうか？ 此處では紅茶を飲む人々の大多數が、各人にとり種類も同じで程度も大體同じの、測り得る利益を持つてゐる。そして大多數の投票は、もしこの問題のみについてまた私利のみを基礎として投票をとることが出来たとしたら、個人の利益の總計を示してゐると考へても不合理ではないだらう。だがこの場合でさへも、最大多數は考慮されるが、最大の幸福はそれ程うまきは行かぬ、といふことを注意せねばならぬ。何故なら、酒税で同じ金額を徴集しよう

とすれば、酒を飲む人は少數だから、紅茶税よりもずつと高額の税金とならねばならず、かくて多數の紅茶飲用者の小さな利得が少數の酒類飲用者に大きな損失を蒙らせるであらう。そしてベッサムの主義に立つては、これが正當だといふことは明白でないのである。實際上、恐らくは少數者に眞の苦痛を受けさせて自己が少しばかりの便宜を受けることを固執し、かくて多數者が壓制的な行動をするといふことも有り得るのである。さて功利主義はかゝる壓制を決して正當と認めない、が然し、それはある人の損失と他の人の利得とを比較考量しようとするやうに思へる、そしてかゝる比較考量といふ方法は、本質的には、われ／＼の正義感に好印象を與へないのである。苟くも合理的社會秩序が存するものとするならば、それは、ある一人の人の幸福の根本的、必須不可缺の條件が他の人の避くべからざる苦難を基礎とすることの絶對にないものでなくてはならぬし、また四千萬人の幸福が一人の苦難を基礎とすることの絶對にないものでなくてはならぬ、とわれ／＼は斷言するだらう。一人の人が國民のために死ぬといふことは、一時的には便宜であるが、永久的には不正當である。

尙更に進んで論じよう。右に企圖された税の問題は、近代國家の政治に適用されるときは、不眞實な問題である。かくて政治上の諸問題は孤立してゐる筈はない。特別な税に關しわれ／＼が

國民投票で投票し得るとしても、有権者が考慮せねばならぬ問題は、その税から生ずる問題とその税の負擔範圍のみでは決して無い。その税の凡ゆる間接的な社會的並びに經濟的の諸種の意義が考慮されることとなるべく、而して右の例に於いては人民は、例へば紅茶飲用と酒類飲用との比較的な諸種の效果に關する自己の意見によつて、正しく、支配されるであらう。社會生活の如何なる要素も他の要素と無關係ではない、これは動物の身體の如何なる要素も他の要素と無關係のものはないのと同じである。この意味に於いて社會生活は有機的だと主張しても正當であり、またすべての考慮される公共政策は、それらの政策と全體としての社會生活との關係を考へねばならない。けれどもこの見解を政治に適用した途端に、民主政治の問題を敘述するペンサム學派の方法は不充分であるやうに思へるのである。各人の利益は疑ひもなく結局に於いては社會全體の福利と密接に關係してゐるのだが、然しその關係は極めて微妙且つ間接的である。加ふるに、それが成就されるには時日がかゝるし、また今日行はれた害悪は、之を行つた世代が過ぎ去つてしまつたときに漸く結果を生ずるかもしれないのである。かくて多數の直接的且つ算定し得る利益は、決して全體の社會の究極的利益と一致しないであらう。それで多數者が私利を基礎として全體としての社會の利益のために統治するに相違ないと想像することは、實際上、科學上並び

に政治的手腕に關する最高の努力を要する問題についての完全な見識を大衆が持つてゐると看做すことである。最後に、人々が全然自己の利益といふ意識により支配されると假定される、とすることは、多面的な謬論である。人々はそれ程知的でもなければ利己的でもない。彼等は情緒や衝動によつて支配され、個人としては何等利得することのない公共政策の進路に、善悪孰れのためにも、熱狂的な支持を與へるのである。民主政治の眞價を理解しようとするれば、われ／＼は個人と社會との關係を一層深く検討せねばならないであらう。

最後に自由の問題に轉じる。ペンサム學派の原理を基礎とすれば、不可侵な個人の權利といふ問題は此處ではあり得ない。既述の如く、ペンサム主義には徹底的な社會主義若くは獨裁的な温情主義の可能性さへあつたのだ。だが二つの大きな事情が反對の方向に影響した。一は當時の諸事情から生じた。ペンサムは元來は幾らか保守的な氣質の人間だつたが、彼の改革計畫に對する支配階級の無頓著若くは敵意のために、比較的晩年になつてから急進主義へ驅り立てられた。彼が見たところでは、政府は、公共の福利に反對する既得權益を有する閉鎖的團體たる性質を有するものであり、彼の著作には到るところにかゝる資格での權力に關する不信が充満してゐる。彼の態度を正當とすることが當時の歴史には隨分澤山あつた。當時は、正直な官吏は個人又は團體

の利益よりも公益を重しとする、と信じることは困難だつた、そして改革家達は當然に進歩の源泉として個人の發意に期待したのである。第二に、これは一層哲學的な議論であるが、個人は自己自身の利益を最もよく理解すると假定され、そして公益は個人の利益の總計だから、結局、もし各人が自由に自己の利益を追求し得るならば、最大多數の者の利益が一般的な選擇の自由によつて最も效果的に實現されるだらうと假定された。私利と公益とを調和するのに種々の困難のあることは否定されはしなかつた。だがジェイムス・ミルの如き人々は——彼はその問題のこの方面で特に働いた人だが——かゝる困難は道德的教育によつて克服出来ると主張した。他人の利益と自分自身の利益を結合するやうに少年時代から教育されれば、人は自己の幸福と同様に他人の幸福をも尊重するやうになるだらう、と彼は考へた。けだし、結局に於いては、兩者は一致するからである。特に、自由な經濟組織にあつては、上述した通り、各個人は最大の個人的幸福といふ線に沿ふて動くのだから、結局社會にとり最大の利益ある機能を果すこととなるであらう。このことが理解せしめられるときは、叡智で啓發されまた御し難い本能を訓練することで洗煉された個人的利益の自發的作用を基礎とする眞の社會的調和が生ずることであらう。

かやうにして、出發點は異つてゐるが、ペンサム學派は天賦の自由に関する理論の結果と實際上大して異らぬ結果に到達したのである。そして兩者の勢力は、大體に於いて、改革時代の英國の自由主義に極めて顯著な影響を及ぼした學派の形成に協動したのであつた。そしてわれわれは今やこの學派の仕事を観なくてはならないのだ。

第四章 「自由放任主義」

コブデン學派は全般的見地に於いてはベンサムの教義にも天賦の自由の教義にも關係してゐた。その學派は英國人の心にとり大切な徹底的に實際的な態度をベンサム主義者と同樣に持つてゐた。その學派は、天賦の諸權利についてはフランスの理論家達よりもずつと少ししか論じてゐない。他面それには、個人の自由な行動が凡ゆる進歩の主要な源泉だ、といふ確信が滲透してゐた。その學派の出發點は經濟的である。貿易は未だに拘束されてゐる。最も悪い古代の對内的諸制限は、實際、撤廢されてゐた。がこの點でさへコブデンは活潑に仕事をして、第十九世紀には存在する餘地のない種々の莊園的權利からマンチエスターを遂に解放した。然し主要な仕事は外國貿易の解放である。穀物法は、現代の關稅改革論者さへ認めてゐるやうに、支配階級のために案出されたのだつた。彼等は地主の利益のために大衆の食料品に對し卒直に課稅した、そして一七六〇年以降進捗してゐた産業革命及び農業革命の結果、大衆は經濟的苦難のどん底へ引きずり込まれてゐた。一番安價な市場で買入れて一番高價な市場で賣る權利を各人に與へよ、然らば買

易は自働的に擴大するだらう、とコブデン主義者は力説した。商業上の發展が才能ある人々に開放されるだらう。腕のある職人は自己の仕事に充分價するだけの金錢を得るだらう、そしてその金錢で彼は世界の市場で最低の値段で食料品や衣服を買入れるであらう。かくてこそ初めて彼は、何人にも市場税を支拂はずに、自己の仕事の完全な代價を得るであらう。政府を經營するには税がなくてはならぬが、もし政府の經費を調査するならば、それは殆ど軍備の如何によることか判明する。何故われ／＼は軍備を要するのか？ 第一に、保護貿易制度のために惹起され、またそのために續けられる國家の對立が存するからである。自由な國際通商は相互の智識を生ぜしめ、離れ／＼になつてゐる諸國民を商業上の利益に關する無數の紐帶で結合させる。自由貿易は平和を意味し、而して一度英國の繁榮といふ事例によつて教へられれば、諸國はその例に倣ひ、自由貿易は全世界的となるであらう。國家的危險のも一つの根は干涉主義である。われ／＼は他の諸國家を正しくするといふことを引受けた。われ／＼は他の諸國のために如何して判斷し得るか？ 力は決して救濟策ではない。各國民をして自由に自己自身の救濟を成しとけしめよ。われ／＼が他國民の家を整頓することに取りかゝらねばならぬ程われ／＼自身の事態は完全ではなかつた。個人的自由を完成するためには國家的自由がなければならぬ。亦植民地の自由もなければ

ならぬ。植民地は最早本國の利益のために支配されるといふ氣にはなれないし、また植民地は本國によつて維持される常備の駐屯軍隊を要求すべきでもない。それらは遠隔の土地であり、それぞれ、もしわれ／＼が自由を與へたならば、自己自身の將來を有し、自衛能力あり且つ自由を有して眞の國家へ發展する土地である。個人的自由、植民地の自由、國際的自由は、一の全體の部分であつた。不干渉、平和、軍備制限、經費の節約、減税が之と關係せる一聯の結果であつた。浪費的な軍事上の經費から節約された金銭は全部を納税人へ返還する必要はない。自由で世俗的で普遍的な教育に捧げられたその一部分は、銃や艦船にそれが費された場合にそれが及ぼした害悪と同じ程度の善事を行ふこととなるだらう。けだし教育は智能標準を高めるのに必要だつたし、また之無くしては人民大衆が法律的諸制限の撤廢によつて與へられた自由を利用し得ざる出發點に於ける機會の本質的平等を供するのにも必要だつたからである。此處にこそ、コブデンと彼の仲間達とが必ずしもその功績を充分に認められなかつたところの一層建設的な見解の諸要素が存してゐたのである。

だがマンチェスター學派の教へは、大體に於いて、國內事務並びに國外事務の双方に於いて政府の機能については之を制限せんとする見解を取る傾向があつた。政府は秩序を維持し、人々に暴力と詐欺を禁止し、外敵及び國內の敵に對し人々の身體並びに財産の安全を保證し、侵害に對し人々に救済を與へ、かくて人々が種子を蒔いた土地で刈入れることを當てにし、産業の所産を享受し、人々が相互の利益のために互ひに締結しようと思ふ協定を邪魔をうけずに締結し得るやうにせねばならなかつた。この見解に關しコブデンの同時代人達によつて、また種々の事實自體の烈しい判斷によつて、下された批判がどんなものであつたか、を考へて見よう。古い經濟制度は第十八世紀中に衰へてしまつてゐた。反穀物法同盟が結成されたときには、既に労働者は完全に土地から分離してしまつてゐた。英國の小作人大衆は、一週十志乃志十二志、否しはしばもつと低廉な賃銀で働く土地を持たない労働者であつた。一七六〇年以降の機械工業の勃興は昔の家内工業制度を破壊し、都市の労働者をば使用主に雇傭される工場労働者の地位へ陥し入れ、そして使用主はナポレオン戦争後二世代の間英國が享受した製造業の獨占を行つて容易く富者となる道を見出したのであつた。工場制度は、その條件が知れ渡つたときには公衆の良心を激昂させたところの條件で婦人と小兒とを組織的に雇傭することにより、ある一點で問題を危機に到らしめた。小兒の場合には、コブデン自身も力説したことだが、自由なる契約といふ主義は適用し得ないことが夙くに認められてゐた。議論のために、成年男女は他の人々が自分のためにやつてくれ

るよりも一層よい契約を自分でやる事が出来ると思つても、救貧法救済委員によつて或る工場主の徒弟とされた貧民の少年が、彼に行ふやうに當てがはれた仕事につき發言權を持つてゐたとか判断を持つてゐたなどは、何人と雖も主張し得なかつた。少年は保護されねばならなかつた、そして經驗によつて、少年は法律により保護されねばならぬことが判つた。自由なる契約は頼りのない少年の問題を解決しなかつた。自由なる契約は、使用主が自己の利益のために少年を「搾取する」に任せた。そして少年の健康や福利のために個人が如何なる心遣ひを示したにせよ、それらはすべて個人の慈善といふ事項であつて、自由といふ制度の必然的作用によつて確保された権利ではなかつたのである。

然しこれらの議論は非常な擴張をする餘地があつた。もし少年が無力だつたとすれば、それなら成年者は、男にせよ女にせよ、もつと善い地位にゐたらうか？ 此處に五百人の労働者を使用してゐる工場の所有者があり、また他に衣食の資を持たないそして勤め口を探してゐる一労働者がある。彼等が條件について約定すると假定せよ。もしその契約がうまく行かなかつたならば、使用主は一人の労働者を失ふが、尙その工場の運営を續けて行く四百九十九人の労働者を持つてゐる。幾ら悪くても、他の労働者が出て来るまで一、二日の間、唯一臺の機械を運轉するの

に一寸困難するだけであらう。同じ期間の間労働者は何一つ食物もなく、子供達が飢ゑて行くのを見てゐるかもしれない。かゝる取極めに實際的な自由は何處にあるか？ 労働者達は急速に自由が皆無であることを悟り、機械工業の勃興した初期の時代から、團結によつて均衡を匡さうと努めた。さて、團結は必然に使用主達に嫌惡されたし、またそれは個人に拘束を加へるから自由の信奉者達にも非常に危ぶまれた。それでも労働組合は一八二四年にはブレイスと急進論者との活動によつて解放の第一歩を獲得したのであるが、それはかゝる人々が労働組合主義を基礎として永久的な社會進歩に關する重大な希望を抱いたからだと言ふよりも、労働組合こそ眞實の競争の自由が無駄なものにしてしまふ壓迫的な諸法律に對する労働者側の回答だと考へたからであつたらしい。事實上、批判的な態度には正當な理由が無いでもなかつた。労働組合主義は精神に於いては保護的で、行動に於いては壓迫的であり得る。それにも拘らずそれは労働階級が産業上の標準を維持するためには不可欠なものであつた。何故ならば、そのみが、思ひ切つた法律上の保護がない場合に、使用主と被用者との間の不平等を匡正するために何事かを爲し得たのだからである。大體に於いてそれは、労働者に對してそれが取去つた自由よりもすつと多くの自由を與へた。そしてこの點に於いてわれ／＼はずつと廣汎に適用される重要な教訓を得るのである。契

約といふ事項に於いては、眞の自由とは當事者間の本質的平等を假定する。一方の當事者は有利な地位にあるに正比例して自己の條件を命じ得るのである。相手方は弱い地位にあるに正比例して不利な條件を甘受せねばならない。この故に、經濟的な侵害は永存する傾向がある、とのウォーカーの断定には眞理がある。一の階級が落ぶれば落ぶれる程、その階級が援助を受けずに再び興起する困難は益々大きくなる。立法の目的のために國家がこの見解を受け容れることは極めて遅々としてゐた。既述の通りそれは少年に就いて受け容れ初めた、その場合には事情は壓倒的であつた。それは進んで「青年」と婦人とを包含するに至つた——尤も婦人の權利を固執する人々から批判をうけなかつたわけではない——そしてこの保護の中には男子の支配の擴大が見られた。然しそれはともあれ、輿論は、自己自身で契約をする程強くない一定階級を保護するために例外的なやり方で干渉するのだ、といふ信念によつて、此處まで連れて來られたのであつた。輿論は成年男子で限界線を劃した。そして法律が公然と産業の諸條件、労働時間並びに最後には「苦汗制諸産業」内に賃銀委員會を設置することにより年齢と性とに制限なく労働者の實際の報酬を統制するといふ任務を行ふに至つたのは、労働組合といふ世界の内部で多年にわたり行はれた論争の結果としてであり、また既に現代になつてからであつた。平等無き自由は高尚には聞え

るが惨めな結果を有する名稱だ、といふ經驗上明かな教訓によつて、此處まで押し進められて來たのだ。

コブデン學派が企圖した個人と個人との間の自由な合意といふ制度の代りに、現實に發達を遂げ且つ更に發展する過程にある産業制度は、國家により規定された條件を基礎とし、またかゝる諸條件の限界内に於いては使用主の組合と被用者の組合との團體協約によつて大部分支配されてゐる。法律は労働者の安全並びに雇傭の衛生的諸條件につき規定してゐる。法律は工場並びに事業場に於ける婦人と少年の労働時間を規定し、また鑛山並びに鐵道の成年男子の労働時間を定める。將來は法律は恐らく成年男子の労働時間を自由に處理するであらう。法律は賃銀委員會をして表に記載された諸産業——かゝる産業の数は疑ひもなく増加するであらう——内で合法的最低賃銀を確立するを得しめる。法律は、從業中に被用者が蒙つた凡ゆる傷害につき使用主に責任を負はしめ、何人と雖もこの義務を「契約によつて免れる」ことを禁止する。これらの制限内に於いて、法律は契約の自由を認めてゐる。然しこの點に於いて、一層高度に發達した事業に在つては、その仕事は自發的な組合によつて擔當されてゐる。労働者の團結が使用主の團結に對抗し、賃銀、労働時間並びに産業上の約定の細部は全部、必要ある場合には全地域及び全事業の公平な

議長若くは仲裁人を有する共同委員会の媒介を通じ團體協約によつて設定されるのである。ここまではわれ／＼は孤立せる個人の自由競争から離れて來たのだ。

この發展は、時には、昔の自由主義の衰微であり死滅であると主張されてゐる。最初工場立法が餘程保守主義者の支持を受けたことは本當である。それはその段階に於いては父權的支配の最もよい傳統に合致してゐたし、シャフツベリ卿が典型的な見本だつたやうな人々の宗教的確信に好印象を與へた。またそれがゴブデンとブライトから激しく反對されたことも本當である。他方に於いてJ・カム・ホブハウスの如き急進主義者が初期の立法に指導的な役割を演じ、そしてホイッグ黨の政府が非常に重要な一八三三年の法律と一八四七年の法律とを制定した。實際意見の分裂は通常の黨派の區別を越えてゐた。もつと適切なことは、經驗が成熟するとともに、新しい立法の意味が一層明瞭になり、産業上の統制によつて新立法は自由を破壊せず却つて之を確認しつゝあつたのだといふことを人々が知るに至つたことである。新らしいそして一層具體的な自由の概念が発生し、多くの古い假定が拒否された。

暫くそれらの諸種の假定を考察することとしよう。自由放任の理論が國家は競技場を確保すると假定することは既述した。換言すれば國家は暴力と詐欺とを抑壓し、財産を安全に保ち、人々

が契約を強制することを助けるであらう、と言ふのである。これらの條件を基礎として、人々は相互に競争するため絶對に自由であるべきであり、かくて人々の最善の精力が振起され、かくて各人は自己自身の生活の指導につき自らに責任ありと感じて自己の男性的資質を最高度に働かせるだらう、と主張されるのである。だが何故これらの諸條件、それも丁度これだけを基礎として、他のものは全然基礎としないのか？ と問ふ人があるかもしれない。國家は何故身體、財産の保護を保證せねばならぬのか？ 當時は武装した強い人間が自己の財産を保有し、もし取るこゝとが出来たら隣人の財産をも附隨的に保有した時代であつた。祖先が自分でやつたことを人々が行ふのに何故國家は干渉せねばならぬのか？ 肉體的鬭争で完全に敗れた人間は何故公權力に救済を求めるのだ？ 自分自身で戦ふ方がどれ程すつと男らしいことだらう！ 自己自身の努力によらずして、自分達の頭上で作用してゐる國家機構の手を経て人々の身體、財産を安全にするのは、人々を被救恤民とするやうなものではないか？ 眞に首尾一貫せる個人主義は、この機構を廢止したいと思はないだらうか？ 自由放任の信奉者は次のやうに答へるだらう。曰く、「だが、暴力の行使は犯罪であり、國家は犯罪を鎮壓せねばならない」と。第十九世紀には人々は右の通りに主張したのである。けれども初期の時代には人々はこの見解を抱かず、却つて個人とそ

の親族とが彼等自身の力で彼等の受けた侵害に報復をするままに任せてゐたのである。これは一層制限されない個人的自由の時代ではなかつたか？ 然し第十九世紀は之を野蠻時代だと看做した。そしてそれは正當である。今度はわれ／＼が質問する番だが、犯罪の本質は何なのだ？ われ／＼は次のやうに言つてはいけぬのか？ 即ち、他人に對する故意の不法行爲は適法に公權力によつて處罰されるが、それでは少年に十二時間労働を課するのは、財布の窃取——そのため人は一世紀前には絞首されたかもしれない——よりも一層大きな侵害を加へることだ、と。では、國家が禁止してもよい一定の不法行爲を指定し且つ國家が手を觸れずに放つて置かねばならぬ他の侵害行爲を區別するためには、どんな主義に基づいて區別がされるのだらうか？ なる程、同意せる者に對しては不法行爲は全然生じない、と言はれるかも知れぬ。自ら進んで當事者となつてゐる契約によつてその人に不法行爲が行はれることは全然無い。それは、疑はしい場合もあるけれども、その通りかも知れない。然し問題となつてゐた分野に於いては、論争點は、一方の當事者は自ら進んで契約した當事者でない、といふことである。その契約は強制された契約である。弱い方の人は、崖から落ちた人が綱を投げてくれる人に全財産を與へようと同意するのと同じく、どんな條件でも同意するより他に仕方がないのである。これは眞の同意ではない。眞

の同意とは自由な同意であり、而して完全な、同意の自由とは、契約を行ふ當事者双方に平等の存することを含蓄してゐる。肉體的に強い者が隣人を殺害したり、打つたり、掠奪したりすることが出来ぬやうにしたときにすべての人に對し初めて政府が自由の根本を保證したのと丁度同様に、人々が他人の不利になるやうに自己の有利な點を利用することを阻止せんとして政府が課する各種の制限によつて、政府はすべての人に對しずつと多くの自由を保證するのである。

非社會的自由と社會的自由との差別が出て來る。非社會的自由とは、人が自己以外の者の希望や利益を顧慮せずに自己の權力を行使する權利である。かゝる自由は理論上は個人にとり可能である。それは凡ゆる公けの統制と正反對なものである。それは、相互に接觸して生活してゐる複數の個人にとつては、理論上、不可能である。社會的には、すべての人の希望が社會的目的に調和されるのでなければ、それは矛盾である。故に、キリストの再臨によつて初まる至福千年といふ黄金時代を除いて如何なる時代の社會的自由も、すべて拘束を基礎としてゐるのである。それは社會全員により享受し得る自由であり、また他人を侵害せざる諸種の活動範圍内で選擇すべき自由である。行爲の社會的諸結果に關する經驗が成熟するにつれ、また社會的良心が喚起されるにつれて、侵害の概念は擴大され、その原因についての洞察が深められる。従つて拘束の範圍

が増大する。だが加へられた侵害はそれ自體が被害者の力を殺ぎ、彼の健康を悪くし、彼の生活を制限し、彼の權能を束縛するのであるから、かゝる侵害の防止は彼を自由とするものである。侵略者の拘束は被害者の自由であり、而して人々が依つて以て相互に侵害を加へる諸行動に對し加へられる拘束によつてのみ、人々は全社會として初めて、究極的な社會的不調和無しに追求し得るところの凡ゆる方面の行爲に於いて自由を得るのである。

この故に、現代の自由主義が經濟上の保護に反對しつつ一方では筋肉勞働者のための保護立法を支持するといふ矛盾を有することを嘲弄するのは、極めて淺薄な理解である。その二つの事は、それらが誰かのために作用するやうに企圖された拘束であるといふ點を除き、共通のものを全然持つてゐない。その一は、自由主義者の見解では、一定産業と利害關係者とのために他の人々の不利益となるやうに作用する拘束であり、大體に於いて、既に一層幸運な地位を有し貧民階級と對立してゐる人々のために作用する拘束である。も一つは根本的に貧民階級のために案出され、一層實際的な自由と産業上の諸關係に於ける諸條件の平等へのより、一層の接近とを彼等のために確保することを目的とする拘束である。その議論には拘束それ自體と對立する自由を想像する人々にとつてのみ論争點が存するのだ。けだしすべての社會的自由は拘束を基礎とし、或る點

に關する一人の拘束はその點に關する他の人々の自由の條件である、とのことを理解してゐる人々にとつては、嘲弄は全然意味を持たないからである。善き自由とは他人を犠牲にして得られた一人の者の自由ではなく、共に生存するすべての人々が享受し得る自由であり、而してこの自由は、法律や慣習や人々自身の感情によつて人々が相互に侵害を加へるのを完全に抑制されるその完全さの如何によつて決するのであり、またその完全さの如何によつて測定されるのである。

個人主義は、通常理解されるところでは、警官や裁判所を無論のことと考へるばかりでなく、財産權をも無論のことだと考へてゐる。然し財産權とは何を意味するのであらう？ 通常の用法では、その語句は、永年の慣習によつてわれ／＼が慣熟してゐるあの制度のことを意味する。これは、法律の制限内では如何なる生産若くは交換の方法によつても土地、消費財又は資本を自由に取得し得る一制度である。また之を自己の目的のために隨意に處分し、自己の好むままに贈與し若くは賣却し、死亡するときは誰でも自己の好む人に遺贈し得る制度である。國家が課税によつて個人の財産に關係し得ることは認められてゐる。何故なら國家は一の必要物であり、人々は安全のための代價を支拂はねばならぬからである。だがすべての課税に於いて國家は、この見解によると、人々から「彼の」ものである何物かを取上げてゐるのであり、且つ之を行ふに當つて

は必要といふことによつてのみ正當づけられるのである。國家は共同の秩序のために不必要な、自己自身の目的を促進するために、何一つとして個人から彼のものを奪ひ取る「權利」は有しない。之を行ふことは個人の權利を侵害することであり、また個人が無頓着に若くは嫌惡して眺めてさへある諸種の目的に暴力によつて個人に寄與せしめることである。「社會主義的」課税は個人の自由に對する侵害であり、即ち自己のものを保有して自己のものを自己の好むままにする自由に對する侵害である。通常の見解は右の如くであると思はれる。

けれども自由に關する首尾一貫せる理論は、財産が依つて以て所有されてゐる現實の制度に全然満足してゐる筈はなかつた。第一の攻撃點は、コブデンの弟子達が既に主張したことだが、土地問題に於ける自由な取引に對する障礙であつた。土地を持たぬ人々が之を取得することは容易でなかつたし、今でも容易でない。それでコブデン及びその門下は自由なる契約の名に於いて安價にして制限されない譲渡を要求して主張した。然し一層徹底的な批判が可能だつた。土地は量に限りがあり、一定種類の土地は非常に限定されてゐる。供給に制限がある場合には獨占は常に可能であり、そして獨占に反對して自由競争主義は戦ひを宣言した。コブデン自身にとつては、土地の自由な取引は貨物の自由な取引の附屬物だつた。が土地獨占到對する攻撃は一層徹底的に

行はれて、主義に極めて熱心な個人主義者をして或るところ迄は敵である社會主義と同一方向を進ませることになるかもしれない。このことは、事實、ヘンリー・ジョージの學派に起つたのである。この學派は競争を固執したが、然しすべての個人に對する眞實の自由と平等とを基礎とする競争のみを固執した。この基礎を確保するために、それは社會制度から一切の獨占の要素を排除しようとする。そしてかゝる要素中土地の私所有權は、その學派の見解では、最も重要な要素である。この目的は、獨占價值ある一切の要素を國家が吸収することによつてのみ初めて確保し得るのだ、とその學派は主張する。ところで、人にとつて價值ある物で供給に限りある物は、之が個人に取得されれば如何なるときでも、獨占價值を増大するのである。この場合競争は役に立たない。需要の制限以外には所有者を阻止するものは全然無い。彼は自己の努力に關する費用とは必然的な關係の全然無い價格を強請し得るのである。彼は正常の賃銀並びに利潤に加ふるに經濟的地代といふ名稱の附されてゐる餘剩をば他人の必要物から搾取することが出来る。彼は亦その財産を持ち続けその全價值が生ずるに至るまでは之を他人に利用させることを拒み、かくてその間社會に多大の損失を蒙らせて、究極に於いて彼が受領する使用料を増加させることも出来るのである。

英國に於ける諸種の獨占は三種ある。第一に土地獨占がある。例へば都市の地代は、單に建物の値段のみを表示するのではなく、建物プラス敷地の値段のみを表示するのではない、これはもし要求される種類の敷地が量に於いて無制限だつたならば左様なのであるが——地代は、供給が需要に不足する場合には、即ち獨占といふ要素が存する場合には、敷地の値段を表示するのである。そして敷地の價值——その位置の如何によつて決するところの家屋若くは工場の現實の値段の要素——はこの獨占の程度により直接に種々異なるのである。土地國有論者は、この價值は所有者が創造するのではない、と主張する。それは社會によつて創造されるのだ。一部分は、人口増加と都市生活の興起とに起因さるべき、地方の一般的發達に依るものである。一部分はそれは、特定地域の發達如何によつて定まり、また一部分は、その土地を人々が居住し得て産業が繁榮し得る土地たらしめる衛生その他諸種の改良のために、地方税納入者の金錢を直接に支出することによつて定まるのである。直接間接に、社會が敷地價值を創造するのだ。地主はそれを受領し、而もそれを受領しつつ、その敷地の上に居住し若くは産業を經營しようとする人々に對し、全額を請求し得るのである。土地國有論者は、全然個人的見地から財産權を觀察して、このやうな措置の正當性を否認する。そして土地國有論者は次の一事、即ち獨占價值は之を創造する社會へ返

還さるべきだ、といふ一事以外に何等の解決をも認めないのだ。従つて彼は敷地價值の全額に至る迄之に課税することに賛成する。も一つの獨占の要素は、競争が適用されない産業から生ずる。これらは例へばガス、水の供給、電車事業であり、ある條件では鐵道業も然りである。これらに在つては競争は、全然不可能でないとしても、浪費的である。そして此處でもまた、嚴格に首尾一貫せる個人主義の方針をとつて、もしかゝる産業が私人の手中に入ることが認められるならば、その所有者は競争による産業の正常の利潤以上のものを獲得し得るであらう。彼等は一般の消費者を犠牲にして獨占によつて利潤を得るであらう、そしてその救済策は公的統制若くは公的所有であらう、後者は一層完全で有效な救済策であり、それは亦都市社會主義の救済策でもある。最後に、國家によつて創められた獨占の形式、例へば免許制度によつて制限された酒類販賣の如き、が存在する。競争的諸思想に従つて、かくの如くして創造された價值が個人の手に渡るべきではない、そしてもし社會的見地に立つて獨占が維持されるならば、酒類販賣免許店の税は、獨占價值が社會へ戻るやうに手配さるべきである。

この點までは完全に首尾一貫せる個人主義は社會主義と一致して働き得る。そして後代の自由黨の財政方針を規定したのは、事實上、この部分的な同盟である。一九〇九年の大豫算は、その

背後に、社會主義者と個人主義者との意見の聯合せる勢力を持つてゐた。同じ二重の攻撃を受け易い第四の獨占形式が存することを附言してもよいだらうが、これは、英國では米國でよりも論じられることの少ないものである。競争制度の下に於いては競争相手が協定をするやうになることもある。より有力な者が弱い者を強制することもあり、平等な者が協同することに合意することもあるだらう。かやうにして競争が打破され、公益に反して私利を得んとするトラストその他の團結に産業が集合されるかもしれない。かゝる團結は、カール・マルクスにより競争制度を瓦解させる決定的方法であると豫言されたが、英國では、自由貿易のために防止されて來た。保護貿易下にあつては、それらは現下の最も緊急な問題を構成するのである。英國に於いてすら、一例を挙げると、鐵道は急速に團結制度へと進みつつある。この制度の經濟學は明白であり、即ち一方ではその直接の結果は獨占であると同時に、その確實な結末は國有化である。

かくの如くして個人主義は、諸種の事件を苦心して解決しようとするに當り、著しく社會主義的な方向へ驅り立てられるのである。一再ならずわれ／＼は、個人の自由と平等とを維持せんとすれば社會的統制の範圍を擴大せねばならぬことを知つた。だが自由主義の眞の諸原理を完遂せんとすれば、社會的自由と諸權利の生き／＼とした平等とを達成せんとすれば、われ／＼は尙一、

層深く吟味せねばならない。われ／＼は財産に關する諸權利の如何なるものをも自明のものとして定してはならぬ。われ／＼はそれらの現實の作用を注視し、それらがどのやうな影響を社會生活に及ぼすかといふことを考察せねばならない。われ／＼は次のことを問はねばならない。即ちそれは、もし供給の制限されてゐる商品に關する一切の獨占を廢止し得たとするも、尙その上に、社會的不正と産業上の無秩序とに寄與する一切の原因を處理したか否かといふこと並びに、低賃銀で酷使される労働者を救ひ、正當な一日の労働に對する公正な報酬を受くべき適當な保證を各人に與へ、他人を犠牲にして一人のために利得を得るやうに經濟上の有利な地位を利用することを防止したか否かといふことである。われ／＼は、社會の諸權利と個人の諸權利とを正當に區別する基準を持つてゐるか否かを問ひ、またそれと共に國家の適當な諸目的についての正當な認識並びに課税の衡平な基準についての正當な認識を持つてゐるか否かを問はねばならない。これら種々の質問はわれ／＼を最初の諸原理へ連れて行く、そしてその部分の議論へ近接するには、思想及び行動に於ける自由主義の歴史的發展に關する概觀を續行することが望ましい。

第五章 グラッドストーンとミル

英國自由主義の歴史には、第十九世紀中葉以後、二人の偉人の名が際立つて見えてゐる——即ち行動の分野に於けるグラッドストーンの名と思想の分野に於けるミルの名とである。多くの點で異つてゐるが彼等は一の點で一致してゐた。彼等は精神を清新にして常に新思想を受け容れるといふ最高の美德を持つてゐた、そして二人とも年をとるにつれて社會生活につき一層深い解釋に進んで行つた。グラッドストーンは一八四六年に保守黨員となつたが、自由貿易の問題に關しビールの指導の下に古い傳統から離れ、その後多年の間彼が公共のために盡力した仕事のうち最も顯著なものは、財政上の解放に關するコブデンの政策の完成に存してゐた。この政策を追求するに當り彼は上院と衝突するに至り、而して一八五九年乃至六〇年の彼の活潑な調停こそ屈辱的な屈服から下院を救ひ出し、且つ一九〇九年に至るまで毀損されることになつた下院の財政上の主權を確保したのであつた。その後の十年間は彼は選舉權擴張に味方した、そして一八八四年にその後二十七年間異らずに安定してゐた點に至るまで代議制の諸原理の擴張を遂行したの

は、彼の内閣であつた。經濟に於いてはグラッドストーンは、大體に於いて、彼が壯年時代に獲得したコブデン主義の諸原理を固守した。彼は「新組合主義」と八十年代の終りに出現し且つ彼が直ちに着手した政治上の仕事に對し有力な反對思潮を構成したあの準社會主義的諸思想を同情を以て取扱はなかつた。更に彼は愛蘭の土地に關聯して新方策を開始した。この新方策は、二政黨が明白に反目してゐた主要な問題に於いて契約の自由を放棄したところの新方策であつた。彼は決して抽象的な思想家ではなく、具體的正義を求める情熱を持つてゐた。そしてこの情熱が彼をして思ひきつたことを行はしめ得たのである。

然し彼の最も獨創的な仕事は英帝國の諸關係に關する分野で行はれた。誹謗されたマジユベの植民地は禍害の永久的な取消を生ぜしめるには到來することの遅すぎた正義の行爲であつた。當時國民の自由の固有な力と國際的な公正なる處理とに信頼し得た政治家の勇氣は尙更大きくあつた。愛蘭に就いて言へば、グラッドストーンは又もや同じ主義に頼つたのだが、然し勝利を得るためには今一つの力が必要だつた、その力とは何人も得ることの出來ぬ力であり、即ち時の力であつた。國際的取引に於いては、一般にグラッドストーンが先驅者だつた。彼の主義は明確にコブデンの主義ではなかつた。彼は不干渉主義者ではなかつた。彼はギリシャのために行動した、

また彼は、國家の名譽を救ひ非道な不法行爲を防止するために、アルメニヤ人のためにも行動したかつたであらう。グラッドストーンの主義は、マキャヴェリの主義やビスマルクの主義やすべての外務省のやり方の反對のものだ、と定義することが出来よう。それらのやり方は國家的理由が萬事を正當づけるといふ主義に基づいて行動するのだが、グラッドストーンは、國家的理由は人の良心によつて既に正當なりとされてゐない如何なる事をも正當づけるものでない、といふ主義に基づいて行動するのだ。彼にとつては、政治家とは、單に自國の物質的利益のみならずその名譽をも維持する責任を負へる人である。政治家は、世界といふ社會の一員たる自國を代表するところの、世界の一市民である。他のすべての人の團體の代表者が權利義務を承認せねばならぬのと同じやうに、政治家は權利義務を承認せねばならぬ。之を越えれば人間の諸義務が無くなるといふやうな限界線は全然劃されてゐない。人間の苦痛の聲が聞へて來ないやうな深淵は無いし、また虐殺や拷問が之を越えた向側では非道なものでなくなるといふやうな深淵もない。又單に一個の愛國者として、國家は單に地圖を赤く塗る、即ち領土を増加することや或ひは一切の先例以上に貿易を擴大することによつてのみならず、正義の選士として、被壓迫者の救援者として、自由の確固たる殿堂たることによつても亦偉大となり得るのだ、といふことを人々は認めな

ければならぬ。阿片戦争の非難から、ナポリの監獄の摘發から、コンスタンチノーブルの虐殺の直後に最後に出現するに至るまで、以上がグラッドストーンの傳へようと努めた宣言であつた。彼は時代よりも先きに進んでゐた。彼は必ずしも自己の内閣で自己の主義を維持し得なかつた、そして彼が隱退するとともに、世界は明確に以前の方向へ逆戻りするやうに見えた。彼自身の黨が非常に反對の見解に熱中した。他方、注意深くて偏見に囚はれてゐない批判は、彼の晩年の敵手たるソールズベリ卿が多少彼の精神を吸収し、その精神に感化されて、過度の帝國主義から國家を救ひ出すのに甚だ貢獻したことを認めると同時に、彼の黨與たるヘンリー・キャンベル・ペナーマン卿が、南阿に於ける種族的統治政策を破棄して政治上の自由といふ回復力に對する以前のグラッドストーンの信頼の價値を立證するために、政權を握つてゐた短い期間を用ひたことも認めるであらう。次のことを附言しても差支へないであらう。即ち、その後懷疑主義が現はれて國際政治に於いて勝利を得たにしても、それは野心に關する懷疑主義であるよりも寧ろ恐怖に關する懷疑主義である、といふことだ。英國の對外關係に於ける原動力たる理想に風聲鶴唳の驚怖が取つて代つたが、今や驚怖がその力を使い盡して今度は遂に常識に席を譲らうとしつつある徴候が存在するのである。

他の諸點ではグラッドストーンは知的な力であるよりも寧ろ道徳的な力であつた。彼は公生活の全體の水準を高めた。人の心中にある最善のものに常に訴へかけることにより、彼は公衆の責任觀念を深め、半ば無意識に、社會的良心のより、完全な修練を容易ならしめた。ミルも亦一の道徳的な力であり、而して彼の著書の最も永續性ある影響は、知識の結果と言ふよりも寧ろ品性の結果である。然し、グラッドストーンの推進力と實際的能力の代りに、ミルは生涯の學究たる資質を有し、その一身で古い自由主義と新しい自由主義との間隙を結びつけてゐる。純粹のベナム主義者の言説で育て上げられたので、彼は父の第一原理を明確に放棄したことは一度もなかつた。然し彼はこれらの原理を絶えず新らしい經驗と新らしい思想とに接觸せしめ、それらが如何に作用したか、またそれらの内容が眞に正しくて貴重なものを持続するためにはどのやうに改修されねばならぬか、といふことを考察してゐた。この故にミルは、完成された制度の矛盾、不完全、缺陷を世界中で最も容易に宣告し得る人であつた。この故に亦彼の著作は、多くの矛盾なく完全にして且つ十分に完成せる制度が死滅した後にも生き残るであらう。

功利主義者だからミルは、公共の福利と對立させられる個人の權利などに訴へかける筈はない。彼の方法は、公共の永久的福利が個人の權利と密接な關係があることを立證することであ

る。勿論、公共の直接的便宜が之を無視する個人的諸權利のために反駁されるやうな場合はある。けれども便宜の法則が信奉されると、權利も法律も全然存しないことになるだらう。社會生活には確定的法則はないだらうし、また人々が自己の行動の規準として信頼し得るものも何一つとして無いであらう。そこで功利主義者にとつては、權利の問題は結局次の問題に歸着するのである。即ち、一般的に、また主義の問題として、社會にとり承認するのが賢明な要求は如何なる要求か？ 一定の關係に於いて社會的健全に關する永久的諸條件は何か？ といふ問題である。自由に關してはミルの答は、社會生活を決定する道徳的若くは精神的力の如何によつて定まるのである。第一に、特に思想並びに言論の自由に關しては社會には光が必要である。眞理は社會的價値を持つてゐる、そしてわれ／＼は、完全且つ究極的な眞理を所有してゐるなどとは決して考へてはならない。却つて眞理は、思想並びに行動の領域に於ける經驗によつて、初めて之を探索さるべきである。實驗過程中には誤ちを犯す機會が無數に存在するから、眞理の自由な探究は摩擦と無駄とを包含する。謬見の弘布はもし謬見が抑壓されてゐたら避け得た害悪を生ずるであらう。然し合理的な説服といふ方法以外の方法を以てする抑壓は、患者を殺すことによつて病氣を治癒させる治療法の一種である。それは眞理の自由な探究を麻痺させる。のみならず、器械的に

受け容れられた眞理よりも上位にある誠實な謬見には、積極的價值ある一要素が存在するのである。それが誠實な謬見である限りは、それは部分的且つ不完全な経験を基礎とする心の自發的な作用から生じるのだ。その限りではそれは、間違つてゐるものではあるが、経験の一解釋である。之に反し權威によつて押しつけられた信仰は、経験の解釋などでは全然無い。それは個人的努力を全く伴はない。其の盲目的承認は、意思と知性とが無視と愚弄とに甘んじて従ふことを證明するのである。

この方面の論議は人間の誤謬に陥り易いことを基礎とするのではない。それは全力を擧げて究極的且つ完全なる眞理を有すと確信せる人々に訴へかけてゐるのだ。その人々は次のことを承認するやうにと求められる。即ち、この眞理か他の人々に傳へらるべき方法は物質的な手段によつてではなくて、却つて精神的な手段によつてであること並びに、もしその人々が妨害物として肉體的な脅迫や説得の手段として世間的な優越せる地位を持出すならば、彼等は眞理の結實のみならず、人間の心の中で成長する眞理の根さへも破壊しつつあるのだ、といふことである。更にその論議は、われ／＼が人間の信仰に關する歴史を考察すれば、一層の力を有するに至るのである。思想運動につき少しでも智識のある正直な人は、自己にとり最も重要な信念さへ數世代を通

じて成長して來たものである、とのことを認めるであらう、そして彼は、もし理性のある人ならば、それが過去に於いて成長して來た如く、將來も、もしそれに生々たる種子が包含されてゐるならば、成長して行くだらう、と推測するであらう。それは外形は不變であるかもしれないが、内容は變化するだらう。だが、もし眞理自體が批判と修正とによつて擴大して行く一の環だとすると、われ／＼は、一定時期に於ける社會の支配的意見を構成する粗雑で不完全な、眞理に關する理解について、最早論ずる必要はない。集團的意思——それらの機關が法律であるにせよ輿論の抑壓力であるにせよ——によつて、探究を制限することが危険だといふことを理解するのには、殆ど特別な努力を要しないのである。

この方面に於ける自由の基礎は、それ故、精神上の諸法律次第で決する一個の產出物たる思想といふ概念であり、これは経験や反省や感情に指導されて思想運動の中で榮え、物質的な諸考慮の闖入のために腐敗させられ、完了といふギロチンで斬殺されるものである。同じ概念は、之を擴大して人格に關する全思想にも適用される。社會の福利は個人の福利と兩立し得ない筈がない。然し個人の福利はその基礎として理性的動物の責任ある生活を有してゐる。男の人格は——ミルは女の人格も亦然りと強調してゐるのであるが——才能の自發的發達を基礎としてゐる。感

情、情緒、思想、行動の諸能力のために吐け口を見出すことは自己の天分を見出すことである。その結果は決して無秩序状態ではない。かくの如くして見出された自我は、その生活の中心點として、統制力を持つてゐる。生活に何等かの統一を導入し、思想、行動並びに感情に何等かの調和を導入することが其の中心的な仕事であり、自己と他のものとの關係を實現し且つ之によつてそれ自身の生活を指導するのが其の最も高尚な支配である。然し統制の本質はそれが自制でなければならぬといふことである。強制は外部的秩序のためには必要かも知れぬが、然しそれは人間の本體たる内面生活には何物をも加へないのである。強制は權威の喪失を以て内面生活を脅かし、その責任分野を侵害しさへするのである。強制は手段であつて目的ではない、そしてそれは、極めて重要な目的にとつて直ちに危険となる手段である。自己自身で自己を指導してゆくと、個人は非常に分岐し、之を見てゐる人々には彼等の奇行の若干は無益であり、他のものは無駄であり、他のものは苦痛で嫌悪すべきであることさへあるが、然し大體に於いて、彼等が相異つてゐるのは善いことである。個性は福利の一要素であるが、それは、個性が自治の必然的結果だとの理由によつてのみならず、又無駄を全部差引いてしまつても尙社會共同生活が包含して居り且つ團體的經驗への分野を擴大することに貢獻してゐる多種多様のタイプの人々のあるために共同生

活が一層充實し一層豊かであるとの理由にもよるのである。婦人を抑壓することにより行はれたより、大なる損害は、社會の一半を構成する婦人自身にとつての損失ではなくて、全體としての社會の窮乏であり、婦人の精神の自由な活躍が寄與すべき共同の資本の一切の要素の損失である。

同様な諸原理がミルの代議政治に關する論述の基礎となつてゐる。もし男性若くは女性の成年の市民が投票の權利を持つてゐるとするならば、それは社會に對するその人の諸要求を強制する手段であると言ふよりも、寧ろ社會の諸行動に對するその人の個人的責任を履行する手段である。品性の問題は政治の問題に於ける決定的な争點である。もし人が何から何まで世話をして貰つて幸福でゐられるとするならば、慈惠的な專制政治が理想的制度であらう。もし人が自己自身の救済をやり遂げることに参加すべきだとするならば、彼は共同生活を指導する任務にも参加することを要求されねばならぬ。この主義を一層徹底させてミルは、有権者の無智と無責任とを根據とせる選舉權擴張に對する一般的反對論の鋭鋒を鈍らせた。何かを學ぼうとすれば人々は練習せねばならぬ。もし彼等が責任感を取得すべきであるならば、彼等は一層多くの責任を任せなくてはならぬ。その過程には危険があつたが、然し、人民の大部分が公民の權利義務の圏外に放置されてゐる限り、危険は一層大きかつたし、希望の要素は一層少かつた。民主政治の中にミル

が認めたとより大なる危険は、多数者の壓制といふ危険であつた。彼は、恐らくは彼以前の如何なる自由主義の教師よりも以上に、多数者の希望と社會の利益との差異を力説した。自由主義者がよく主張した種々の権利が實際に於いては相互に調和させることが困難であるかも知れぬ、といふことを彼は認めたし、またもし人身の自由が基本的なものだとすると、それは、多数者に無制限な強制権能を與へる所謂個人の自由によつてのみ危くされるのだ、といふことをも認めた。それ故彼は永年の間少数者を公正に代表し少数者に公正な發言の機會を得しめる方法を熱心に考慮してゐた。そして比例代表運動の先驅者として彼は議會をば、數に於いては優勢であらうとも、國民の一部分の反映たらしめず、却つて全國民の反映たらしめようと努めたのだ。

社會生活の經濟的方面については、ミルは當事者が平等の條件に立つてゐない場合には契約を統制する必要あることを、原則上、認めてゐた。然し彼は個人的責任を固執してゐたので、その主義を成年者に擴張することを差控へてゐた。また彼は女性の解放といふ大義に特に執着を持つてゐたため、事實上婦人労働者解放の第一要件を確保しつつあつたあの潮の如き感情に反對した。彼はその生涯の初めには賃銀労働者の地位を改善する最もよい方法として安樂の標準の上昇に期待をかけ、且つこの上昇のためには家族といふ限界が根本的な條件だと看做してゐた。けれ

ども年をとるにつれて彼は、人民の大多數を賃銀労働者の地位に放置し而も一方では少数者が地代や利潤や投下資本の利子で生活してゐる制度の全機構に對しますく不満を抱くに至つた、彼は人々が「自分の國のために土を堀つたり織物を織つたり」するやうになる、そして産業の餘剰生産物は生産者の間で分配されるやうになる協同的社會組織——彼は今ではそのために戦ふ覺悟をしてゐるのだが——を待望するに至つた。壯年時代には自發的協同がこの目的のために最も善い手段であると彼には思はれたのであるが、晩年には彼は、自己の見解が非常に變化して大體に於いて社會主義者と同列に置かれる位だつた、といふことを認めてゐた。そして彼の自敘傳にある社會主義的理想に關する簡単な解説は、恐らくはわれ／＼の有する自由主義的社會主義についての最上の概説であらう。

第六章 自由主義の本質

ミルの教へは自由主義の本質へわれ／＼を近づかせる。第一に、自由とは法律の公式でもなく法律の拘束でもない、といふことをわれ／＼は教へられる。政府の壓制と同じ程現實的で而も一層説服力のある慣習の壓制や輿論の壓制や環境の壓制さへもが存在するかもしれないのである。また自由とは個人の自己中心主義に基礎を置いてゐるのでもない。個人の行爲には自由主義と偏狭主義との豊富な分野がある。また自由主義は紀律や組織や眞實で公正なことについての熱心な確信に反對もしない。またそれは反對意見の許容と同一視さるべきでもない。自由主義者は、間違つてゐると考へる意見を、如何でもよいことであるかの如く、寛容を以て迎へることはしない。彼は之を公正に迎へて、自分自身にとつて重要であるかの如く、そのために公正な發言の機會を要求する。彼は何時でも自己の確信を試さうと身構へてゐるが、これは彼が自己の確信を疑ふからではなくて、之を信じてゐるからである。けだし、彼が眞實だと主張すること間違つてゐると主張することとの孰れに就いても、彼は一の究極的標準が適用されると信じてゐるから

だ。誤謬をして存分に活躍せしめよ、さすれば二つの事のうち一つのことが生ずるであらう。誤謬が發達したときに、誤謬の意味と結果とが明瞭となつたときに、若干の眞理の要素がその中から現はれ出るであらう。それらは別々になるであらう。それらは人間の思想の貯へを豊富にすることに貢獻するであらう。それらは彼自らが誤つて究極的だと考へてゐた眞理に何物かを附け加へるであらう。それらは右の誤謬の根本を説明するに役立つであらう。何故なら誤謬それ自體が誤解された眞理であるからであり、また誤謬が究極的に且つうまく論破されるのは、誤謬が説明されたときに限られるからである。或ひは、以上の代りに、眞理の要素が全然現はれて來ないことがあるだらう。この場合には、その誤謬を完全に理解すればする程、またその種々の意味と結果との迂餘曲折を辛抱強く追求すればする程、その誤謬は一層徹底的に論破されるであらう。痛の成長はナイフでは根絶し得ない。根は何時も放置されてゐるのであり、之を根治させるのは自衛的抗毒素の進化のみである。眞理の論理も正に之と同様である。眞理がその全ゆる意味に於いて發達すればする程、その中に含まれてゐるかも知れぬ誤謬の要素を探る機會がますます大となるのである。反對に、もし誤謬が全然現はれないならば、それはいよ／＼完全に全體的眞理として、また眞理に他ならぬものとして、確立されるのだ。自由主義はガマリエルの智慧を無關心

な氣分で適用するのではなくて、眞理の力を充分に確信して適用するのである。このことがもし人間の作つたものならば、即ち、それが本統の眞實に基礎を置いてゐないならば、それは無効となるだらう。もしそれが神の作つたものならば、われ／＼が神に反對して戦つてゐるのだと判決されないやうに注意しよう。

意見や性格や行爲の相違は大切な問題である。それらは極めて重大な問題であつて、何人と雖も、自由主義の名に於いて、その重要さを看過すべきことを求められはしない。例へば、一定の意見の公言に自然に附隨せる一定の缺格理由がある。かゝる缺格理由を認めることは偏狹ではない。自分の子供の家庭教師を選ぶ際に、自分の教育は天主教の教義の教義に中心を置くのだと公言する良心的天主教徒を新教徒が排斥するのは、偏狹ではない。同じ人物がもし自分の地位を宗教上の傳道のために利用する意圖無しと斷言するならば、この人を數學教授といふ特定目的のために排斥することは偏狹であらう。最初の目的にとつては宗教上の意見の相違は、一の固有な缺格理由である。それは提出された目的即ち、父が信仰する方針に基づいて子供に一般的教育を施すといふ目的を、打消してしまふ。後の目的にとつては意見は缺格理由ではない。敬虔な天主教徒は九九表を承認し、ローマ法王の絶對不可謬といふことには何等關することなく自己の智識を

與へることが出来るのである。彼を雇ひ入れるのを拒否することは、彼の信仰に無關係な刑罰を課することである。反對黨の一員を社説記者とか政治評論家として若くはその他その人の意見が仕事に影響を及ぼすやうな資格で勤務させることを拒否するのは、編輯者にとり偏狹なことではない。彼を植字工、書記その他、その人の意見が新聞のためにする仕事に影響を及ぼさない資格で採用するのを拒否することは、偏狹である。經歷によれば信用を悪用する恐れのある人物に責任ある地位を與へることを拒否するのは、偏狹ではない。あることに關し不法行爲を犯した人物をば、その人が完全に適任であり且つ彼が之によつて直ちに社會に奉仕し自己の自尊を再興し得べき有益な社會的職業から閉め出してしまふといふことで處罰するのは、偏狹であるし、またこのことは「道德家」が依然として學ばねばならぬことである。けれども未だ次のやうな時代が來るかもしれない、それは、既に宗教上並びに政治上一個の義務だと認められてゐる自由主義が倫理上の諸概念の中心にその眞の地位を占め、われ／＼が間違つた意見の教師だと考へてゐる人々のみならずわれ／＼が罪人だと看做してゐる人々に對しても適用されることとなるだらう、といふ時代である。

以上の如く理解された個人主義の根據は、明かに、人の個人的意見は社會的に問題でないとか

人の個人的道徳は他の人々には如何でもよいことだ、といふやうな見解ではない。自愛的行動と他人に影響を及ぼす行動との區別に主張の基礎を置いてゐた限りでは、ミルは尙古い個人主義に支配されてゐた。人間の生活面にして社會にとり重要なならざるものは一つもない、といふことをわれ／＼は卒直に認むべきである。何故なら、人がどんな人であるにせよ、また彼が如何なることを考へ、如何なる行爲をするにせよ、それらは全部その人自身の福利に影響を及ぼし、且つそれらは社會共同の利害關係ある問題であり、また利害關係ある問題であるべきだし、またそれらは直接間接に、その人が接觸する人々の思想、行動及び性格に影響を及ぼすからである。基礎的原理は二様に説明し得るであらう。第一に、人間は意見と行動だけのものではない。カーライルとスターリングとは「意見を異にする他は」相違してゐなかつた。われ／＼の大抵の者にとつては、それが差異といふものの意味である。カーライルは、何かもつと深遠なもの、意見がやつと愚鈍に公式化する、而も大部分は不適當に公式化する何ものかが存在し、それが眞の人間だ、といふことを知つてゐた。眞實の人間は、その仲間が理解し得る言葉で適當に表現されるやうなものよりも以上の何物かである。そして根本的な人間性が身分や階級や色の差別や、また異つた意味では性の差別よりも一層深遠なところに横たはつてゐるのと丁度同じやうに、ある人は聖人、

他の者は罪人で通らせる比較的外面的な諸種の事件の底深くに、人間性は含まれてゐるのだ。この究極的一致といふ意識が、平等の眞の意味であり、同様にそれは社會連帶の基礎であり、また眞正に經驗されたならば、一切の知的、宗教的並びに倫理的な争鬭の分裂的な力に反抗する紐帯である。

然し更に、個人の意見と社會の諸制度とは一定の明確な、個人的又は團體的努力の過程によつて獲得された種々の結果や業績の結晶に似てゐるのであるが、人間の人格とはこの努力過程の内部に生きて發達するものであり、それは破壊し得るが作成し得ず、解體したり修繕したりすることとは出来ないが、活躍し發展すべき條件の下に置くことは出来るし、またもしそれが病的となつたときはそれ自身の回復力によつて回復するやうな條件の下に置くことも出来るのである。自由の基礎は成長發達の思想である。人生とは學問である、が理論にせよ實際にせよ人が眞に學ぶことは、彼が吸収することであり、而して彼が何を吸収するかは、彼の環境に應じて彼自身が奮ふ精力如何によつて定まるのである。かくて直ちに眞の難關たる道徳上の紀律といふ問題になると、擅斷的な統制と苛酷な刑罰とによつて人を秩序に従はしめ、彼が隣人に迷惑な行爲を行ふことが出来ぬやうにするといふことは、もちろん、可能である。これは明かに隣人に安樂を齎らす

であらうが、然し道徳的紀律として觀れば、それは明かに一の矛盾である。それはその人自身の徳性には何の役にも立たない。それは單に彼を壓服してゐるだけであつて、彼の意思が殺されてゐなければ、上にある重壓がいつか偶然に撤廢されたら、その結果が判明するであらう。亦ずつと高度の熟練が必要だけれども、同じ人間に自戒するやうに教へ込むことも出来る。そしてこれは、意思、人格、自制若くはわれ／＼が何と呼んでゐるにせよ、われ／＼に自己自身の生活を指導することを可能ならしめるあの中心的調和力の發達を助長することである。自由主義とは、社會はこの人格の自ら指導する力を基礎として確かに築かれ得るとの信念であり、眞の社會はこの基礎の上のみ築かれ得るとの信念であり、またそのやうにして樹立されればその基礎はどんな建物でも無制限に配置し得る程深く且つ廣いとの信念である。そこで自由とは、個人の權利といふよりも寧ろ社會の必要物となるのである。それはAがBに對し自分に干渉するなと要求する請求權を基礎とするものでなくて、却つてAを理性的動物として扱ふべきBの義務を基礎としてゐるのである。自由は犯罪を放任し誤謬を放任して置く權利ではなくて、却つて犯罪人や誤謬を犯してゐる者や無智者を正義と眞理とを持つ能力ある者として取扱ひ、彼等を單に壓服する代りに指導してやるのが必須のことなのだ。自由の法則とは實際合理的な方法の適用なのである。そ

れば理性、想像力、社會的感情の訴へを歓迎することであり、而してこの訴へに應ずるといふやり方以外には、社會の確實な進歩は全然ないのである。

さて、これらの諸原理は、その適用に當り困難がない、と私は主張してゐるものではない。多くの點に於いてそれらは、理論上も實際上も、種々の困難のあることを示唆してゐる。かゝる困難のうち若干のものについては後に論ずるであらう。更に私は、自由が普遍的溶媒だとか自由思想は眞實の社會哲學の基礎たり得る唯一の根底だ、と主張するのでもない。反對に、自由は社會生活の一面にすぎない。相互扶助は相互的寛容に劣らず重要であり、團體行動の理論は個人的自由の理論に劣らず重要である。然し、社會生活の分野に於ける如くすべての要素が極めて密接に混交されてゐる調査にあつては、出發點は殆ど問題でなくなるのである。出發點が何處であつても、われ／＼は、もしわれ／＼が全く卒直で矛盾してゐなければ、或る中心點から全體を觀察するに至るであらう、そして思ふにこれは、われ／＼が「自由」の概念を説くときに起つたことであつた。けだし、個人の權利並びに個人的自由と社會的統制との間の正反對より初めてわれ／＼は結局、自由とは本來社會的利益の問題であり、最高の社會的利害關係ある問題たる眞理と倫理の領域に於ける不斷の進歩の必要から生ずる何物かである、と看做すに至つたからである。同時

にわれ／＼は、社會連帶をより、確固と樹立する自由の効果、即ちかゝる連帶が安んじて立つてゐられる唯一の基礎としての効果を期待するに至つたのである。實際われ／＼は、われ／＼自身の道を通つて、個人と社會との關係に關する有機的概念と通常叙述されてゐるものに達したのである——これはミルがその全生涯を通じて到達しようとなつた概念であり、またT・H・グリーンの哲學、倫理學並びに政治學の出發點たる概念でもある。

有機的といふ語は非常によく使用され、また濫用されてゐるから、簡單にその意味を説いて置くのが一番善い。夫々全く異つてゐる、而も全體から取離されたときは破壊されてしまふか致命的に變更されてしまふ部分で出來てゐる物が、有機的だと呼ばれる。例へば人間の身體は、その生命が多數の器官が營む種々の機能に依存する一方、これらの器官は各々順次に身體の生命に依存し、身體から取離されれば死滅し腐敗するから、有機的である。さて社會有機體説は等しく簡單である。その言ふところは次の如くである。即ち、社會生活とは相互に行動し合ふ個人の生活に他ならないし、また従つて個人の生活は、もし彼が社會から切離されたとしたら、全然違つたものとなるであらう。多くの個人はもはや全く生存しないであらう。たとへばロビンソン・クルーソの幸運と手腕によつてその肉體的な生存を續け得たとしても、彼の知的、精神的存在は、もしそれが存在したとしても、われ／＼の知つてゐるものとは全然異つたものであらう。言語によ

り、訓練により、單に他人と共に生活することによつて、われ／＼は皆われ／＼を圍繞してゐる社會的雰圍氣を身體の中へ吸收するのである。特に、自由主義理論にとり基本的な權利義務問題に於いては、社會に對する個人の關係が何よりも重要なことである。個人の權利も義務も、孰れも社會の利益によつて限定される。例へば、私の權利とは何か？ 外見から判斷すれば、それは私が要求する何物かである。然し單なる要求は空な物である。私はどんなことでもまた何でも要求し得るだらう。もし私の要求が正しいものならば、それは、公平な觀察者が之を健全で充分の根據ありと判斷するがためである。だが公平な觀察者は私だけを考へはしない。彼は他の人々の反對要求をも等しく比較考量するであらう。彼はわれ／＼を相互的な關係に於いて、換言すれば社會的關係の中にある個人として、考へるであらう。更に、もし彼の判定が何等かの意味で合理的な判定だとするならば、それは何らかの主義に基礎を置いてゐなくてはならぬし、また合理的な人間として彼は、彼の主張する主義を、その主義が役立ち若くは具現する何等かの善い結果を基礎として樹立せねばならず、公平な人間として彼は影響を受けるすべての人の利益を考慮せねばならない。換言すれば、彼は公益を基礎として判斷せねばならぬ。されば個人の權利は、公益

と衝突する筈がないし、何等かの権利が公益と離れて存在する筈もないのである。

右の論議は個人を社會に追従させ過ぎるやうに思へるかもしれぬ。がこれは最初の假定の他の一面を忘れたことである。社會は全く個人から成立つてゐる。社會にはその成員から分離し之よりも上位にある別個の人物などは一人もゐない。社會は實際一定の共同的生活と性格とを持つてゐる。英國國民はそれ自體の生活を有する一個の統一である。がその統一は英國國民全部を結合する一定の紐帶により構成されてゐる。そしてかゝる紐帶は結局は種々の感情や思想、愛國心といふ感情や血族といふ感情、共通の誇負及び種々さまざまの、共通の言葉を話し共通の歴史を背後に有し他の何人をも理解し得る程相互によく理解する人々を結合させる微妙な諸感情である。英國國民とは普通法に従つて共同生活をしてゐる四千萬有餘の人間以上に尙その上にある一の神祕的な實在ではない。その生活は彼等の生活であり、その福利若くはその不幸は彼等の福利若くは不幸である。かくて各人の權利を從屬せしめる公益は各人が分與してゐる利益である。この各人の分與する部分は、各人の感情、愛、身心のエネルギーのさまざまな力量を實現することに存し、而してこれらを実現することで各人は社會生活に於ける自己の役割を果すのであり、グリンの言を用ふれば、彼は公益の中に自己自身の利益を見出すのである。

さて、この言句は一定の假定を含んでゐることを認めなくてはならぬ。そしてこの假定は社會有機體説の基本的假定と看做してもよいであらう。それは、人格のかゝる成就若くは完全な發達とは、事實上一人では可能でなく社會全員で初めて可能だ、といふことを意味する。各人が他の人々と調和して進み得べき發達の方向が開かれてゐなくてはならぬ。完全な意味に於ける調和とは、衝突の存在しないことを意味するのみならず、眞の援助を意味する。されば他人の發達を許すのみでなく之を積極的に助長するやうな發達の可能性が各人のためになくしてはならぬ。さて、古い經濟學者は、自然的調和即ち、各人の利益は、もし正しく理解され且つ外部の干渉で阻止されなければ、他の人々と社會一般にとつて有益な進路へ各人を必然的に導く、といふ自然的調和を考へてゐた。この假定が餘り樂觀的すぎることが判つた。われわれが現在到達した概念はそれ程多大なことを假定するのではない。それは、有効に作用するためには慎重と冷靜な判斷の他何も要らないやうな現存せる調和がある、といふことを假定するのではなくて、それは唯單に、一の可能な倫理的調和が存在すること、そして一部は訓練により一部は生活状態の改善により人々が之を獲得し得ること並びに、かゝる調和の達成が社會的理想であること、を假定するのみである。この假定を組織的に證明しようとするれば、哲學上の第一原理の領域へ進まねばならぬ。そ

の點に於いて政治哲學と倫理學とが接觸するに至るのである。此處では次の如く説くのみにして置かねばならぬ、即ち、思想の世界に於いて首尾一貫せる體系を樹立せんとする努力が科學と哲學との根底に存する合理的衝動の特質であるのと丁度同様に、感情と行動の世界に於いて調和——考へたり感じたりするもの全部を包含せねばならぬ調和——を樹立せんとする衝動は、實踐の世界に於ける合理的衝動の根本的なものである、といふことだ。調和へ向つて進むことは、たとへその目的が充分な努力をしても常に到達し得ないところにあるとしても、理性あるものの不撓の衝動である。

これらの原理は非常に抽象的で、實際生活から遊離し、具體的指導のためには無價値だと思へるかもしれない。だがこのやうな遊離は、第一原理と細目にわたる經驗とを結びつける連結物無しに考へられた場合に、第一原理の本來の性質から生ずることである。これらの連結物を見出すために又もや古い自由主義の諸原理をとり上げて、これらが有機的若くは調和的——今ではかう呼んでもよいだらう——といふ概念に照して見るとどのやうに見えるか、といふことを考へて見よう。先づ最初に、古い平等思想が地位を占めてゐることがすぐ判るだらう。けだし公益はあらゆる個人的利益を包含するからである。それは人格を基礎として居り、社會の各員の人格の發達

のための自由な領域を當然のこととして假定する。これは法律の前に於ける權利の平等の基礎たるのみならず、機會の平等と呼ばれることの基礎でもあるのだ。それは、權能が本來平等だといふことを意味しないのと同様に、すべての人々に對する處遇が現實的に平等だ、といふことをも必ずしも意味しないのである。思ふに、それは次のことを意味するのである。即ち現實の處遇や所得や身分や官職につき如何な不平等がよき社會制度の中にあるにせよ、それは恵まれた個人の利益それ自身に基礎を置いてゐるのではなくて、却つて公益に基礎を置いてゐるのだ。もし一方に富豪が存在し他方に貧民の存在することが正當だとするならば、それはかゝる對照が、大體に於いて公益——富豪の利益をも貧民の利益をも包含してゐる公益——を苦心して手に入れるところの經濟制度の結果でなくてはならぬ。換言すれば、關係當事者の利害を充分に比較考量したが全部の人のために一層都合のよい方策が他に存在してゐなかつた、といふのでなければならぬ。私は何らかの經濟制度をホンの一瞬間たりとも攻撃したり辯護したりしてゐるのではない。私はただ單に、有機的若くは調和的な社會觀に従へば、これこそ富の分配の重大な不平等を合理的に辯護しようとする者が防守せねばならぬ立場だ、といふことを指摘するにすぎない。實際、平等に關聯して、誠に奇妙にも、一七八九年に公式化された「人權」の一——「社會的差別は共同の

效用を基礎として初めて樹立され得る——を、調和の原理が大規模に採用し得るやうに思へる。AがBより富や権力や地位に於いて優つてゐることが眞に正當だとするならば、それは、Bもその一員である關係者全體の利益が考慮される場合に、われ／＼が案出し得る他の組織と比較してこの組織に純粹の利益があることが判明するからこそ、正當なのである。

平等から自由へ轉じると、議論の一般的方向は既に指示されたことであり、その種々の難點の詳細な論議は次章に譲らねばならない。此處では唯單に、調和といふ原理に基づけば、自由の根本的重要性は、われ／＼が社會の利益につき考へてゐるにせよ、個人の利益につき考へてゐるにせよ、孰れにしても、「利益」それ自體の性質を基礎としてゐる、といふことだけを繰返して置けばよい。利益は人格の基礎的諸要素の發達即ち思想の擴大、想像力の覺醒、愛情や情熱の活動、理性的支配の強化と擴張によつて進行する發達により獲得される何物かである。各人の生活を價値あるものたらしめるものが各人の内部にあるこれらの諸要素の發達であるのと丁度同じく、一の生命ある全體を社會から作り出すものは各人の相互作用であり、各人の相互的感應である。このやうに解釋される自由は、既述の通り、拘束無しで濟ませる筈はない。然し拘束は目的ではなくて、却つて目的のための手段であり、而してその目的の主要な一要素は自由の擴大である。

然し社會の集團的活動は強制や拘束では必ずしも進行しない。それが自由と全般的な心からの同意を基礎として確立してゐる程、それは、個人では微力若くは無力であるが團體行動なら強力な凡ゆる大事業を一層自由に成就するのである。人間の進歩は、いかなる方面につき之を考へても、主として社會的進歩であり、意識的若くは無意識的協同事業であることが判るのだ。この協同事業に於いては、自發的な團結が巨大な且つ増進的な役割を演じる。然し國家はいろいろな形態の團體中の一形態であり、それは強制權力の行使、主權、その地理的境界内に居住するすべての者を支配せんとする要求によつて特徴を有する團體である。かゝる團體の機能如何といふことを、既に提示したその他の諸問題と關聯して尙少し考察せねばならぬであらう。が大體に於いて、國家とは生活の維持、改善を目的とする人の諸團體中の一であるとするのが正當だ、といふことが、此處でわれ／＼の指摘せねばならぬ一般原則であり、そしてこれこそわれ／＼が古い自由主義と最も異なるところである。けれども古い諸教義は、注意深く吟味すれば、表面に見えてゐるよりもずつと廣大な、國家活動に關する概念へ達せしめるといふことを、われ／＼は既に述べて置いた。そして間もなくわれ／＼は、われ／＼が現に到達した「積極的」國家概念が人身の自由といふ眞の原理と衝突することなきのみならず、その效果的な實現のために必要でも

あることを一層完全に認めるであらう。

尙之に加ふるに、現在のわれわれの國家概念と完全に共鳴する歴史的自由主義の一原理がある。從來説明して來たやうな公益の概念は、共同意思を通じて初めて完全に實現し得る。勿論仁愛な専制政治や慈愛深い貴族政治の善政には價值ある諸要素が存在する。平和な秩序の内部には多くの善いものが榮える餘地がある。然し社會進歩の完全な結實は、大多數の男女が受動的な受領者でなくて實際的な寄與者である社會によつて、初めて之を收穫さるべきである。故に、公民の權利と責任とを眞實で生き／＼としたものたらしめ、またこれらを社會狀態の許す限り廣く擴張することが、有機的社會概念の不可缺の部分であり、民主主義原理の主張である。同時にそれは、國家主義が歴史の正當な解釋を基礎とする限りは、國家主義の主張でもあるのだ、何故なら眞の社會的調和が感情を基礎とし且つ血族關係、隣人關係、品性と信仰との一致並びに言語及び生活様式的一致といふ凡ゆる自然的紐帶を利用するのである以上は、最善で最も健全な、また最も強力な政治的統一こそ、人々が自己自身の感情によつて強く惹きつけられる統一であるからだ。かゝる統一の破壊は、それが強制的分裂によるものにせよ或ひは異つた感情と法律とを持つてゐるより大なる社會への強制的併合によるにせよ、社會生活の自發的發達を毀損し——若く

は、少くとも——抑制するに至るのである。國民的並びに個人的自由は同一の根から生じた所産であり、兩者の歴史的關聯は決して偶然事に基づくのではなくて却つて思想の究極的同一性に基づくのである。

かくて有機的社會概念に於いては、歴史的自由主義の主要な諸思想が各自その演ずる役割を持つてゐるのである。理想的社會は、各部分が自己の方面で發展し且つ自己自身の性質に従つて概して他の人々の發達を助長する傾向あるところの、各部分の調和的成長によつて生き且つ榮える一個の全體だ、と考へられるのである。自己の存續を主張し得る凡ゆる形態の社會生活には、かゝる調和の根本的痕跡が若干存在する、けだしもし相衝突する諸衝動が優勢であるならば社會は崩壞するだらうし、またそれらが現實に優勢を占めるときは社會は崩壞するからである。之と正反對に、眞の調和は一の理想であり、恐らくはそれは人力の實現し得ざるもので唯單に進歩の方向を指示するのに役立つものである。だがこれを承認することは、各個人若くは、一層一般的な字句を使用すれば、社會秩序の各構成員のために可能な發達の方向が、限定されてもゐず固定されてもゐない、とのことを承認することである。可能性は澤山あるが、究局に於いて社會的調和を助長する進路は、それらの中の一つだけである。同時に不調和と衝突の可能性が澤山に存在す

る。それで社會の進歩は、個人の進歩と同様に、究極的には選擇の如何によつて定まるのである。それは、自然科学の法則で自然的だと言ふ意味では、「自然的」でない、換言すれば、逆轉したり左へ逸れたり右へ遠ざかつたりせず段々に自動的に前進するといふ意味に於いて「自然的」なのではない。それは次の如き意味に於いてのみ自然的なのである、即ち、極めて緩慢且つ厄介な、相互的調整といふ過程によつて漸く自分のものとなるところの、人間性の深遠なところにある諸力の表現であるとの意味で自然的なのだ。一切の建設的な社會的教義は人間的進歩といふ概念を基礎としてゐる。自由主義の眞髓は、進歩とは器械的な組織の問題ではなくて、生ける精神上のエネルギー解放の問題だ、といふことを理解することである。善き機構とは、かゝるエネルギーが妨げられずに活躍することが出来、自己自身の夥だしい産出力により妨碍されることなく、社會組織に生氣を與へ精神生活を擴大し高尚にする制度を設けてゐる機構である。

第七章 國家と個人

われ／＼は自由主義思想の基礎をなす原理とそれの種々の適用とにつき概観した。今や試験的質問をせねばならぬ。これらの種々の異つた適用は矛盾しないであらうか？ それらは、抽象的な言葉で説くことは容易な調和ある全體を協同して作り出すであらうか？ それら自身が理論と實際とに於いて眞に調和的であらうか？ 例へば個人的發展の範圍は平等思想と調和するか？ 人民主權は個人的自由の實際的基礎だらうか、それともそれは群衆の壓制に至る道を開くのであらうか？ 國家的獨立といふ感情は平和の理想と調和して存在するであらうか？ 自由の愛情は共同意思の完全な實現と矛盾しないであらうか？ 理論上は調和し得るとしても、これらの諸理想は實際上衝突しないであらうか？ 一方面の發達が他方面での退歩を來すいろ／＼な場合が歴史上明白に論證出來はしないか？ もし然りとすれば、如何にして利得と損失とを比較平均すべきであらうか？ 政治的進歩は種々の害惡の選擇以外の何物も供しないのか、それとも當面の最も緊急な問題を解決するに當り、順次に發生する諸障得と取組む一層よい地位にゐるのだ、とい

ふ確信をわれ／＼は持つてもよいのだろうか？

私はこれらの問題を紙幅の許す限り論ずるであらう、そして最初に、萬事が之によつて決するところの、自由と共同意思の問題を取り上げよう。この問題については既に充分論じたから議論を簡単にすることが出来る。社會的自由が拘束を基礎とすることは既述した。人々は、他人が自己を悩ませたり自己に干渉したりすることの出来ぬやうにされてゐる限りに於いてのみ、自己自身の生活を自由に司さることが出来る。此處までは個人主義の嚴密な教義からの眞の背離は少しも無い。實際われ／＼は、一方では契約の自由に對し他方では團結行動に對し右の教義の適用を試験して見たことがある。そして孰れの場合にも、名目上の自由換言すれば法律上の拘束が存在しないといふことは眞の自由を毀損する効果を有するかもしれぬ、即ちより強い當事者により、弱い當事者を強制することを許すだらう、と考へられる理由を説いた。團結の効果は兩刃的である、即ちそれは一方では自由を制限し一方では之を擴大する、このことも認めた。これらすべての場合に、われ／＼の論點は、單に、われ／＼が口頭の理由によつてでなく眞實の理由によつて指導さるべきだ——われ／＼はすべての場合に如何なる政策が實際的自由を産み出すかと問ふべきだ——といふことであつた、そしてすべての場合に自由と平等との間に密接な關係あることを

知つた。けれどもこれらの場合には、われ／＼は一人の人と他の人との關係若くは一の團體と他の團體との關係を扱つてゐたのであり、われ／＼は社會を以て正義が行はれるやうに努め且つ強制的權力の濫用を防止することを任務とする一の仲裁者であると看做すことが出来た。この故に社會的統制の近代に於ける發達の大部分をば、一層效果的な自由を求めようとする希望が動機となつて行はれたものだ、と論ずることが出来た。個人意思が全體としての社會の意思と衝突してゐることが判る場合には、問題はそれ程明瞭ではない。かゝる衝突が生ずる場合には、次の二つのことのうち孰れか一をする覺悟をわれ／＼はせねばならない。即ち、斷じて自由のためにはなく、却つて自由に關することなく、社會が利益だと看做す他の諸目的の促進のために、強制的適法なることを認めねばならぬか、それとも、われ／＼は、一般意思の發達を抑制し、恐らくは團體的進歩にとり重大な障礙となる諸制限を承認せねばならぬか、その孰れかを覺悟せねばならぬのだ。この衝突を避ける方法はあるだらうか？ われ／＼は問題を放置して、各場合に利益と不利益との比較によつて徹底的に戦ひ抜かれるままに任せて置かねばならぬだらうか？ それとも團體活動と個人活動との眞の範圍を決定する助けになるやうな一般的な事情が存在するだらうか？

第一に、夙くにミルが指摘した通り、強制を包含しない團體活動の形態が澤山あることに注意しよう。國家は、自己が利益だと認める一定の目的物を、何人にも之を利用すべきことを強制すること無しに、備へることが出来る。かくて國家は、病院を維持するかもしれない、尤も報酬を支拂ひ得る人々は相變らず自由に自己自身の醫者や看護婦を雇ふことは出来る。國家は巨大な教育組織を維持するかも知れぬし、現に維持してゐるが、一方では私立學校を經營し若くは私立學校に出席することは各人の自由に任せてゐる。國家は公園や繪畫陳列館を維持してゐるが人々をそれらへ無理に入場させはしない。市營の電車事業は存在してゐるが、それは私人が同一路線に乗合自動車走らせることを妨げはしない、等々のことがある。これらの事物を支持するために地方税や國税が賦課されることは確かであるが、然しこの形式による強制は他の關係で論ずるを要する一聯の問題を生ずるのであり、此處では關係がない。今のところは、われ／＼は全公民若くは關係者全部に従ふべきことを強制し且つ背馳することを全然認めない國家活動のみを論じなければならぬ。この種強制は増加する傾向がある。その擴大は必然的に自由に對する侵害であらうか？ それとも、團體的統制により確保される價値の諸要素は、個人的選擇により確保される價値の諸要素とは異つてゐて、かくて兩者は正當な限界内で相並んで發達し得るのであらうか？

われ／＼は、ミルの自愛的行爲と愛他的行爲との區別を適用することにより右の問題を解決すること、第一には直接又は間接に他人に影響を及ぼさぬ行爲は全然無いとの理由で、第二にはかりにそのやうな行爲ありとするもそれらはやはり他人に關係のある問題だとの理由で、既に拒否した。公益は社會の各人の利益を包含し、人が自己自身に加へる侵害も、他人へ及ぼす未來の効果は別としても、社會共同の關係ある問題である。たとへわれ／＼が或る人自身の利益のためにその人に強制することを差控へるとしても、それは、彼の利益がわれ／＼にとり問題でないためではなくて、却つて強制によつては彼の利益を助長し得ないからである。困難は利益の性質に根據してゐる。利益は個人的な面では、外部的拘束によつてではなく却つて合理的な自制によつて導かれたり阻止されたりする感情の自發的な流出如何によるのである。強制によつて品性を作らうとするのは、未完成のうち之を破壊することである。人格は外部から作られるのではなくて、内部から發達する、そして外部的秩序の職能は、之を創造することではなくて、そのため一般の質に最適の發達條件を供することである。だから、議會法で人々を善くし得るや否やとの一般の質問に對する答は次の如きものである。即ち道義は自由な行爲者の品性又は活動であるから道義を強制することは不可能であるが、然し道義が發達し得る條件を創造することは可能であり、且つ

これらの條件中最も重要なものは他人の強制を受けない自由といふことである。

右の議論は、強制が無關心といふことによつて制限されるのではなくて、——その成員の品性が社會にとつて如何してどうでもよい無關心な問題であり得よう？——却つて強制が自己の目的を達成する能力を有しないといふことによつて制限されるのだ、といふことを示唆する。精神は強制され得ない。又逆に、精神は力によつて普及し得ない。それは社會的表現を要求するかも知れぬ。それはある結合、例へば教會を作り上げて共同の目的を遂行し、同志の人々全部の共同の生活を維持しようとするかもしれぬ。が結合は自由でなければならぬ、何故なら精神上萬事は行はれた事柄如何によつて定まるのではなくて却つて行爲が依つて以て行はれる意思の如何によつて定まるからである。かくて強制の價値に對する限界は、社會的目的の制限に存せずして却つて個人的生活の條件中に存する。力は決して成長發達を強制し得ない。感情の調和や意味の理解や意思の同意如何によつて定まる社會的價値ある諸要素は如何なるものであらうとも、すべて自由から生じなければならぬ。此處に社會的調和に於ける自由な領域と機能とが存在するのである。

では強制の領域は何處にあつて、その價値は如何なるものであらうか？ その答は次の通りである。即ち、外形的服従が價値ある場合には強制は價値があるのであり、且つこれは、一人の

不服従が他の人々の目的を破壊してしまふ場合には、すべて然りである、といふのだ。自由それ自身が拘束を基礎として初めて存在し得ることは既述した通りである。例へば或る宗教團體は、正しく言へば、異つた宗教の人々が行列に石を投げたり之を無禮に追跡したりすることを禁じられてゐないならば、自由に街路を行列して進行することは出来ない。われ／＼は宗教の眞の精神を教へようとして異教徒の亂暴を抑制するのではなく、——彼等はそんなことは輕罪裁判所で習はない——却つて煩はされることなき信仰の自由を他方の當事者に對し保證せんがために之を抑制するのである。強制される制限は、それが自由とする行動に於いて價値を持つ。だがわれ／＼は、人が他人を妨げることを禁ずるのみならず、——そして之を禁ずる程度はわれ／＼が維持する自由の程度である——一般意思を妨げることを禁ずることもある。そしてこのことは、一般意思が企圖してゐる目的のために一致が必要な場合には、何時でも行はねばならないのである。ある事業に従事する使用主達の大多數が、使用せる労働者の保健若くは安全のために一定の豫防策を喜んで採用しようとし、或ひは労働時間を縮減し若くは賃銀率を高めようとする、と假定しよう。けれども彼等は少數の使用主、恐らくはたつた一人の使用主が頑張る限りは、之を實行し得ないのである。彼は、たとへ彼等が彼の免れてゐる費用を自發的に負擔するとしても、競争で彼

等を打倒するであらう。この場合には少数者の意思、恐らくは唯一人の者の意思が殘餘の者の意思を妨げるのである。それは間接的にはあるが恰かも彼が彼等の主人であるかのやうに全く效果的に強制するのだ。もし彼等が團結によつて彼を強制するとしても、自由の原理は侵害されはしない。それは強制に對する強制であり、方法や形式は異つてゐるだらうが、原理や精神では異つてゐない。更に、もし社會が全體として一方の者よりも他方の者に共鳴してゐるならば、社會は合理的に法律を發動せしめ得る。その目的は頑として従はぬ個人を道徳的に教育するといふことではない。その目的は、社會がその成員の福利のため必要と信する一定の條件、而も強制されたい一致によつてのみ確保される條件を、確保しようといふことである。

それ故眞の區別は自愛的行爲と愛他的行爲との區別ではなくて、強制的行爲と非強制的行爲との區別だと思へる。國家的強制的機能は個人的強制を破棄することであり、また、勿論、國家の内務で個人の團體が行使用する強制を破棄することである。國家が言論の自由、身體、財産の安全、契約の眞の自由、公共的集會及び結社の權利並びに、最後に、個人の反對によつて打破されることなく共同の目的を遂行すべき國家自身の權能を維持するのは、實にこの方法によつてである。疑ひもなく國家は、個人と團體とに權利とともに權能をも賦與する。然し國家はかゝる權能

に對し、平等の正義のために監督權を行使せねばならぬ。強制が自由の領域、精神的發達の領域で失敗したやうに、自由は、監督上の制限が存在しないといふだけのために、人々が直接間接に相互に拘束を加へ得る場合には如何なる場合でも、外部的秩序の領域で失敗する。これが自由と強制との間に本質的で必然的な衝突が存在せず、却つて根底に於いて相互的な必要の存在する理由である。強制的目的は、内心的發達と幸福とに關する外部的諸條件が團體行動と一致的服従とによつて決する限り、かゝる最も有利な諸條件を確保せんとするにある。自由の範圍は發達の範圍それ自體である。自由そのものと統制そのものとの間には眞の對立反對は存しない、何故なら一切の自由は之と對應する統制行動を基礎としてゐるからである。個人的生活と精神的秩序とを束縛する統制とそれらの自由にして妨げられることなき發達の外部的且つ物質的諸條件の確保を目的とする統制との間にこそ、眞の對立反對が存在するのだ。

私はこの區分が凡ゆる問題を解決するとは斷言しない。「内面的」生活は外部的行爲となつて現はれようと努めるであらう。宗教上の教義は、信者が兵役に服するのを拒否したり、税の納付をせすに置いたり、家屋の検査を受けるのを拒否したりするやうに命ずるかもしれない。此處に國家と良心とが正面衝突をするに至る外部的問題が存するのであるが、兩者の間に在つて裁決を

下すべき上訴裁判所は何處にあるのだらうか？ 如何なる場合にあつても、人間の福利に及ぼす効果によつて判断すれば、正義は勿論一方の側に、又は他方の側に、或ひは兩者の中間に、存するかもしれない。然し當事者の各々が自己を正しいと信じ、また自己の意見を撤回すべき理由を全く認めてゐないならば、當事者双方を指導すべき何物かが果して存在するだらうか？ 先づ第一に、明かに國家は、何か他の方策を代用してかゝる衝突を避けるのが當を得てゐる。兵役義務以外の義務はトルストイの信徒にとり認められるかもしれない、そして彼が自己の負擔部分を進んで負擔するならば、困難は可成りに解決される。更に多數者の單なる便宜のみが少數者の宗教上の確信と比較考量されて然るべき筈はない。一定の公共的事業が土曜日に行はれるのは便宜であるかもしれないが、單に便宜だからと言つて猶太人に對し之に参加することを強制するのは理由が不充分である。宗教上、倫理上の信念は、宗教上、倫理上の信念と比較考量されねばならぬ。道徳的に價值を持つのは數ではなくて、公益の諸必要に關し人の最善の智慧に従つて尤もだされる信仰である。だが社會の良心は個人の良心と丁度同じだけの權利を持つてゐる。修道院の洗濯所の検査をすることが、單に官廳の常務のためではなく正義と人道とのために必要だ、とわれ／＼が確信するならば、われ／＼は之を主張せざるを得ないし、個人の良心を助けるのに出来るだけ

のことが行はれたときには、公益に關する共同の確信が思ふ通りにすべきである。結局、外部的秩序は社會に屬し、個人には抗議權があるのだ。

他方個人は何時も承認されてゐるより以上に社會に負ふところが多いのである。近代的狀態の下にあつては、個人は國家が個人のために行ふことを當然のことだと餘りにも思ひ勝ちであり、また國家が個人に供する身體の安全と言論の自由とを安全に國家の仕事を非難したり國家の權威を否認したりし得る一の有利な根據として餘りにも利用し勝ちである。個人は自分の好むままに權利を社會制度の内部にあるものと假定したり、外部にあるものと假定したりする。彼は自己を保護する一般的法律に依頼して、自己の良心に對し壓迫的だと思ふ特別法には従はない。すべての人がもし彼のやうに行動したならば、社會機構は停止してしまふ、といふことを彼は忘れてゐる、或ひは考へようとしなない。すべての人が自分のたまたま惡法だと考へる法律に對し自由に服従しない權利を主張する社會では、社會はどうして生存するだらう、といふことを彼は確かに明白にしようとしなない。實際、敏感すぎる良心と不十分な社會的責任感とが一緒になつてゐることがある。かゝる結合は不幸である。そしてわれ／＼は、次のやうに言つても無理ではないだらう。即ち、もし國家が良心を充分に尊重する義務があるとすれば、良心の所有者は國家に對

し之と對應する義務を負ふ、といふことである。かゝる相互的尊重と公民意識の發達とで、法律と良心との衝突は極めて狭い限界内に持ち來らされるのである、尤も兩者の完全な調和は、人々が社會的調和の基本的諸條件について一般に合意するに至るまでは、依然として始終一の問題であらう。

他方に於いて、人格の自由なる發達を主張するに當り、われ／＼が、社會がその成員に對して負ふ義務を軽く言はなかつたか否か、と問はれるかもしれない。われ／＼はすべて少兒に對する團體的責任を認めてゐる。丁度同じ程度に監護を要する成年者はゐないだらうか？ 白痴、低能者、心神薄弱者若くは大酒家は如何だ？ かゝる種類の人々にとつては合理的な自意決定とは何を意味するのだらう？ 彼等は惡例の蔓延による以外は自己自身以外の何人にも害を及ぼさぬかもしれない。然しわれ／＼は、彼等自身の利益のみを考慮し、他の一切の事情を考慮せずに置き、彼等に對しては何の義務をも有しないであらうか？ われ／＼は、純粹に彼等自身の利益のためにまた一切の將來の考慮は別として、心神薄弱者を監護し大酒家を禁酒させる權利を、持つてはゐないだらうか？ もし然りとするならば、許され得る強制の全領域を擴大し、また人は彼自身のために且つ將來の目的は全然無しに、われ／＼が正しいと思ふことを行ふやうに強制さ

れ、不正だと思ふことをせぬやうに強制されても差支へないとのことを認めねばならないのではないか？

その答は、右の議論は、それが一般化しようとするところに弱點がある、といふのである。われ／＼は狂人を、彼等自身の利益はさて置き、社會的な諸理由で、餘儀なく拘束するのである。がもし他に全然理由がなくとも、彼等自身の利益は全く充分な理由であらう。彼等には、不幸にも、自由は、われ／＼がその語を理解する如くには、全然適用されないのだ。何故なら、彼等は合理的選擇をする能力がなく、従つてそのために自由が貴重であるやうな種類の發達をする能力もないからである。心神薄弱者についても同じことが當てはまる。そしてもし彼等が未だに同じ主義に基づいて取扱はれてゐないならば、それは彼等の如き型を一の型として認めるのが比較的近代に屬するからにすぎない。大酒家についても、彼が自分で自制し得なくしてしまつた衝動の犠牲である限りは、その程度に於いて、同じことが當てはまるのである。そして彼が後見に適する對象と看做さるべきや否やの問題は、彼が保持する自制能力が後見による禁止期間によつて損じられるか回復されるかといふことを各場合に問ふことによつて決せらるべきである。自治の權能が存在する場合その權能の代價たるところの自由の根本を害するものは、上述したこ

との中には全然存しない。證明されたすべてのことは、自治の權能の存せざる場合には、人々を苦痛から救ひ出し、もし事情が許すならば、衝動の正常な均衡が最も回復されさうな状態に人々を置くのが正しい、といふことである。尙次の如く附言してもよいであらう。即ち大酒家の場合には、——壓倒的衝動が意思を支配し易い一切の場合にこの議論は適用されると思ふ——種々の誘惑の源泉を取去り、また人間の弱點、不幸、悪事から利潤を得ようとする企圖を最も反社會的なものとして扱ふのが一層明瞭且つ基本的な義務だ、といふことである。その場合は非常に不平等な契約の場合と異ならない。誘惑者は冷かに利潤を追求し、受難者は内心の悪魔につきまとはれてゐる。此處には眞の自由精神が必ず敵だと認める強制形態があり、また一方の當事者に強制して同意せしめる衝動が相手方の武器であるとの理由で矢張り眞實な、他人に對する侵害形態がある。

要するに、自由の教義には、一般意思が眞に效果的である領域内での一般意思の運動を阻止するものは全然存在しないし、また一般意思の目的と方法とに關する正しい概念の中には社會的、個人的諸機能を遂行する自由——この點に自由の價値は存するのだ——を削減するものは全然存在しない。自由と強制とは補充的諸機能を有して居り、そして自治的國家は自治的な個人の所産である。

でもあり、またその條件でもあるのだ。

かくて、國家統制の擴大が一方に於いては他人への侵害に對する決定的な反抗と並行するとの理由を理解するのに、困難は全く存在しないのである。それは拘束を増減する問題ではなくて、之を再組織する問題である。産業上の立法の迅速な擴大の行はれた時代には、國權による教訓的な宗教上の教への樹立に對する反抗と比較しても劣らぬ程の、非常に斷固たる反抗が見られたが、これは誠に當然な特性である。産業の規制を助長し國家的統制機構よりの宗教的信仰並びに教義的教への分離を助長するものは、本質的には、同一の自由概念だし、また同一の共同意思概念なのである。

これまでは、國家が個人に行へと強制することを考察して來た。もし個人のために國家が行ふべきことは何かといふ問題へ轉ずるならば、異つた然し平行的な問題が生じ、われ／＼は之に對應する輿論の運動に注目せねばならぬのである。個人が自ら爲すべきことをもし國家が個人のために行ふならば、それは品性や個人の發意や企業に如何なる影響を及ぼすであらうか？ それは今では自由の問題でなくて責任の問題であり、またそれは數多の良心の呵責を生ぜしめた問題であり、之に關し輿論が著しい變化をした問題である。例へば貧窮に關しては古い見解は、第一に

必要なことは獨立獨行だ、といふのであつた。自分自身と家族のために備へるのは各人の任務だつた。もし、實際に、彼が全く失敗したならば、彼も彼の家族も飢ゑるままにはして置けない、そこで彼の事件を處理するために救貧法制度があつた。だが貧民の眞實の友人の目的は、救貧法機構へ近寄らせぬやうにすることではなくてはならぬ。一八三四年以前の四十年の經驗は、不適正な賃銀に對する補助金として公共的基金を無暗に頼りとするところからどのやうな結果が生ずるか、といふことを教へてゐた。それは、不足を償ふために公共の補助に頼り得た程度に正比例して報酬の標準が低下され、同時に救貧法による被救恤者が懸命に働く人達と平等の立場に立つときは、自主獨立の労働者の奮發心が弱化される、といふ意味を有したにすぎなかつた。大體に於いて、もしその企圖が個人的努力の代りに他人の援助を代置しようとしたものだつたとすると、その結果は個人の發意を破壊し、結局に於いて産業上の報酬の率を低下するのみであつたらう。例へば——これこそ養老年金の提案に反對して力説された點であるが——人が、もし出来ることならば、用意をしようとする諸目的が自身の活動範圍から取去られるならば、その結果彼は比較的賃銀に甘んじるであらう、と考へられた。もし使用主が災害につき賠償責任があるとすれば、使用主は自己の費用で災害に備へる施設をしないだらう。もし地方税納付者によつて自己

の子供達に給食がされるのだつたら、人々は子供を養ふべき金錢を働いて得ようとはしないだらう。この故に、他方に於いて、賃銀率は賃銀労働者の必要に順應する傾きがあり、彼の必要が他の源泉で滿されるのに正比例して賃銀は低下し、従つて表面的な救護は非常に虚妄的であり、同時に結局、個人的努力の刺戟の減少に鑑みると、労働の生産力は低落し、産業に對する刺戟は減じ、全體としての社會はより貧困となるであらう、と力説された。労働階級の狀態がどれ程悲惨なものであらうとも、彼等を向上させる正しい方途は個人企業並びに、恐らくは、若干の思想家に従へば、自發的な團結とに信頼することだ、と考へられた。かゝる方法によつて労働の能率は高められ、労働の正常な報酬も高められるであらう。一切の外部的支援を苛酷にも與へずに置くことによつて、労働階級に獨立すべきことを教へねばならぬ、そしてたとへ訓練過程に苦痛があるとしても、それでも將來には希望があるのだ。彼等は次第に經濟的に獨立せる地位に到達して、國家に依頼してではなく、却つて自己自身の頭腦の力と自己自身の正しい腕の力によつて種々の人生の危険に直面し得るであらう。

これらの見解は最早同じ程度の同意を博してゐない。凡ゆる方面で、決して窮民だけのためではなく、より貧しい階級のために國家が積極的施設を營みつつあることが見られるのである。國

家は少年を教育し、健康診断の施設をし、地方税納付者の費用で貧困者への給食を行ふ権限を授け、無料の職業紹介所によつて就職口を求め、失業緩和を企圖して労働市場を組織しようと努め、一文の分擔額支拂をも強要せず、その所得が一週十三志以下の者全部に對し養老金を給してゐるのである。ところで、これらすべての事で、國家は寛仁大度な、とは言へ敬はれぬ慈善を盲目的に行つてゐるのであらうか？ 國家は個人の發意と個人の若くは親の責任とに及ぼす影響に無頓著であるのか？ また依然として之に無頓著であることが出来るか？ とわれ／＼が質問するのも、尤もであらう。それとも、一層賢明な人々は、自分達の行つてゐることをよく知つて居り、各方面から問題を調べ、國家の義務と個人の責任に關する合理的觀念によつて指導されてゐるのだ、とわれ／＼は假定してよいのであらうか？ 實際われ／＼は——これが本統に問題なのであるが——慈善を行つてゐるのだらうか、それとも正義を行つてゐるのだらうか？

精神と品性が發達し得るやうな諸條件を確保するのが國家の機能である、とわれ／＼は既述した。同様にわれ／＼は、今や國家の機能は、その公民全部が自己自身の努力によつて完全な公民の能力のために必要なものを全部獲得し得る諸條件を確保することだ、と言つてもよいであらうか？

う。彼等に食物や家屋や衣服を與へるのは國家の仕事ではない。經濟上の諸條件が、精神、身體又は意思に缺陷なき常人が有益な労働によつて自己並びに自己の家族に食物、家屋、衣服を給與し得る如きものであるやうに注意することが國家の任務である。「労働權」と「生活賃銀」を求め、權利とは、身體若くは財産に關する權利と同様に正當である。換言すればそれらは、よき社會秩序の不可缺の條件である。正常の能力ある一人の正直な人間が有益な労働によつて自活の資をどうしても見出し得ない社會は、その限りに於いて、惡組織に悩みつつあるものである。社會組織の何處かに缺陷があり、經濟機構に支障があるのである。ところで、個々の労働者はその機構を直すことは出来ない。彼は市場の統制につき發言權を有する最後の人である。彼の従事する産業に生産過剰があつたり、新しくして低廉な製法が——それは恐らくは多年の勤勉の所産である彼の特殊な熟練を棚ざらしの商品にしてしまふのだ——採用されることになつても、それは彼の罪ではない。彼は産業を指導したり、規制したりはしない。彼は産業の盛衰には責任はない、然るに彼は盛衰のためにその償ひをせねばならない。これこそ彼が求めてゐるのは慈善でなくて正義であるといふ理由である。さて、彼の要求を満すのは無限に困難である。之を行ふことは、遠大な經濟的改造を意味するかもしれぬ。それに包含さるる種々の産業上の諸問題が殆ど理解されてゐる

ないから、われ／＼は善くしようと企圖して一層事態を悪くしてしまふかも知れない。これらすべてのことはこの特殊な正義の要求に應じる方法を發見することの困難さを立證するのであるが、然しそれは、正義の要求としてのその地位を動搖させはしない。権利は、たとへ之を確保する手段が不完全にしか知られてゐなくとも、やはり権利である。そして經濟上の惡組織のため失業し若くは不十分な賃銀の支拂を受けてゐる労働者は、彼がその土地にゐる限り、依然として、その社會の慈善にとつてではなく、その社會の正義にとつて、恥になることである。

國家の義務と労働者の權利とに關するこの見解が普及しつつあるものとするならば、それは、一部分は共同責任觀念の向上に基づくのであり、一部分は經驗の教訓に基づくのである。自由貿易時代の初期には、獨立獨行が適當な溶媒であり、低廉な食料品と擴大する商業とで、通常の労働者が思慮を働かせ且つ儉約することにより好景氣の時に自活するのみならず病氣、失業、老年に備へて貯蓄することも出来るやうにさせられるだらう、と希望することも差支へなかつた。

だが、現實の事態はこれらの希望を非常に失望させた。第十九世紀中英國の生活水準は確かに次第に向上した。特に、穀物法の撤廢と十時間労働法の制定とに先だつあの慘澹たる時代以後は、社會の進歩は確かに眞實だつたし、顯著でもあつた。労働組合主義と協同組合とが成長し、

賃銀は大體に於いて増大し、生活費は減少し、住宅と衛生施設とは改善され、死亡率は千人につき二十二人から十五人に減じた。だがこれらの改善があつたにも拘らず、個人的競争といふ方針に立つて通常の労働者が完全に且つ生涯その經濟的獨立を得る見込は、労働組合の團體協約によつて補足され防衛されるときでさへも、極めて少いと思はれる。賃銀の増加は富の一般的増大と決して釣合つてゐるとは思はれない。生活標準全體が高まつてゐる。教育の施設自體が種々の新しい要求を齎らし、之を満足させるため、高い生活標準を強制した。概して英國の労働階級は、歐洲大陸の若干の國々の労働階級程儉約はしないけれども、未來に關し不當に無頓著だと言つて非難される筈はない。共濟組合や労働組合や協同組合や貯蓄銀行の預金の蓄積は、賃銀標準の向上と足並を合せた以上の増加を示してゐる。それでも、通常の筋肉労働者が自己並びに家族のため凡ゆる生活上の危險を償ふ完全な獨立——このことのみが、自由競争制度をして文明人の良心の要求を眞に満さしめ得るのである——といふ目標に達するだらう、といふ見込は全く無いのである。ブリス氏がロンドンで、ラウントリイ氏がヨークで、他の人々が地方の諸地域で、行つた注意深い研究の結果、労働階級の可成りの部分が通常の家族のための單なる肉體上の必要物の全經費に相當するだけの金額すら實際上備け得ない、といふことが明かになつた、疑ひもなく

労働階級の大部分はこれよりも善い地位にゐるのだが、これらの調査は、比較的富裕な者も、非常時には、例へば、子供達が未だ學校へ通つてゐるときとか、或ひは初老になつて主な働き手が弱り初めた途端とかには、この根本的な貧乏線へ煮きつけられるといふことを示してゐるのだ。もし全人口の約一割が一定時期に現實に貧乏線上に於いて生活してゐるならば、その二倍若くは三倍の人々がその生涯のある時期にこの貧乏線に近づくに相違ない、と假定するのが合理的である。だが通常の家族のための單なる肉體的な生計の資といふ概念から、文明生活の眞に最低の必需品を備辨し且つ外部の援助に頼る必要なしに一切の不慮の事態に應ずるやうな賃銀といふ概念へ進むと、われ／＼はラウントリイ氏の數字に追加をせねばならず、而もこれは未だ算定されたことはないが、それに就いて言へば、恐らくは、最高の熟練工でなければ誰一人としてかゝる要求を満足させる報酬を得ることは出来ないと言つても過言に非ざるものである。だが、もし然りとするならば、産業上の自由競争制度が、「生活賃銀」の概念に具現さるる倫理的要求を満足させないことは明白である。英國民大衆のすぐ間近にある自由國家の全公民の天賦權たるべき、健康且つ獨立な生計の資を齎らす改善といふ希望を、その制度は全然提示しない。公衆の精神に徐徐に滲透しつつあるこの信念が、公衆の精神を新しい社會改革思想へ轉せしめたのである。私

が述べた諸變化の要旨は、個人は孤立することは出来ぬし、彼と國家との間には相互的な義務が存在する、といふ原理で表はすことが出来よう。個人は自己と家族とのために勤勉に働く義務を國家に對し負ふてゐる。彼は自分の幼弱な小供達の労働を搾取すべきでなく、彼等の教育、健康、清潔並びに一般的幸福を求める社會公共の諸要求に従はねばならぬ。他方社會は、文明的生活標準を維持する手段を供與する義務を彼に對して負ふのであり、且つこの義務は、市場の掛け引によつて得られるやうな賃銀を彼が確保するままに放任して置くといふことでは充分に履行されるものではない。

この社會的義務といふ見解は、公共の責任を一層強調するのだが、決して個人の責任を無視するものではない。責任と權能とが權衡してゐなければならぬのは、應用倫理學の簡單な原理である。さて、適當に報酬の支拂はれる仕事の機會を與へられると、人々はその生計の資を得る權能を持つ。その機會を最もよく利用するのは彼の權利でもあれば義務でもある、そしてもし失敗すれば、貧民として、極端な場合には犯罪人として取扱はれるといふ刑罰さへも、彼は當然に受くべきであらう。だがその機會自體を彼は同一の自由を以て支配し得ないのだ。それは彼の支配する範圍内にある狭い限界内に於いてのみである。仕事の機會と仕事に對する報酬は、如何なる個

人も、明かに如何なる個人的労働者も、形成し得ない複雑な多数の社会的諸力によつて決定される。それらは、苟くも支配し得るものとするならば、社会の組織的行動によつて初めて支配し得るのであり、従つて責任の正しい配分によつてそれらを處理することは社会の行ふべきことなのである。

然しこれは自由主義ではなくて社会主義だ、と言はれるであらう。われ／＼は個人の経済上の諸権利を追求して行つて、結局、産業の社会主義的組織を期待するに至つた。だが社会主義といふやうな言葉は多くの意味を持つてゐて、偏狭な社会主義とともに自由主義的社会主義が存在することも可能である。では言葉に執着せずに、経済学の範圍に於ける國家の自由主義的見解を充分理解するやうに努めてみよう。既に規定された産業上の福利に關する根本的諸條件を實現するに當り必然的にどんなことが惹起されるか、またそれらは財産に關する諸権利や自由な産業的企業の諸種の要求とどのやうに調和するか、といふことを非常に概括的な言葉で決定してみよう。

第八章 經濟的自由主義

自由主義とは無關係な二つの社会主義形式がある。これらを私は器械的社會主義と官僚的社會主義と呼ぼう。器械的社會主義は歴史の間違つた解釋を基礎としてゐる。それは、社会生活の諸現象と發達とを經濟的因子のみの作用の所爲だとしてゐるが、然し健全な社會學の本源は、社会をば一切の部分が相互に作用する全體だと考へることである。唯一つの點を取上げると、經濟的因子は、少くとも科學上の發明の原因でもあれば結果でもあるのだ。もし世界的な相互交通の必要がなかつたとすれば、世界的な電信組織は全然存在しなかつただらう。が、ガウスとウェーベルの實驗を決定した科學的關心が無かつたならば、電信は全然存しなかつたらう。更に、器械的社會主義は、間違つた經濟的分析を基礎としてゐる、そしてその分析は、一切の價値を勞働力に歸し、企業指導といふ明瞭な諸機能、資本の使用に對する不可避的な支拂、自然の生産力並びに、需要供給の諸變動を決定することにより現實に財貨が相互に交換される代價を定めるところの極めて複雑な社会的諸力を否定し、混同し或ひは歪曲してゐる。政治的には、器械的社會主義は存

在してゐない一の激烈な階級區別を基礎として、階級闘争を假定する。簡單明瞭な分裂に向ふところか、近代社會は層一層に複雑せる諸利益の交錯を呈示して居り、近代の革命家にとつては、彼が訴へかける「労働者」の半數が直接又は間接に「財産」に對し利害關係を持つてゐることを見出さずしては、「労働者」のために「財産」を攻撃することは不可能なのである。將來に關しては、器械的社會主義は、論理的に展開された、政府による産業の支配といふ制度を考へてゐる。これについて言はねばならぬことは、ユトーピアを工夫することは社會科學の正しい方法でないといふこと、この特殊なユトーピアは自由、運動、發達のために不十分な施設よりしてゐないこと並びに、その諸理想を實際的な議論の領域へ持込むために社會主義者が必要とすることは、現在の施設の代りに全體として代置さるべき一の體系的組織ではなくて、却つて現實の産業組織中に善いことを發達させ不都合なことを改革するといふ實際上の仕事で政治的手腕を指導すべき一の原理をば、系統的に述べるることであるとのこと、之である。このやうにして適用された原理は、もし善い種子を内に藏してゐるならば、成長し、かくて特に、産業の團體的統制は、それが實際上善い結果を産み出すことが判れば之に比例して擴大されるであらう。ユトーピアの夢想の想像上の明確さは虚妄である、何故なら、その諸目標は人爲的な思想であつて生きてゐる事實で

はないからだ。書物の世界の「組織」は、それが實際的に論議されるよりも以前に、われ／＼の知つてゐる鐵道、鑛山、事業場並びに事務所に適用し得る一の原理として改造されなくてはならぬ。政治上の實際的な力としての社會主義の進化は、事實上、かゝる改造によつて初まつた、そしてこの變化には、唯物論的ユトーピアといふ目的を伴つてゐるのだ。

官僚的社會主義は別種の信條である。自由と競争との混同を基礎とせる自由に關する諸理想に對する蔑視から初まつて、それは、通常の人間性一般を幾分か輕蔑するところまで進むのである。それは人類をばひつくるめて一の無力な弱い種族だと考へ、之を親切に取扱ふのがその義務だとする。もちろん眞の親切は剛毅と結合してゐなくてはならぬ、そして一般人の生活は彼自身の利益のために組織されなくてはならぬ。彼は自分が組織されてゐることを知る必要はない。社會主義的組織は黒幕で作用するだらう、そして複雑な機構、むしろ蔭で繰る黒幕、が存在するであらう。表面上は選ばれた人々の階級、人格も知能も優れた人々があつて官職に就き實際の行政事務を行ふであらう。これらの人々の背後には運営を指導する聯合委員會や巡回委員會があり、更にこれらの委員會の背後には一人又はそれ以上の支配者があつて、この人々から世界を指導する思想が放出されるであらう。民主主義政治といふお芝居が暫らくの間は續くだらう、が然し、

社會生活の組織を現實に引受けるべき共同意思といふ思想は、最も幼稚な幻想だと主張される。支配者達は當分の間は民主主義的形態によつて一層容易に仕事が出来る。けだしかゝる形態は現に存在してゐるのであり、之を破壊しようとするれば動亂を惹起するであらうから……。だが政治の本質は攻略の方法に存する。民主政治の表面上の指導者達は、一寸した術策を用ひて彼等の歩むべき道を歩ませることの出来る無智な連中だし、大衆はまた羊のやうに彼等の後について行くであらう。政治の技術は、人々に自分達がやつてゐることを知らずに貴方の欲することを行はせ、後戻りをしようとしても間に合はぬところまでも行つてを教へないで人々を導いて行く、といふことにあるのだ。このやうな風に考へられた社會主義は、民主政治若くは自由とは本質的に無關係である。それは優れた人による生活の組織に關する計畫であり、その人が各人のために、各人が如何に働くべきか、如何に生くべきかを決定し、また實際、優生學者の援助を受けて、抑も個人が生くべきか否か、或ひは個人が生れて來るだけの仕事を持つてゐるか否かも決定するであらう。孰れにしても、もし彼が生れるべきでなかつたならば——もし、換言すれば、彼が資質の善くない家系の生れであるならば——サムライ（武士、支配者）は、彼がその家系を繼續させないやうに氣をつけるであらう。

さて通常の自由主義者は、彼が正しく極めて平凡な人間だといふことを自分で感じてゐないならば、右の生活觀に一層共鳴するかもしれない。彼は他人の生活をその人々に代つて處理し得ないにきまつてゐる。彼は自分自身の生活を處理するだけで充分なことを知つてゐる。だが上長の許可を得て彼は、他人のやり方でなく自分自身のやり方でこれをやつて見たいだらう。その他人のやり方はずつと賢明かも知れないが彼自身のやり方ではない。標準型の子供を産むにきまつてゐる女よりも、彼はむしろ自分自身が選んだ女を娶りたいだらう。彼は標準化されたくない。彼は自分自身が本質的に國勢調査の申告書の一項目だとは考へてゐない。彼は標準型の衣服や標準型の食物を欲せず、自分が心地よいと思ふ衣服や自分が好む食物を欲する。彼の心中にあるこの邪惡なアダムと、これ亦彼の心中にある自由主義とは、何時もすぐに妥協しようとするのではなくからうか？ 實際それは彼を煽動してもつと進ませる。それは、大體に於いて他の人々は彼とよく似てゐると考へるやうに彼に命じ、また生活を殆ど同じものだと看做すやうに彼に命じ、そして社會的義務についてそれが彼の内心で話すときは、それは、彼をして仲間の人々の利益のために支配するを得しめる優越な地位を得ようとする狙はず、却つて共同目的のために彼が同僚と協力するあの友愛精神を得ようとする狙へ、と彼を激勵するのである。

では、もし自由主義的社會主義なるものが存在するならば——それが存在するや否やは尙未だ研究すべき問題である——それは明かに二つの條件を満さねばならぬ。第一に、それは民主主義的でなければならぬ。それは下から生ずべく、上から來るべきではない。或ひはむしろ、より完全な程度の正義とより善き相互扶助組織を確保せんとする全體としての社會の努力から、現はれて來なくてはならない。それは少數の上位の人々ではなく、却つて人民大衆の努力を吸収し、且つ人民大衆の眞の希望に應へなければならぬ。第二に、そして正にその理由のために、それは、個人を恃みとせねばならない。それは個人が眞に好愛する個人的生活に於いて自由に個人が活躍することを許さねばならぬ。それは自由を基礎とせねばならぬし、また人格の抑壓に非ずして却つて人格の發展を助長せねばならない。かゝる諸目的はどの程度相矛盾することなきや、と問はれるかも知れない。また、個人の選擇の自由を蹂躪したり發意と精力との泉を涸らさずして、共同の福利のために産業を組織することは、どの程度まで可能であらうか？ 貧窮を廢止し、若くは産業上の進歩を阻むことなしに經濟上の平等を設定することは、どの程度に可能であらうか？ われ／＼は、一層根本的な問題を提起せずには決を取ることが出来ない。即ち經濟學に於ける「平等」の眞の意味は何か？ といふ問題である。例へばそれは、すべての者が平等の報酬を

享受すべきだとか、平等の努力は平等の報酬を享受すべきだとか、平等の學識手練は平等の報酬を享受すべきだとか、といふ意味であらうか？ 經濟學に於ける正義の領域は何か？ 正義が終つて慈善が初まるのは何處であらうか？ そしてこれらすべての根本にあることだが、財産権の基礎は何であらうか？ その社會的機能と價值とは何であらうか？ 既得權と時効により取得された權利とに當然與へらるべき對價の程度如何？ 一冊の限度内ではかゝる根本的諸問題を徹底的に論ずることは不可能である。最もよい方針は、既に叙述されてある自由主義の諸原理から生ずると思へる發展の諸方向を辿つて行つて、それらがどの程度まで解決へ導くかといふことを調べることであらう。

正常の健全な公民のため自活の諸條件を確保するのが國家の義務である、といふことを説いた。この義務を、それに沿ふて遂行しようと努めらるべき方向が二つある。一は、生産手段に近づく機會を備へることに存し、他は共同の資本に對する一定の持分を個人のために保證することに存する。事實上、孰れの方向をも、自由主義立法は辿つて行つた。一方ではこの立法は、今までのところでは臆病に且つ効果もなしにはあつたが、英國農民を土地から分離させた過程を破棄することに力を注いだ。現代の研究は、この分離が徐々に作用する經濟上の諸力の不可避的結

果に非ざることを明かにしつゝある。それは、第十五世紀に初められ、第十六世紀中葉から第十八世紀に至るまで幾分か阻止され、ジョージ二世とヴィクトリヤ女王との治世の間に完成された慎重な、共有地の圍ひ込み政策によつて生ぜしめられたのだ。この過程は貴族政治によつて促進されたのだから、民主政治によつて之をうまく廢棄し、労働人口の中樞としての自主獨立の農民階級を再建し得るだらう、と希望する理由が十分に存在する。然るに實驗の結果は何等かの形態の共有を必然的に伴つて來るのである。労働者は國家の財政的援助を得て初めて土地を取得し得る、そして國家が、一旦無條件相續不動産權（所有權）を回復したからには、再び之を手離すといふやうなことは、明かに自由主義者の見解ではない。反對に、農業の果實の公平なる分配に際しては、土地自體の質やその地位や税による價格の増大に由來せる凡ゆる利益は、それが何人の労働の所産でもないからには、何人の持分にもならないだらう、或ひは、同じことだが、それはすべての人即ち社會のものとなるべきである。これこそ自由主義の立法が、小地主階級に非ずして小小作人階級を創設しようとする理由である。それはこの階級に土地へ近づく機會を與へ、彼等自身の仕事の果實を報酬として與へ、またそれ以上は何も與へないだらう。それは餘剰をば地代の形で自己の取得とするだらう、そして國家の小作人に對し侵害を受けぬといふ充分な保證

を與へることは望ましいが、之と同時に、地代は、價格と費用とに従つて一定時期に調整を行ひ得ねばならぬ。かくて保守黨の政策が財産を有する有權者の勢力を増強すべき小自作農の樹立にあるに對し、自由黨の政策はその人々の繁榮によつて全社會が利益を受くべき國家の小作人の樹立にあるのである。前者の解決方法は個人主義的であり、後者は、その限りでは、社會主義者の理想に一層近づくものである。

然し英國の農業は偉大な將來を持つてゐるかもしれないと言へ、それが英國の經濟生活で支配的地位を取戻すことは決してないだらうし、小借地が農業の一般的形態であることも決してないであらう。大部分の産業は、現在ます／＼大企業的手中にあつて、個人の労働者はどんな生産器械を有したとしても之と競争は出來ない状態であり、將來も亦同様であらう。それ故人民大衆にとつては、相應の生計の資を保證されるといふことは、生活賃銀ですつと引續き雇傭されることが保證されるかそれとも公共の補助を保證されることではなければならぬ。ところで、既述の如く、經驗によれば、通常の労働者の賃銀は、それは競争によつて決定されるのだが、生活の凡ゆる浮沈を擔保する、即ち通常の家族の經常費に加ふるに疾病、災害、失業並びに老年に備へるには、現在不十分だし、將來も充分になるやうではない。災害の場合には、國家は、之に備へるべ

き重荷を使用主に負はせた。老年の場合には、國家は、私の考へるところでは一層正しい原理に基づいて行動し、その重荷を自ら負擔してゐる。養老年金法に含蓄される新方策が主義の點で何に當るか、といふことを精確に認めることが、極めて重要である。既に救貧法が一般に老人と貧民とに對し現實に餓死せぬやうに保證をしてゐた。然し救貧法は本統の貧窮といふ間際になつて初めて實施されたのだ。それは自ら助ける人を助けることはしなかつた。實際、救貧院で生活するよりもつと快適に自己の資力に頼つて生活することを可能ならしめるだけの貯へをすることが希望出来ないにしても、救貧法は、多くの人々にとつては、自ら助けようとする氣にならせることを殆ど妨げないものだつた。年金制度は貧窮といふ標準を放棄する。それは自主獨立の儉約家が據つて以て満足な生活を築き上げることを希望し得る基礎、それに従つて行動する基礎、一定の最低額を供する。それは自助と相互扶助若くは子供の扶養を麻痺させる藥ではなくて、その刺戟物である。そしてそれは或る程度まですべての人にとつて同様に利用し得るのである。それは正しく自發的努力をする人が利用し得る、とは言へ自發的努力をする人が充分に利用し得るやうにする必要ある、獨立に關する諸條件の一である。

救貧法撤廢を求める運動の根底に横たはる示唆は、正に、この原理の一般的適用である。それ

は、貧窮者を救助する代りに、一般に貧窮を避ける手段を利用し得しめるやうにわれ／＼は努むべきであり、尤も之を行ふに當り個人の側で之に對應する努力をなすべきことを彼に求むべきである、といふのだ。これらの條件を満す一方法は、老人の場合に行はれたのと同じやうに、私人が之に基づいて働くべき、私的努力のための基礎を供することである。も一つの方法は、國家により補助さるる保險といふ方法であり、そしてこれらの方針で自由黨の立法者達は疾病、廢疾及び失業問題の一部を處理しようとして、實驗を行つて來てゐるのである。第三は、救貧法委員会の少數が、幼児の母であつて寡婦又は遺棄された者の場合を處理する方法——これは現今しばしば悲劇的な意味に満ちた方法である——によつて説明されるであらう。從來彼女等は慈善の對象だと看做されてゐた。彼女等を家庭内に引留めて置くのが慈善家の問題だつた一方、家庭を外にしてどんなにひどい労働をするといふ犠牲を拂つても「救貧税に近よらぬ」やうにするのが彼女等の義務であると看做された。一層新しい權利義務概念が委員會の議論の中に明確に現はれる、即ち、もし母性の義務と責任につきわれ／＼が論ずること全部を眞面目に考へるならば、われ／＼は幼児を持つ母親は、日傭仕事に出かけて子供達を街路になほざりにして置いたり隣人のお座なりの世話に委ねて置いたりする時よりも、家庭にあつて子供達の世話をする時の方が、

社會に對し一層よい奉仕をし且つ一層多額の金銭的報酬を受ける價值ある奉仕を行ひつゝあるものなることを認めるであらう。われ／＼がこの議論の力を認めれば之に比例してわれ／＼はかゝる場合の公共的援助の性質についての見解を逆轉するのである。われ／＼は、もしわれ／＼に出来ることならば、母親を日傭仕事に追ひ立てるのが望ましいとは最早考へないし、また公共の金銭を受領することによつて彼女が墮落してゐるとも考へない。實際われ／＼は公共の金銭を施物だと看做すことをやめ、之を公民の奉仕に對する支拂として取扱つてゐる、そして、われ／＼が強要する傾向ある條件とは、正に、彼女は賃銀を得ることにより之を増加しようと努むべきでなく、むしろその家庭を立派に保ち子供達を健康且つ幸福に育て上げるべきだ、といふことである。

昔から自由競争制度を辯護して二種の議論がよく知れ渡つてゐる。一は労働階級の習慣を基礎としてゐる。彼等はその餘剰所得を飲酒に費消するのであり、彼等が貯蓄をする餘裕が全然無いとするならば、それは彼等が之を酒場で蕩盡してしまつたからだ、と言はれるのである。その議論は、習慣の現實的變化によつて、急速に論破されつつある。二世代以前に英國の有産階級の習慣を改革した節制といふ風潮が、現今凡ゆる階級を通じて急速に擴大しつゝある。酒の勘定書は

尙過度であり、通常の労働者が飲酒に費す週給の割合は尙甚大であるが、然しそれは量を減少しつつあるし、賃銀を増すことは酒の勘定書を増すことだと昔ならば正當に言はれたかもしれない。危惧も、現今の労働階級の物質的條件の改善に對する有効な異議だとは、最早感じられないのである。われ／＼は最早、好景氣の年に酒の勘定書が昔のやうに非常に増大するのを見ない。第二の議論は、もつと決定的な最期さへ經驗したのだ。現代に至るまで、人民大衆の物質的状態の改善は出生率増加といふ結果を來し、それは、労働力の供給を擴大して、機械的過程によつて賃銀を以前の水準へ引戻してしまふだらう、と力強く主張された。澤山な人間がゐて、而も彼等は皆以前の通り悲惨であらう。出生率の現實の低下は、その他の諸結果が何であつたにせよ、この議論を問題外のものにしてしまつた。出生率は繁榮を増加せず、却つて之を減少させる。人口過剰の惧れは全然ない。もし現在何か危険があるとすれば、それは反對の方面にあるのだ。これら二つの議論の運命は、われ／＼が注意した輿論の變化に於ける非常に重要な因子と看做されねばならぬ。

それにも拘らず、私が概説した制度は巨大な國家的慈善制度に過ぎず、そしてその故にそれは慈善に關聯せる諸結果を大規模に帶有するに相違ない、と考へられるかも知れない。それは精力

の源泉を枯渇させ個人の獨立を害するに相違ない。第一點については、私は之と反對の見解に賛成する有力な議論に既に論及して置いた。國家が現に行ひつゝあること、企圖される諸變化が終まで成就されるならば國家が行ふだらう事柄は、決して通常の人間の必要を滿すに足るものではないであらう。彼はやはり自分自身の生計の資を得るために働かねばならないであらう。だが彼は行動の基礎を有し、眞に充分な組織をその上に建設し得べき基礎を有するであらう。彼はより大なる安全、より輝かしい前途、自分の頭を水上にすつと出して置けるといふより、自信ある希望を持つてであらう。生活經驗は、希望が危惧よりも一層よい刺戟であり、自信が不安よりも一層よい心理的環境であることを示唆する。絶望が時に例外的努力をするやう人を鼓舞するにして、その効果は瞬間的であり、永續的なためには、もつと堅固な状態の方が、正常な健康的生活組織を作り上げる精力と拘束との混合物を育てるのに一層よく適當してゐる。凡ゆる形態の社會制度を濫用する人々があるのと同様に、自己の有利な地位を濫用しようとする人々があるだらう。が大體に於いて、個人の責任は、その適正な範圍が適當に定められるとき、換言すれば個人の双肩にかゝる重荷が通常の人間性が之を負擔するのに餘りにも大きすぎないときに、一層明確に確定され、一層嚴格に主張され得る、と考へられるのである。

然し、外部的援助に依頼することは獨立を破壊することだ、と主張されるかもしれない。確かに個人的慈善に援助を求めることはこの効果を持つてゐる。けだしそれは人をして他人の好意を頼りとせしめるからである。然し人が法律上の權利事項として頼みにし得る援助は、必ずしも同じ効果を有しない、と思はれる。更に慈善は、失敗といふ方面へ流れるから、獨立的努力の價値を減少する傾向がある。それは、不注意を奨励することになり易い一の不幸に對する償ひである。他方に於いて、權利事項である事柄は、成功者にも不成功者にも平等に享受される。それは一方の側に有利なハンディキャップではなくて、双方が運命に反抗して走らねばならぬ競争から平等に減じられた距離なのである。このことは眞の問題を惹起する。議論中の方策は慈善の方策と看做さるべきか、それとも正義の方策と看做さるべきか、團體的慈善の表現と看做さるべきか、一般的權利の承認と看做さるべきか？ この問題を充分に論ずることは必然に複雑な且つある點で新奇な、經濟學並びに社會倫理學の諸概念を伴ひ、之を公平に評することは本章の制限内では不可能である。が私は、近代の自由主義的な輿論の運動の根底に横たはる社會的並びに倫理的正義に關する概念を概括的に指示することに努力しよう。

法律上の理論は何であらうとも、實際上現存救貧法は各人に最低の生活必需品を受ける權利を

認めてゐる、このことを注意することによつて、問題に接近し得るであらう。貧窮せる男女は當局に申出ることが出来、當局は彼等に食料と住居を與へる義務を負ふ。彼等はその限りに於いて、公共の財源に對し、一個の人間として、自己の窮乏の力によつて留置権を有するのであり、他の理由によつては之を有するのではない。だがこの留置権は、彼等が貧窮な時に限り作用する。そして彼等は之を當局の課する諸條件に服従することによつて行使し得るに止まる。それは、救貧院といふ標準が強行されるときは、自由の喪失を意味するのである。貧窮者の運命が自主獨立の労働者のそれよりも「一層好適ならざる」ものたるべし、といふのが、「一八三四年の」指導的「原理」だつた。現代に發生するに至つた輿論の變化をば、新しい原理に従へば、社會の義務は、むしろ自主獨立の労働者の運命が貧窮者のそれよりも一層好適であるやうに保證することだ、と言つて表明し得るであらう。之を目的として社會公共の富に對する留置権が擴大され、改造されるのだ。その行使は、個人の側に違法若くは怠慢のあつたことが立證されないならば、自由の喪失といふ懲罰的結果を齎らすことはない。根底に存する論争點は次の通りである、即ち、英國のやうに富める國家にあつては、すべての市民は、健康且つ文明的生存のために必要な基礎であることが經驗上立證されてゐる程度の物質的衣食の資を、社會上有用な労働によつて得

る充分な手段を有すべきだ。そしてもし産業組織の現實の作用に於いてその手段を事實上充分に手に入れ得ないならば、彼は慈善としてでなく却つて權利として、その不足を償ふべきことを國家財源に請求し得ると信じられる、といふのである。

「財産に關する諸種の權利が存在するといふことは、われ／＼は全部承認してゐる。財産に對する一般的な權利が、恐らくは、存在するのではなからうか？ 相續並びに遺贈に關する法律によつて巨大な不平等が繼續される經濟組織には何かしら著しく不當なことがあるのではなからうか？ われ／＼は、大多數者が唯自分で所得し得るのみといふ身分に生れつき、一方若干の者はどんな功績のある個人の有する社會價值よりも以上のものを生れつき有するといふ状態に、黙從すべきであらうか？ 經濟倫理學の條理ある組織にありては、われ／＼は、公共の財源に對する一定の最低の要求といふ形をとる社會成員自體の眞の財産權を認めるべきではなからうか？ 結構な考へだが、然し、倫理學は別として、不運な人々が引き出すべき財源は何か？ と言はれるかもしれない。英國はかゝる目的のため利用し得る共同財産を殆ど若くは全然持つてゐない。その歳入は租税に基礎を置いてゐる、そして結局これが何を意味するかと言へば、それは富者が貧者の利益のために課税されるといふことであり、それは正義でもなければ慈善でもなく、純然たる

強奪にすぎぬと言はれるかもしれない。これに對して私は、公共の財源の涸渇は極度の經濟的混亂の徵候だと答へよう。富は個人的並びに社會的基礎を有すると私は主張したい。若干の形態の富、例へば都市の内部やその近傍の地代は本質的に社會の創造せるものであり、かゝる富が私人の手に落ちることが認められたのは、過去に於ける政府の違法行爲によつてにすぎない。富の他の偉大な源泉は、しばしば明瞭に反社會的傾向ある、而して英國の缺陷ある經濟組織を通じてのみ可能な、金融的並びに投機的作用の中に見出される。他の諸原因は、一方では英國の酒類法が、また市營事業の供給が私人の手に入るのを許す古いやり方が、築き上げて來たあの部分的獨占の中に存する。相続の原理によつて非常に蓄積された財産が次ぎ／＼と傳へられる。そしてその結果は、生れつき文明の物質的な諸利益に對する分前を相続してゐる少數者の階級が存在する一方、「俺たちは裸で生れて來て裸で死んで行くのだ」と言ひ得るすつと多數の人々の階級があるのだ。この制度は、全體として、修正を要する、と主張される。この事態にあつては財産權は、本質的に各人が依つて以て自己自身の勞働の所産を享受することを得る制度たることを止め、所有者が全般的に命令し得る條件で他人の勞働を支配し得る一個の道具となつてゐる、と力説されるのである。この傾向は望ましくないと思はれ、また、社會の自由になる共同財を増加す

るといふ効果を有する一聯の財政上、産業上並びに社會上の協力的諸方策による救済が可能であり、且つ之を怠惰、無能力若くは犯罪によつて自己の有利なる地位を喪失してゐないすべての人の經濟的獨立を保證することに關し適用することが可能である、と思はれる。各人が生れつき相當の身分を有し、共有地につき相當の分前を持つてゐる初期の共同社會諸形態がある。この制度の最後の遺物を破壊するに當り經濟上の個人主義は偉大な物質的進歩の基礎を置いたが、然しそれは、大衆の幸福を非常に犠牲にした結果であつた。經濟學の基本問題は財産權を破壊しようとするのではなくて、財産權の社會的概念をば近代の必要に適當する條件で正當な地位に回復しようとするのである。このことは、古代史に見られるやうな、粗雑な再分配方策では行はるべきでない。それは、富の社會的因子と個人的因子とを區別し、社會的な富を公共的財源へ繰入れ之をその成員の根本的必要のために用ひるやうに社會の任意にさせるといふことによつて、行はるべきである。

「財産權の基礎は社會的であるが、それは二つの意味に於いてである。一方に於いては、それは所有者を窃盜や強盜から保護することによつて所有者の權利を維持する社會の組織された力である。凡ゆる批判にも拘らず、多くの人々は未だに、財産權のことを、一定の幸運な個人に自然若

くは神から與へられたものであるかの如くに、論じてゐるやうだ。そしてまたこれらの個人が、國家に對し、自分達の下僕として、自分達が財産を平穩に享受することを法律といふ機構を自由に使用して保證するやうに命ずる無限の權利を有するかの如くに、論じてゐるやうである。彼等は、社會の組織された力が無ければ、彼等の權利の價値は一週間も先きは如何とも判らぬ位のものだ、といふことを忘れてゐる。社會が維持してゐる安定せる秩序や警察官や裁判官が無ければどんなところにいることになるのか、にいふことを彼等は自問しない。全く獨立獨行で財産を作り上げたのだと思つてゐる繁榮せる實業家は、商業上の發達が可能ならしめた秩序ある平靜、稟路や鐵道や海路の安全、熟練労働者大衆、文明の結果彼が意のままにし得た叡智の總額、世界の全般的進歩が創造した彼の生産品に對する需要、彼が當然のこととして利用する、而も數世代にわたる科學者と産業の組織者との團體的努力によつて築き上げられた種々の發明がなかつたならば、果して成功へ達する道にただの一步でも踏み出し得たか否か、と考へて見ないのである。もし彼が自分の財産の根底まで掘り下げるならば、彼の財産を維持し保證するのが社會であると丁度同じやうに、之を最初創造するときの不可缺の協同者も亦社會である、といふことを認めるであらう。

このことは、財産權が社會的だといふ第二の意味へわれ／＼を導くのである。價値には社會的な要素があり、生産にも社會的な要素がある。近代的産業にあつては、個人が獨力で爲し得ることとは極めて少い。労働は微細に分割されてゐる、そして分業されるに正比例して協同せねばならなくなる。入々は賣るために財貨を生産する、そして交換の率即ち價格は、複雑な社會的諸力によつてその率の決定される需要供給の關係により定まる。生産方法に於いては、各人は、自己の能力及ぶ限り、手に入れ得る凡ゆる文明の手段、他人が案出した器械、獲得された文明の賜物たる人間的器具を利用する。かくて社會は人が他の人よりもずつとよく利用する條件若くは機會を供し、而してそれらが利用に供されるのは個人即ち、報酬を受くべき個人的要求の基礎であるところの生産に於ける個人的要素である。この個人的努力を維持し刺戟するのが善き經濟組織の必要事であり、そして此處では、何等か特殊な概念の社會主義がこの必要を満すか否かといふことを問ふこと無く、われ／＼は、確信を以て、之を無視する社會主義は如何なる形式の社會主義と雖も、恐らく、永きにわたつて成功を享受することは出来ぬであらうと斷定しても差支へないだらう。他方に於いて、富の社會的因子を無視する個人主義は、國家資源を涸渇させ、社會から産業の結實に對する社會の正當な分前を奪ひ去り、かくて一方的な、不公平な、富の分配といふ

結果を來すであらう。經濟的正義とは、當然に受くべきものを、各個人のみならず、有益な役務の履行に従事せる社會的・個人的の各機能に與ふべきことであり、而してこの當然に受くべきものは、その有益な機能の能率的實行を刺戟し且つ維持するに必要な量によつて測定されるのである。この機能と活計との均分こそ經濟的平等の眞の意味である。

さて、この原理を一方では社會の諸要求の調整に適用し、他方では富の生産者又は相続者に適用することは、生産諸因子の辨別——凡ゆる場合に之を行ふことは容易ではないが——を必然に伴ふのである。上述せる都會地の事例をとるならば、その特質は可成り明瞭である。ロンドンの或る敷地の價值は、本質的に、ロンドンに當然歸すべきものであつて、地主に歸すべきものではない。もつと正確に言へば、一部はロンドンに、一部は英帝國に、一部は西歐文明に歸すべきものだと、言ふべきであらう。だが、これらの副次的諸因子を整理することは不可能である一方、價值の全體の増加が一二の因子に歸せらるべきことは十分に明白であり、そしてこれこそ自由主義者の意見が、敷地の價值は、當然に、社會的財産であり、個人的財産ではないと固執する所以を説明する。酒類販賣免許者の獨占價值——それは酒類の取引統制のため制定された法律が直接に作り出したものであるが——は今一つの適例である。これらの事例を處理する際に社會が見出

す困難は、社會がかゝる富の源泉を自己の掌中より去らしめたこと、かゝる種類の財産が市場に於いて自由に人々の手から手へと渡ること、またそれが法律上他と同じ基礎に立つて居り、且つ立つだらうと信じられてゐること、之である。この故に、社會が自己の要求全部を主張することは不可能である。社會は個人の非常な困苦と産業組織の打撃とを犠牲にして漸く充分な權利を回復し得るのである。社會が行ひ得ることは、一步／＼と課税を個人企業に由來する富から社會自身の共同的進歩に依存する富へと變じ、かくて漸次に自己自身の共同的事業の結實の所有權を回復する、といふことである。

原理上一層困難なのは、一層一般的な、全體としての生産を通じて流れ出る社會的價值の諸要素といふ問題である。われ／＼は此處では、間接的な手續によつてのみ分離し得る程相互に複雑に混交してゐる諸因子を取扱つてゐるのだ。この手續の本質は、上に概説した報酬原理を遂行しようとする徹底的に中央集權化された産業制度に關する一組織を暫らく想像すれば、最もよく理解されるかもしれない。各人のために正しい地位を見出し各人に正當の報酬を割當てる程の智慧と公正さを賦與されてゐるとわれ／＼が想像する中央の權威者は、もしわれ／＼の議論が正しいならば、各生産者に對し、それが頭腦で働くにせよ肉體で働くにせよ、また産業の一部門を

指揮するにせよ、或ひは指揮を受けて働くにせよ、その全力を振ふやうに刺戟し且つ生涯その任務を行ふのに必要な状態で生活せしめる報酬を與へねばならぬことを悟るであらう。年々生産される富の大部分が社會に起源すると考へるのが正當ならば、その結果は次の通りとなる。即ち、この報酬の割當後に餘剰が残存するであらうが、その餘剰は社會の財産となり、公共的諸目的、國防、公共事業、教育、慈善、文明的生活の助長のために利用されるであらう。

さてこれは單に想像上の描寫にすぎない、そして私は、かゝる程度の叡智が實際上政府の側に得られるか否かとか、かゝる程度の中央集權化が他の方面で進歩を阻害する諸結果を有しはしないか否か、などと問ふ必要はない。その描寫はただ單に、國家が財産權を取扱ふに當り據つて以て指導さるべき公平なる分配の諸原理を説明するに役立つにすぎない。それはわれ／＼の經濟的正義の概念を定義するに役立つ、それとともに課税の調整並びに産業の再組織に當りわれ／＼が採るべき方針を定めるのに役立つ。私は二つの事例をとり上げてその意味を説明しよう。

近代的諸條件の下に於ける個人の富の重要な一源泉は投機である。これは社會の富の源泉でもあるだらうか？ それは社會のために何物かを生産するであらうか？ それは理想的な行政が之に酬いることを必要と考へるやうな機能を果してゐるだらうか？ 何かの鐵道株を私が一一〇磅

で買ったとする。一二年後に有利な機會を捕へて之を一二五磅で賣つたとしよう。その増價は勞して得られたものか、勞せずして得られたものか？ 答は、その單純な場合には明瞭である、が然し、この場合の私の幸運は他人の不運で差引される、と言はれるかもしれない。これは疑ひないことである。が尙進んで、この方法によつて結局のところ私が財産若くは所得を得たとしても、それは生産的な事務によつて得られた財産若くは所得ではないやうに思はれる。之に對しては株式の賣手と買手とは間接に需要供給の調整をする機能を果してゐるのだと答へられるかもしれない。彼等が特殊の市場の智識に訓練されてゐる老練な實業家ならば、その通りかもしれない。もし彼等が有利な變動で利潤を得ようと望んで市場に一寸手を出して見る人々ならば、彼等はむしろ賭博者だと思へる。私は兩者の孰れが多數の階級かといふことを決定しようとは思はない。たゞ私は、表面上は、この特殊な源泉に由來する利潤は、機敏な若くは幸運な個人が、自ら生産に明確に寄與せるために取得せる報酬たる性質よりも、むしろ生産者に課し得る税といふ性質のものらしい、といふことを指摘するに止めたい。この見解につき二つの可能な經驗上の判断の標準がある。一は、投機市場の重要性を減少すべき團體的組織の一形式が案出さるべきだ、といふことである。われ／＼の原理は、その方向の計畫が機會がありさへすれば妥當であることを

示唆してゐる。今一つは、この源泉に由來する所得への特別税の賦課であり、そして經驗は、かかる税が何等かの段階に於ける生産並びに分配を現實に阻害するや否やを、迅速に示すことであらう。もし阻害しないならば、それは正當なのである。それは、現在は個人に併吞されてゐる全利潤が、少くとも税金額だけ、特殊な經濟的機能を維持するに要する報酬を超過してゐる、このことを立證するだらう。

私を取り上げようとする他の事例は相續された富である。これは現代の社會・經濟組織に於ける主要な決定的因子である。われ／＼の主義に基づけば、それが毎日々々創造されつつある富とは全然異つた地位に立つてゐることは明白である。それは二つの理由に基づいてのみ辯護される。一は時效により取得された權利であり、且つ經濟秩序の基礎を亂すことの困難さである。これは激烈で性急な方法に反對する辯駁し得ざる論證を供するが、經濟再組織に關する穩和な、そして徐々に進展する政策に反對する論證は全く供しない。も一つの論證は、相續された富は種々の間接的機能に役立つ、といふのである。小供達のために備へをし家庭を築かうといふ希望は、努力への刺戟である。有閑階級存在は獨創性の自由な發達のために種々の機會を供し、また國家の勤務のために清廉な男女を供給する。私は、これらの論議の價値が判斷さるべき唯一の眞の

標準は經驗上の標準である、といふことを今一度示唆して置きたい。事實より判斷すれば、相續された富は取得された富とは別異の立場に立つてゐる。そして自由主義の政策は、勤勞所得と不勞所得との辨別で初めるといふ點では正しい。その區別は、もし單に資本若くは土地に由來する所得は個人の貯蓄を示しその相續財産を示さないと云ふのであるならば、誤解である。眞の區別は相續された財産と取得された財産との區別であり、また一方取得された財産に對する課税は、それだけでは、産業の利潤を減少させ且つそれだけ産業の動機となる源泉を弱める作用をするかもしれないが、相續された財産に對する課税の増加が必然的にその結果を有するとか若くは、それが何か他の社會的機能を致命的に狂はせるだらう、といふことは決して自明的ではないのである。更に、それは經驗のみが決定し得ることであるが、然し、資本の有用な供給を減少させることなく且つ價値の働きをも喪失することなしに、相續された財産に一定の税を賦課し得ることが經驗によつて證明されるならば、その結果は純粹の利益であらう。國家のみが唯一の生産者である筈はない。けだし生産に於いては個人的因子が必須的だからである。だが一方では自然的資源、他方では過去の蓄積された相續財産に關する國家統制の擴大に對し、事物の必要によつて設けられた限界は全然存在しないのである。

自由主義政策が勤勞所得と不勞所得との區別のみならず、如何なる源泉から生じたものたるを問はず大財産には附加税を課するといふことにも専心して來たとするならば、たつた一人の個人が數名の個人の取得するのと丁度同じだけ社會にとつて確かに價值があるのか如何かといふ町重な疑惑が、又もやその根本原理であると私は考へる。實際、もし世界の巨大な財産が偉大な天才の所有するところとなつてゐたらこの疑惑には制限を附せねばなるまい。シエクスピーヤ、ブラウンング、ニュートン、コプデンの如き人々に何を拂ふべきかを決定することは不可能であらう。不可能ではあるが、幸ひにして不必要である。何故なら天才は與へようとする自己自身の熱望により強制されるのであり、そして天才が社會から要求する唯一の報酬は、自分を構はずに放つて置くことと若干の靜かで新鮮な空氣を持つこととである。また彼はその奉仕にも拘らず、彼の創造的エネルギーが他の何人の希望をも顧慮せず彼を激勵する内心の刺戟に對する應答である以上は、思索並びに創造生活の根本的必要物を取得することを可能ならしめる相當の資力よりも以上を請求する權利はないのである。産業の偉大な組織者の場合はやや異なるが、然し彼等も又その事業が社會的に正しいものである限りに於いては、純粹な利得愛よりも精神的必然性によつて推進されてゐる。彼等は、もし差引殘高が苟くも右側にあるならば確かに巨額な殘高であるとい

ふやうな程度に彼等の事業が到達するから、大利潤を得るのである。そして彼等は疑ひもなく自己の成功の印としてまた増大せる社會的權力の基礎として金錢に關心を持つ傾向がある。だがこの型の人々に對する利得慾の直接的な影響は無暗に誇張されてゐたと私は信じる。そして證據として私は、第一に、この階級の多數の人々が、彼等の物質的利得を減少せしめる傾きある方策を活潑に促進することを、個々の場合に、快よく受け容れること並びに、第二に、立派な實務の才能を持つてゐる多くの人々が、商業上の競争で自由に得られる所得とは何等の關係もない俸給で——これはその受領者も完全に意識してゐるに相違ないのだが——公けの行政に自由に使用されてゐること、とを擧げて置きたい。

大體に於いて、われ／＼は、だから、附加所得税の原理は、われ／＼の年收が約五・〇〇〇磅ある場合に個人の産業的價值の限界に近づくといふ概念を基礎としてゐる、と考へてよいであらう。それ以上の所得に對し急激な累進的附加税を課しても純粹に社會的價值ある事業を阻みはしないであらう。それよりも測り知れぬ富を得ようとか、社會的權力を得ようとか、無駄な誇示をしたいとかいふ反社會的な熱望を抑制することになるであらう。

これらの説明は、社會的機能の維持としての經濟的正義の觀念を幾らか具體的ならしめるに足

るであらう。それは亦、國家の眞の資源が一般に想像されるよりも大きくて、多種多様である、といふことを示すのに役立つ。租税の眞の機能は、その根源を社會に有する富の要素を社會のために確保することであり、之を一層概括的に言へば、その起源が生存しつつある個人の努力に基因することなき一切のものを社會のために確保することである。これらの原理に基づいて租税が大衆のために健全な生存の諸條件を確保するために利用される場合には、これは明かに、ポールに支拂ふためにピーターから強奪するといふ場合ではない。ピーターは強奪されはしない。税は別として、國家から強奪しつつあるのは彼である。社會的價值ある一定の分前をば國家が受けることが出来るやうにする税は、納税者が自己自身のものだと言張する無制限の權利を有する何物かから差引かれたのではなくて、むしろ、始めから當然社會に歸すべきものであつたものを拂戻したものだ。

然し租税収入は何故特に貧者へ與へられるのか？ 假にピーターは強奪されたのではないとしても、ポールが何故支拂ひを受けるのか？ 何故租税収入はピーターにもポールにも同様に共通關係ある事項に支出されないのか？ けだしピーターも等しく社會の一員なのだから……。疑ひもなく、共同基金を處理する唯一の正しい方法は、之を共同の利益に資する諸目的に用ひること

であり、そして公共的經費が事實凡ゆる階級を同様に利益する方面が多数存在する。このことは、その直接の目的が貧困階級に關するところの若干の重要な經費部門についてさへも眞實であり、之は注目に値ひすることである。例へば、之を行はずに置けば第一に苦しむ貧困な地域に對する公共的衛生施設の價値のみならず、たとへ自分たちで出来るだけ隔離するにしても感染を免れ得ない富裕な地域に對する公共的衛生施設の價値をも、考へるべきである。昔ならば裁判官も陪審員も囚人も監獄熱で死亡するだらう。更に、労働者に對する教育の經濟的價値のみならず、彼が仕へてゐる使用主に對するそれをも考慮せよ。だがこれら一切が考慮されるときは、われわれは、貧窮を除去するのに少からぬ程度の公共の支出を徹頭徹尾企圖したのだ、といふことを認めねばならない。この支出を正當づける根本的な理由は、適當な身體上の慰樂の現實的缺乏に苦しまぬやうにすることが公益の根本的要素であり、それはすべての人々が關與する義務あり且つすべての人々が要求する權利と履行する義務とを持つ目的だ、といふことである。その參與者の一人の避け得る苦痛ですらも、かゝる苦痛を基礎とせる共同生活は、調和の生活ではなくて、軋轢の生活である。

然しわれ／＼は尙進むことが出来る。最初にわれ／＼は、社會の機能はすべての正常な成年の

成員のために、健全且つ能率的な生活の物質的必需品を有用な勞務によつて所得する手段を保證しようとする事だ、と述べた。今やわれ／＼はこれが、經濟的正義の一般的範圍に這入る一の場合、之を正當に理解すれば、最も大きな最も速大な一の場合だ、といふことを認め得る。この原理は、一切の社會的機能は個人の生涯を通じて之を刺戟し且つ維持するに足る報酬を受けねばならぬ、と定める。さて、この報酬がある場合に幾何であらうかといふことは、恐らく、特殊な實驗による以外には之を決定すること不可能である。然し、われ／＼がずつとそれを持つて働いて來た思想に従つて、もし一切の穩健な成年男女に自分達は文明人として、産業勞働者として、善き兩親として、秩序を守る能率的な公民として生活すべきだと要求されたらと假定するならば、他方に於いて、かゝる生活を送るための物質的手段を彼等に保證するのは社會の經濟組織の任務であり、また社會の直接的義務はかゝる手段が效を奏しない點を指示し且つその缺陷を償ふことである。かくて社會的能率の諸條件は産業上の報酬の最低を示すのであり、もしそれらが國家の慎重な行爲が無くては確保されないものであるならば、それらは國家の慎重な行爲といふ手段によつて確保されねばならぬ。もし職能と生計の資とを等しくすることを確保するのが善き經濟組織の任務であるならば、この原理は種々の基礎的な必需品に對し第一に、そして最大に、適用

される。これらの必需物は、報酬の最低標準を決定する、そしてこれ以上は、役務の増加價値が如何なる割合で之に一致せる報酬の増加を必要ならしめるかを知らうとすれば、われ／＼は詳細な實驗をせねばならないのである。

かゝる標準は得難いと反對されるかもしれぬ。充分な生活賃銀を受ける價値が現在も無く、將來も決して無かるべき人々が存在する、と主張されるかも知れぬ。かゝる報酬を彼等に保證するために行はれることはすべて唯單に正味の損失を惹起するのみであらう。この故にそれは、經濟的正義に關する標準を侵害するのである。それはある機能に對し現實にその有する價値以上の支拂をする結果となるのである。そしてその齟齬は社會を不具にする程に大きなものかもしれない。勿論、肉體的に無能力な者や精神的に缺陷ある者や道德的に御し難い者が總人口中に一定割合は含まれてゐることは認めねばならない。これらの諸階級の取扱は、經濟學以外の諸原理に基礎を置いてゐるし、また置かねばならぬといふことは、すべての人が同意するに相違ない。一の階級は刑罰的訓練を必要とし、他の階級は生涯にわたる監護を要し、第三の階級——知的・道德的には健全だが肉體的に缺陷あるもの——は、その不幸のために、公私の慈善に頼らねばならない。此處には或る機能に對する支拂の問題は全然存せず、却つて人間の苦惱に對し助力を與へる

といふ問題が存在する。助力を受ける対象をして出来るだけ獨立的且つ自活的ならしめるやうに、かゝる助力が工夫されるといふことは、もちろん、經濟的理由からも、またそれよりも廣い理由からも、望ましいことである。けれども、大體に於いて、人口中のこれらの階級のために行はれる凡ゆる事項は、餘剰への賦課金である。批評家が提起する眞の問題は、われ／＼が主張する如く、所得が現實に最低額に足りない少からぬ割合の労働階級が、事實として最低額を所得し得るや否や、といふ問題である。彼等の實際の價値は、彼等が競争市場で事實上得てゐる賃銀によつて測定される、そしてもし彼等の賃銀が標準に不足するならば、社會は、もし行ふ氣持があり且つ出来るならば、その不足を償ふかも知れない、が然し、社會は、之を行ふに當り、經濟的正義に關する行爲ではなくて慈善行爲を果しつつあるのだ、といふ事實を忘れてはならない、と批評家は力説するかもしれぬ。之に對する答は次の通りである、即ち、財産を有せざる赤裸々の労働者が財産を有する使用主との取引で得る價格は、決してかゝる労働者が現實に増加し得る富の量ではない、といふのだ。その取引は不平等であり、低い報酬はそれ自體が低い能率の原因であり、これは今度は報酬に對し不利に反應しがちである。逆に、生活の諸條件の一般的改善は労働者の生産力に有利に反應する。過去半世紀のうちに實質賃銀は著しく上昇したが、所得税の統

計表によれば、實業家と自由職業者の富は一層急速に増大してゐる。そこで、能率の最低限度に至るまでは、賃銀の一般的増加は役に立つ餘剰——その餘剰が利潤として個人へ與へられるか或ひは國家的収益として國家へ與へられるかは別とし——を、積極的に増加するだらう、と考へる充分な理由があるのだ。労働階級の狀態の物質的な改善は、純粹に經濟的な投資として觀ても、社會のために、費用以上の働きをするであらう。

この結論は、もし「生活賃銀」によつて原理上如何なる要素の經費を償はるべきであるか、といふことを嚴密に考察するならば、強化されるであらう。われ／＼は、成年男子の労働によつて所得される賃銀は、通常の家族を扶養し凡ゆる危険に備へるに足るものたるべきだ、と無批判的に假定する傾向がある。思ふに賃銀は、妻子の食料、衣服のみならず、疾病、災害及び失業の危険をも保障すべきである。それは教育に備へ且つ老年のための貯へをすべきである。もしそれが巧くゆかぬのであれば、われ／＼は賃銀取得者が自活してゐないと考へる傾向がある。ところで、一切の相續財産を有せざる不熟練労働者によつて現實に富に附加へられたものが果してこれらの諸項目の總計で示される費用に匹敵するや否や、といふことは明かに疑惑を受け易い。然し此處で更に進んだ原理が作用し始める。彼は一切の相續財産を奪はるべきではない。一個の公民

ことは明白である。尤もそれらは、社會主義が時々忘れ易いやうに思へる個人的權利並びに個人的獨立の諸要素をも強調してはゐるけれども……。私が經濟的自由主義のために主張したい特質は、社會を強調する抽象的な社會主義と個人にその全重量を倚りかゝらせる抽象的な個人主義とに反對して、經濟的自由主義は産業の社會的個人的諸因子を公平に取扱はうと努める、といふことである。調和といふ概念を手掛りとして固守することにより、われ／＼は個人の權利を公益流に常に決定し、また公益をば社會を構成する個人全體の福利といふ風に考へる。かくて經濟學に於いてわれ／＼は自由と競争との混同を避け、人が他人に優越する權利に何等の價値をも認めないのである。同時にわれ／＼は個人的發意、才能若くは生産のエネルギーを輕視するには至らない、却つてそれらが適當な承認を受けようとする要求を支持して進んで論争しようとするのである。その體系の論理的な首尾一貫性と實際的な適用可能性とを確信する社會主義者は種々相異なる諸要求を調和しようとするこのやうな努力を、不熱心な、不條理な一聯の妥協だとして、之を棄却するかもしれない。社會主義とは、本質上、消費者による産業の協同組織にありと考へ、また産業問題の充分な解決はその方向に存すると確信する社會主義者は、恐らくは之と同様に、彼が生産に於ける心理的諸因子を考察し且つ彼の理想を實現する手段を調査すればそれに正比例して、此處に示唆された諸原理に基づいて現下の諸問題を解決しようとする苦心してゐる人々に出會ふところまで、自己が立戻つてゐることを知り、且つ實際上、經濟的自由主義の戦列に加はつて前進し得ることを知ることもあるであらう。もし然りとするならば、政治上の自由主義と労働の協同の増大——これは最近數年内に一八九〇年代の對立に取つて代つたのだが——は、決して一時的な、政治上の便宜の偶然事ではなくて、却つてその根元を民主政治の必要の底深くに持つてゐるのである。

第九章 自由主義の將來

第十九世紀は自由主義時代と呼んでもよいだらうが、然しその世紀の終つたときには、あの偉大な運動の運勢は最も衰退してゐることが見られた。國內であれ國外であれ、自由主義思想を代表せる人々は、壓倒的敗北を蒙つた。だがそれは憂慮すべき諸原因中最も重大でないものだつた。自由主義者が敗北したとしても、何かもつと悪いことが自由主義にふりかゝらうとしてゐたのだ。自由主義の信念自體が冷却しつつあつた。自由主義は仕事を完了したやうに思へた。それは一個の滅盡した一形態として古臭くなりつつある教義といふ様子を持つてゐた、加ふるにそれは、二つの非常に活潑な且つ力強く動いてゐる廻轉砥石——財閥的帝國主義といふ上の砥石と、社會民主主義といふ下の砥石——との中間に工合の悪い地位を占めてゐる一個の化石といふ様子を持つてゐた。これらの黨派は自由主義に對し次のやうに言ふやうに思へる。曰く「われ／＼は君のことをよく知つてゐる。われ／＼は丁度自由主義を通り抜けて他の側へ出たのだ。尊敬すべき常套語を用ひて、君はコブデンやグラッドストーンや國民の諸權利や人民による政治について

ダラ／＼と話しつづける。君の言ふことは明白に虚偽ではない、が然し、それは非現實的で、興味もない。」と、ここまででは兩者は聲を揃へて言ふ。そして帝國主義者と社會主義的官僚政治論者とは「それは現代的でない」と結論する。また社會民主主義者は「それはペンとベタとではない」と結論する。他の一切のことでは對立するが、これら二つの黨派はある一事には同意する。彼等は將來をば彼等の間で分割しようとしたのだ。けれども彼等の合意にとつては不幸にも、間もなくその分割は平等なものではないことが判つた。社會民主主義の究極的な回復力が如何なるものであるにせよ、一時、自由主義の麻痺とともに、帝國主義的反動が一切を支配した。英國の支配階級は差出した行動をしようとした。彼等は英帝國を統一しようとし、之に附隨して二つの邪魔な共和國に壓倒的な力を加へた。彼等は「氣の進まぬ新附の人民」に「法律を教へ」ねばならなかつた。彼等は教義的教育に關する補助金支給により國內で國教會を再興しようとした。同時に彼等は酒類販賣の収益——これは結局、上からの政治の眞實に有力な道具である——を確立しようとした。彼等は植民地をば種々の財政上の特惠といふ紐帶によつて本國に結びつけ、保護貿易の基礎に立つて巨大な商業上の利益を確立しようとした。新らしい教義の立派な代表者達の考へるところでは、彼等の政府は、決して社會的良心の人道的な諸要求に冷淡ではなかつた。彼等は工

場法を興へ、貸銀委員會を樹立しようとした。彼等は能率的で訓練された國民を作らうとした。訓練といふ思想の中には、軍事的な要素が急速に目立つて來てゐた。だがこの方面では輿論の進化は二つの顯著な面を通過した。第一は樂觀主義並びに擴張の時期であつた。英國人は生來世界の支配者だつた。彼は獨逸人とアメリカ人とは友情關係を保つてもよいだらう、彼等を英國人は法律の内部に生存してゐる親戚だと認めてゐたのだ。他界中の他の部分は死にかゝつてゐる諸國民が住んでゐるのであつて、それらの連中の明白な運命は、日の出の勢ひの人種に「治められ」その商業上のシンチケートによつて搾取される、といふことだつた。この樂觀主義的な氣分は南阿戰爭後には無くなつてしまつた。それはコレンソとマガースフォンティンとで痛烈な打撃を受け數年のうちに、國家的、帝國的統一の主要な動機として、野心の代りに恐怖が、その地位を決定的に占めるに至つた。關稅改正運動は、英國の貿易上の地位の不安感のために大いに激發された。獨逸に對する半ば庇護的な友情は、先づ貿易上の嫉妬に、次いで英國の國家的安全に對する明白な恐慌に、位置を譲つてしまつた。社會の凡ゆる有力者は法外な海軍費の支出と、氣の進まない國民に徵兵思想を押しつけることとに一心になつてゐた。訓練された國民は、最早世界を支配するために必要なのではなくて、自らの領土を維持するために必要だつたのだ。

さて、われ／＼は此處では近代の保守主義の迂餘曲折の跡を辿ることに關はつてゐるのではない。注意せねばならぬことは、ただ單に、近代の民主政治が直面せねばならなかつたのは傳統的な活潑のみではない、といふことである。それは、自己自身の明確で筋の通つた信條を有する別異の反動的な政策であり、之が最もよく表現されたときは——例へばモーニング・ポスト紙の——能率的で訓練ある國民の理想であり、有力な、獨立的且つ好戰的な帝國の中心でもあれば支配的勢力でもあるのだ。われ／＼にとつて特に關係があるのは、保守黨の發展が民主政治の運命に及ぼした反動である。だがこの反動を理解し、そして實際、自由主義の現在の地位と將來の豫想とを正しく評價しようとするれば、過去の一世代に於ける進歩的な思想運動を一瞥せねばならない。グラッドストーンが第二次の内閣を一八八〇年に組織した時には、英國では古い政黨制度は堅固であつた。偉大な忠誠をも否認したのはセントジョージ海峡の向側の愛蘭の出身である一群の政治家のみであつた。英國人の政治心理には自由黨と保守黨との平明な區別が地位を保持してゐるのみで、分裂は未だ階級的區別ではなかつた。偉大なホイッグ黨の人々が局に立ち、貴族の家の出である彼等は獲物を分割した。然し新らしい潛勢力が働いてゐた。一八七二年に頂點

に達した繁榮は過ぎ去りつつあつた。産業上の進歩は低下した。そして、「飢饉の四十年代」からの進歩は莫大であつたとは言へ、人々は、節約と自由貿易とから合理的に期待し得る事の限度を認め初めた。ヘンリー・ジョージ氏の著作は貧窮に關する諸問題に新しい關心を喚起したし、ウイリヤム・モリスの理想主義は社會主義者の宣傳に新しい鼓舞を與へた。一方ではグリンの教へとトインビーの熱とが自由主義をば個人主義的な自由概念といふ手枷足枷から解放して、現代の立法を容易ならしめつつあつた。最後に、フェビヤン協會が社會主義を天上から引き降ろして實際政治と市政とに接觸せしめた。英國が太平洋の眞中にある島だつたならば、前進運動は迅速で、その進路も脇道へ逸れたりすることはなかつたらう。だが事實は、新しい諸思想は一八八〇——八五年の議會と内閣とに反映され、パーミンガムの急進主義と種々のクラブの民権主義とが公然と妥協してゐた。一方に於いては「財産權」に關する諸利益を、他方に於いては民主政治に關する諸利益を併合する社會的諸勢力の再分配が、差迫つたことであつた、そして社會問題に關しては、一八八四年の農村労働者への選舉權賦與によつて援助を受けた民主政治が勝利を固執した。かゝる段階に在つて愛蘭問題が危機に瀕するに至つた。グラッドストーン氏は自治に賛成を宣言し、黨の分裂が誤つた方針について起つた。上・中流階級は概して統一主義に與

したが、彼等は急進派の一部をも連れて行つた。一方グラッドストーンの個人的努力は、自由黨の側に若干の人々をつなぎとめさせたが、これらの人々の民主政治の諸欲求に關する識見は斷じて深奥なものではなかつた。政治上の鬭争は差當り社會問題から愛蘭自治といふ單一の非常に面白い論點へ置換へられ、新しい統一黨は殆ど二十年間破られることなく覇權を享有した。更に自治問題のみであつたならば、それは一八九二年に落着いたかもしれないが、兎角するうちに八十年代後期には社會問題が目立つて來た。單に學問的な力ではなくなつた社會主義は、組織された労働者に影響を及ぼし初め、熟練労働者中のより寛大な精神を有する人々に對し、不熟練労働者の問題を解決しようとする決心を鼓舞した。一八八九年の波止場人足の罷業以來新労働組合主義は公務に於ける鬭争力となり、労働黨といふ思想が形作られ初めた。新しい諸問題に關し自由主義は、既に弱められてゐたものではあるが、尙一層に分裂した、そして一八九二年の其の失敗は、パーネルの離婚事件といふ劇的な個人的な附隨事件の所爲だとするよりも一層にこの大きな原因に基づくのだ。一八九二年から一八九五年まで立法權を有せず政權の地位に在つて、自由黨は唯一層に信用の喪失を経験し、帝國主義の勃興は社會の關心を全然新しい方面へ向けさせた。労働運動自體が麻痺させられ、一八九七年のエンジンヤ達の敗北は、同盟罷業の方法で偉大

な社會的變革を達成する希望を終らせてしまった。然し、兎角するうちに、輿論は、沈黙裡に變化してゐた。チャールズ・ブース氏とその仲間の人々の苦心が遂に貧窮問題を科學的な言葉で述べるに至つた。社會史と經濟史とが次第に實際新しい一個の智識部門として形成されて來つた。シドニー・ウェッブ氏夫妻の勞作は勞働者の組織的諸努力と國家の諸機能との關係を解明することを助けた。慧眼な觀察者は一層完全で一層具體的な社會理論の「有機的な糸」を探し出すことが出来るであらう。

他方、自由主義の陣營内では、多くの最も有力な人々が、全く反對の勢力に支配されて、推移を意識せずに、變化した。彼等は眠つてゐる間に帝國主義者になりつつあつたのであり、帝國主義の種々の意味が明瞭となつたときに漸く彼等は覺醒したのであつた。南阿戰爭の勃發とともに、保守黨の政策の新發展が初めて一般の自由黨員に自己の地位を考慮せしめるに至つた。彼を動かさうとすれば權利の明白な侵害といふ衝動が必要だつたのだ。そしてわれ／＼は、一個の組織的な力として自由黨に正義思想の復活したのは、ヘンリー・キャンベル・バナーマン卿が好戰的感情の流れに反抗して、古典的な言句で、戰爭方法を難詰した一九〇一年夏の演説に初まる、とすることが出来るであらう。この演説の日以後、その演説は彼の政治的生涯を挽回出來ぬ程破滅

させたと當時は考へられたのだが、從來は無關心に迎へられたこの自由黨首の名が、政治上の會合の歡呼の聲をあけるときの一の承認された合圖となり、大した天才は持つてゐないが然し人格と、人格が賦與するところの自己の黨與の精神に對する洞察力とは持つてゐたこの人物が、自由黨に於いてグラッドストーンの地位を取得した。これは最初のそして根本的な勝利であり、自由主義精神に於ける公正の思想の回復であつた。次いで保守黨の攻撃が發展しその種々の意味が明かになつたときには、古い自由主義の權益が次々に揺さぶられて活気づけられた。一九〇二年の教育法は非國教徒を活動せしめた。關稅改正運動は自由貿易を防禦側に立たせ、昔の自由主義經濟學が人々のために行つて來たことを悟ることを人々に教へた。實際政治に於ける社會主義者即ち勞働黨は、コブデンの戒律を決して手離せぬことを悟つた。自由貿易の財政は社會改革の基礎たるべきであつた。自由主義と勞働階級とは協同して失業救濟策の種々の虚妄な見込に反抗し、且つ自由な國際貿易の權利を主張することを學んだ。その間勞働階級自體が攻撃の眞正面に立たせられた。攻撃は政治家からではなく裁判官から發せられた、ところが、英國では、裁判官は廣汎な範圍に於いて事實上立法者である、而も法律の制定、廢止につき公認されてゐる機關が不斷に警戒し絶えず努力して漸く制御し得る頑固な性向を持つてゐる立法者である、といふことをわ

れ／＼は認めなくてはならない。労働組合の昔の地位を破壊するに當り裁判官達は近代的労働黨を創造し、黨と自由主義とを強固に同盟させた。兎角するうちに、南阿の帝國主義の餘波が刈りとられたが、保守黨の幻滅が自由主義再興といふ前進的な潮のために水門を開いた。

その潮は決して衰へなかつた。一九〇六年のやうに選舉といふ奔流になつては最早それは流れてゐないにしても、社會改良並びに民主政體といふ方向へ堅實な流れとなつて流れてゐる。この運動に於いては、自由主義といふ特殊な思想が永久的な機能を持つてゐるといふことは、今やすべての當事者に充分明白である。例へば、社會主義者は、人民の政府とは無意味な合言葉ではなくて鬭争により維持し且つ擴張すべき一の實體である、といふことを充分明かに認めてゐる。彼は自己の目的を達しようとするならば上院並びに複數投票を處理せねばならぬことをよく知つてゐる。彼はこれらの諸問題をば社會問題から注意を逸らすために冷淡な自由黨員が挾んだ異議だとは最早看做す筈がない。彼は自治と委員附託の問題が一般的に民主政治の組織の肝要な一部分たることを知つてゐる。そして一般に彼は、純粹に政治上の權利を求め婦人の要求には黙従せず、自由黨がその要求に應ずることの緩慢さに對し自由黨と争ふのみである。平和と節約といふ昔の自由主義思想が又もや社會主義思想によつて、また實際、社會改革家の全團體によつて、

その諸目標を成功裡に實行するためには、等しく根本的なものだ、と承認された。人民の確保する歳入が全部最新型の最も高價な艦船建造に用ひられるといふのであれば、民主的豫算は人間の苦惱を少しも軽減しないであらうし、人民の心も野心や驚怖で亂されてゐるときは國內狀態改善に専心從事することも出来ないであらう。他面、グラッドストーンの傳統から出發せる自由黨員は、もし自己の古い思想の精髓を維持しようとするならば、修正及び發展の過程を通してでなければならぬ、といふことを大いに認めてゐた。彼は自由貿易は繁榮の基礎は置いたけれども家は建てなかつたといふことを知つた。彼は、自由貿易が失業、賃銀の不十分な支拂、ある職業に人があり餘つてゐる状態といつた諸問題を解決しなかつた、といふことを認めねばならない。彼はもつとよく自由の意味を調査し、現實の狀態と平等の意味との關係を考慮せねばならない。平和の使徒並びに増大せる軍備の敵手として、社會的餘剰を進歩の諸手段に支出することこそ、之を戰爭の諸手段に支出することに眞に代るべき方策である、と彼は認めるに至つた。節制ある人間として、彼は、絶對的禁止といふ不確實な機會に頼るよりも、尙一層に、一方では社會改良といふ間接的效果に、他方では獨占利益の排除、に頼るやうになりつつあるのだ。

それ故、一九一〇年の危機を通じて政權を有してゐた自由黨内閣を維持した種々の合成勢力中

には、純粹な社會的進歩を鼓舞し指導する如き有機的な見解の諸要素が存在する。自由主義は極端な絶望を通り越し、社會主義との思想的妥協で少からぬ教訓を學びもしたし、教へもした。その結果は、一層冷靜且つ明晰な人々が、黨名の差異の下に、また一定の眞の反對の思潮があるにも拘らず、純正なる目的の一致があるのを承認する一のより廣い、より深い運動である。この運動の前途の豫想は如何？ それは持續されるだらうか？それはわれ／＼が既に喩へた堅實な流れなのであらうか？ それとも次第に波の谷の中に沈みこんでしまふに相違ない一の波なのであらうか？

この問を發することは、實際上、民主政治はその實體並びに形式に於いて一の可能な政治様式なりや否や、と問ふことである。この問に答へようとするれば、われ／＼は、民主政治とは眞に何を意味するのか、またそれは何故自由主義思想の必要な基礎なのか、といふことを問はねばならぬ。その問は既に附隨的に發せられたことがあり、そしてわれ／＼は、人民の政府を求める個人主義者の議論もベンサム學派の議論も孰れも不満足なものだとして之を棄却する理由を説いた。自由と社會正義に關する若干の具體的諸要素は、一定状態の下にあつては、上位の階級の支配若くはよき秩序ある専制の下でよりも廣く擴張された參政權の下で一層不完全に實現されることになり

はしないか、といふ疑惑さへも、われ／＼は抱いたのである。然らば、何を基礎として民主政治の概念を確立するのか？ と問はれるかもしれない。社會哲學の一般原理を基礎としてか、それとも英國の特殊な状態若くは現代文明の特殊な状態を基礎としてか？ またその概念と社會秩序に關する他の諸思想との關係如何？ 民主政治は概してこれらの諸思想を受け容れると假定すべきか？ それとももしそれらを拒否するならば、われ／＼はその決定を終局的なものとして進んで之に従はうとするのか？ そして結局に於いてわれ／＼は何を豫期するのか？ 民主政治は自己の地位を主張し、共通の目的を見出し且つ之を具體的に形作るであらうか？ それともそれは、驚怖や野心や狂氣のやうな熱心や落胆の受動的な臣下となつて、謂はば自分の好むままの形に作り上げるのが商賣である人達の手中に握られてゐる粘土のやうに、盲進するのであらうか？ 先づ、一般原理につき説かう。民主政治は唯單に個人の權利若くは私的利益を基礎としてはならない。これは楯の一面にすぎない。それは社會の一員たる個人の機能をも等しく基礎とするのである。それは公益を共同意思の基礎の上に建て、且つ之を形成するに當り一切の成年の理性ある人が參與すべきことを命ずる。人民の側に於いて之に應ずる努力が行はれず、人民のために數々のよい事が達成される、といふことは疑ひないことだ。人民はよい警察、公平な私法制度、教

育、人身の自由、よく組織された産業を興へられるかもしれない。人民はそれらの幸福を外國人支配者の手で、或ひは進歩した官僚若くは仁愛な君主から、受けるかもしれない。どのやうにして得られたにせよ、それらは皆非常によいことである。然し民主主義理論は、そのやうにして得られれば、それらは生命を賦與する要素を缺いてゐる、といふのだ。そのやうにして統治される人民は、財産や善い教師や健全な環境や帆に孕ませる順風など一切の外部的賜物を受領してゐるが然しその順調な航海には自分自身の努力は殆ど又は全然寄與するところがないといふ個人に、似てゐる。われ／＼は、ずつと顯著でない地位へ逆境を切抜けて到達する人程には、かゝる人を高く評價しない。われ／＼が有するものはその眞價を持つてゐる、が如何にしてわれ／＼が之を有するに至つたか、といふことも亦重要な問題なのである。これは社會についても同様である。よい政府は大切なことだが、よい意思は一層大切なことであり、共同意思の不完全な、躊躇せる、また混亂せる發言でさへも、一個の完全な機構が達成し得るより以上の力を含有してゐるのである。

けれどもこの原理には一の非常に大きな假定がある。それは共同意思の存在を當然のこととして假定する。それは、参政権を興へられる個人が共同の生活に参加して、公けの事務に關する純正なる關心によつて共同の判決の形成に寄與し得ることを假定する。この假定が明確に外れる場合、且つそれが外れる限度に於いては、民主政治に訴へて解決すべき問題は全然ない。かゝる場合に進歩が全然不可能なわけではないが、然しそれは社會價値ある事物を愛する人々の數如何によつて決しなければならぬ。そしてかゝる人々は智識を進めたり、「技術に關する諸發見を通じて生活を文明的ならしめ」若くは自由と秩序とを支持して狭いが然し效果的な輿論を形成する人々である。われ／＼は尙進んでもよいだらう。政治形式が如何なるものであるにせよ、進歩は事實上常にかく考へかく生活する人々に依存するのであり、また共同の利益が人々の生活と思想とを取巻いてゐる程度の如何により決定するのである。ところで完全に一意専心に公益に夢中になるといふことは稀れである。そんなことは大衆の財産ではなくて少數者の財産であり、民主主義者は人民を救ふのは大衆以外の殘餘の少數者であるといふことをよく知つてゐる。もし人民の努力が眞に成功する筈のものならば、人民は喜んで救濟されるに相違ない、といふことを彼は増補するのみである。骨の折れる日々を工場や鑛山でパンを得るために苦闘して過してゐる大衆は、永久に、國際政策や産業法に關する複雑な詳細についての智識は、之を有しない。こんなことを期待するのは馬鹿けてゐるだらう。誇大に失しないことは、國家の道德的及び物質的な福利を助

長ずる事物に應へ且つ之に賛同するやうに彼等に期待することである。そして「殘餘」は、人民が服従し享受する關係あるのみの法律を人民に押しつけるよりも人民を納得させ之を以て彼等の心情や意思を誘致すること、一層よく保有される、といふのが民主主義者の主張である。同時にその殘餘は、決して選り抜きのものではないにしても、常に學ぶべき多くのものを持つてゐる。若干の人々は他の人々よりもずつと立派でもあり賢明でもあるが、經驗の立證するところによれば、如何なる人も、他の人々の上に無責任な權力を有すといふ試験に永久に合格し得る程、他の人々より優れてもゐないし、賢明でもないやうに思はれる。反對に、最も優れたとして賢明な人とは、自己のために立法しようとする前に自己が何を欲しまた何故之を欲するかといふことを見出すために、探究精神に燃えて、最も賤しい者の中へ行かうとする人である。指導の必要につき論じられることを最大限度認めるとしても、われ／＼は同時に指導の完成それ自體が大衆の心からの、納得せる、油断のない支持を確保することに存する、とこのことを容認せねばならぬ。

かやうに個人は種々異つた程度で社會意思に寄與するであらうが、然し民主主義の課題とは、かゝる意思の形成換言すれば實際上、凡ゆる態様の公事に關する知的關心の擴大は、それ自體でよいことだし、更にそれ以上にこれは他の種々の善いことをする權能を賦與する一の條件であ

る、とのことである。ところで關心の擴大は民主的形態の政府によつては創造さるべきものではない、そしてもしそれが存在せず又は存在せしめ得ないならば、民主政治は依然として空虚な形骸となつて殘存し、それは無用である以上に一層悪いかもしれない。他方、能力が存する場合に、責任ある政府の樹立がその發展の第一條件である。それですら、これが唯一の條件ではない。近代國家は一個の巨大で複雑な有機體である。個人の有權者は數百萬の人々の中で自失したやうな氣がする。彼は現下の迂遠な諸問題や大きな問題を不完全にしか知らないし、自己の一票がそれらの決定に殆ど影響し得ないことに氣づいてゐる。彼に支持と指導とを與へるために彼が必要とするのは、彼の隣人や同僚労働者との團體である。例へば彼は彼の労働組合の事務や彼の教會の事務は之を理解することが出来る。それらは彼の身近にある。それらは彼に影響を及ぼすし、彼もそれらに影響を及ぼし得ると感じる。更にこれらの利害關係を通じて彼は一層廣汎な諸問題——工場法案又は教育法案——と接觸するに至る。そしてこれらの諸問題を取扱ふに際し、彼は今や一個の組織された團體の一員として行動するのであり、その結合された投票力は決して些細な量のものではないのである。責任が彼の胸に應へるのであり、そして責任を痛感せしめることは凡ゆる政府の問題なのである。社會的利益の發達——それが民主政治なのだ——

は、成年選舉權と選舉された立法府の主權によつてのみ決するものでなくて、個人を全體に連結せしめる一切の中間團體によつて決するのである。これこそ、現在では中央集權化された官僚政治のために粉碎されてゐる地方自治の復活や委員附託が民主主義の進歩の根本たる一理由なのである。

民主政治の成功は有權者に與へられた種々の機會に對して有權者が應ずる答如何によつて決する。が、逆に、かゝる應答を喚起するためには種々の機會が與へられなくてはならない。自治の實行はそれ自體が一の教育である。ある階級又は性或ひは種族が選舉權を與へらるべきや否やといふことを考察するに當り、決定的に重要なことはその階級又は性或ひは種族が信賴に應じて行ひさうな應答といふことである。それは實際に公生活の諸問題に參與するだらうか？ それとも消極的な投票をするものたるに止まり、餘り慎み深くない政治家の思ふ通りになるものであらうか？ これは相當な問題であるが、然し人々は、選舉權の與へられてゐない連中の間に見られる、若くは見られると思ふ無頓着又は無智を理由として、之を直ちに不利な意味を以て答へようとし過ぎる。人々は、その點に於いては、選舉權の賦與といふこと自體が正しく關心を喚起するに必要な刺戟物だといふこと忘れてゐるし、また人々は、無智で無責任な、恐らくは買収され易

い有權者達に對し政治に發言權を許容することの危険さを深く感じてゐる一方、彼等は、社會の一部分を公民の責任の圏外に放置するといふ右と平衡的な危険を看過する傾向がある。政府の現實の仕事は、王國內に生活するすべての人々に對する政府の關係に影響を及ぼすに相違ないし、また之によつて影響を及ぼされるに相違ない。善き適合を確保せんとすれば、それは人民の凡ゆる階級の性向や境遇を、反映すべきだとは言はないが、少くとも斟酌すべきである。もしある階級が物言はぬ階級とすれば、その結果は、その限度に於いて政府が知識を有しない、といふことになるのだ。それは單にその階級の利益が害を受けるのみではなく、最も善き意思を以てするもその階級を取扱ふに際し過失が犯されるかもしれぬのである、けだしその階級は自分では口が利けないのだから……。お節介な代辯人達はその階級の見解を代表するやうな風をし、恐らくは、彼等の責任を問ふ方法が全然無いといふ理由だけでも不當な權威を得ることであらう。われわれ自身の間でも、絶えず新聞がある一つの事を輿論だと言つて示してゐるのに、一方では、投票といふ冷厳な算術は決定的に之と反對のことを宣言することがある。投票のみが平靜な公民をば黒幕や煽動者の壓制から實際に解放するのである。

不活潑又は無智の存在といふ印象は責任ある政府を抑制したり選舉權の範圍を制限したりする

に足る理由ではない、と私は結論する。政治的無能力は非常に深く根ざしてゐるから政治上の諸権利の擴張は人民中の一層有能な人々のうち餘り慎み深くない連中により、不當な勢力を助長するに資するのみだ、といふ充分に根據のある見解が存するに相違ない。かくて白人植民者が黒人人口の眞唯中で寡頭政治を行ふ場合には、全般的な黒人選舉權が公平な正義を確保する正しい方法なりや否やは、常に疑惑を蒙り易い。經濟的・社會的狀態は「黒」人が主人から言はれた通りに投票する方がよいやうなものかもしれず、またもし基本的諸權利が苟くも確保されるべきものならば、英國の若干の直轄植民地のそれのやうな半專制的制度が考案し得る最善のものかもしれない。他面、支配階級若くは種族を最も恐怖させ易いこと即ち、選舉權を有せざる人民の側に於ける政治上の諸權利を求める囂々たる聲は、民主主義者にとつては、人民が公民たる責任を行使するに適すると信すべき直接的經驗のない場合に、彼が有し得る正に最強の理由である。彼は選舉權を奪はれた人々の間に見られる不満足の徵候をば公事に對する關心の覺醒しつゝある最善の證據として歓迎する。そして彼は、官僚にとつて一の恐怖たる究極的な、社會分裂といふ危懼は全然抱かない、けだし自由と責任と正義感との和解力をば經驗が彼に充分に立證したからである。加ふるに、民主主義者は自國のみのための民主主義者ではあり得ない。民主政治の凡ゆる地方的な

成功不成功が他國へ影響を及ぼす複雑で微妙な國家と國家との相互作用を彼は認めざるを得ない。近年の西歐の自由主義にとつては東洋の政治的覺醒程頼もしいものはなかつた。昨日までは世界の他の部分の支配者たるべき白人種の究極的な「運命」に抗することは、結局、不可能事であるかのやうに思へた。その結果は、たとへ西歐の或る國家の内部でどれ程民主政治が發達するとしても、その國家と屬領との關係に於いては之と反對の原理に何時も直面させられるだらう、といふことであり、そしてこの矛盾は、英國の政治組織を注意深く研究する人が容易に認めるやうに、自國の自由に對する不變の危険なのである。コンスタンチノープルから北京に至る東洋の覺醒は現代の最も偉大且つ最も有望な政治上の事實であり、英國の自由主義者が、ベルシャの自由を賣のうちに摘みとらうとする企圖、而も白人の自由を壓服した最も殘忍な壓制のためにする企圖の共犯者に英國外務省がなつてゐたのに、之を傍觀せざるを得なかつたといふことは、最大の恥辱である。

民主政治の大義は國際主義と密接な關係がある。その關係は多面的である。公衆の精神をゆり動かして之を國內的進歩に關する一切の關心から逸らさせるのは、あるときは國民的誇負、忿怒、野心である。が次の時には同一の機能が驚怖によつてもやはり充分に行はれる。人民の感情

を利用するといふ習はしは大政黨が使用するのを恥ぢない一個の立派な技術となつてしまつた。軍事的理想が人々の心を占め、軍備費が公共の財源を消耗してしまふ。他面、他國の政治經濟的・社會的進歩が英國自體に反應する。貿易上の敵手が産業立法に於いて後れてゐることは、長い間、英國自體の産業立法のそれ以上の進歩に反對する一の論證とされた。逆に、彼等が英國よりも進歩したときは——これは現在しばしばあることなのだ——英國は彼等から學ぶことが出来るのである。物質的に世界は急速に一つになりつゝあり、そして世界の統一は究極的には政治上の諸制度に反映されねばならない。絶對的主權といふ古い教義は死滅してゐる。現時の諸大國は政府の内部に政府があり權威によつて制限を受けてゐる權威といふ複雑な組織を示してゐる。そして可能な未來に於ける世界國家は、現在英帝國內でカナダ又はオーストラリヤが享受してゐるやうな完全且つ満足な、自由な國民的自己指導を基礎とせねばならない。國民の競争心は、領土を擴張し若くは艦船銃砲を數へ上げようとする希望によりも、文明生活への自國の寄與を大きくしようと努めることに一層多く表現されるのである。都市生活の再生の中に、地方的大學に關心を持ち地方産業の大きさに誇りを感じ國內最低の死亡率を誇示し、犯罪と被救恤者の存在についての悪い記録を正直に恥ぢる愛市中心が見出されると丁度同じく、英國人としてわれわれは、英

戰艦二隻が獨戰艦一隻と對抗出來ないのでないか如何かといふ問題よりも、科學、教育、産業技術の發達に於いて英國は獨逸に匹敵し得ないのではないか如何かといふ問題を一層に氣遣ふのである。恐らく、現在の人爲的に惹起された極端に偽善的な國民的自卑の氣分から回復して、われわれは、近代文明を作り上げたまた之を改造しつゝある機械に關する諸發明、藝術、文學、思想、政治に關する諸技術へのわれわれの特有な種々の寄與を、若干自慢しようとするであらう。

國民的自治と國際的平等とに味方すれば自由主義は必然的に、通常起つてゐることだが、帝國主義思想と衝突する。然しこれは、自由主義が全體としての帝國の利益や、帝國の白色人口に普遍せる統一觀念や、人類の四分の一が一の國旗と一の最高權威とを承認してゐるといふ赤裸々の事實に必然に伴ふ種々の可能性に、無頓著である、といふ意味ではない。自治植民地に關しては現今の自由黨は、コブデンの時代以降われわれが他の諸部門で見出したのと異なる變化に直面せねばならない。現状では植民帝國は大體に於いて昔の自由主義の創造したものである。それは自治を基礎として建てられて居り、そして自治は現存の統一感情が湧出して來た根本である。現時の問題は、この感情が依存してゐる自治に關する諸權利を害することなしに、この感情を一層具體的に且つ生きつゝと表現する方法を考案することである。從來「帝國主義者」は凡ゆる事項を自

己の思ふままにし、植民地の意見若くは植民地の意見と見えるものを母國の階級的優越並びに反動的立法のために器用に利用した。然し植民地には世界で最も民主的な社會が含まれてゐる。彼等は保守黨には當然に共鳴せず、英國の最も進歩的な黨に共鳴する。彼等は自治に好意を持ち、社會立法に足並を整へる。従つて其處には民主的同盟の政治的諸條件が存在して居り、之を利用するのは英國自由黨の任務である。彼は自國を自治的な、民主的な社會群の中心たらしめ、更に今一つの英語を話す國民たる大國との自然的な運接環たらしめよう、と希望するかも知れない。新らしい統一に關する憲法的機構は帝國會議に於いて形作られ初めて居り、且つ帝國會議の仕事は帝國の種々の部分に於ける利害の調整と共同防衛の組織だと定義され初めてゐる。かゝる聯合は世界平和にとつての脅威でもなければ自由の大義への脅威でもない。反對に、一の共通の感情の自然的結果として、それは、自治の理想を決して裏切ることなきより、廣い統一へ進む一步である。それは國際的國家の模型、而も相當な規模の模型である。

一方では國際主義、他方では國民的自治、これが民主政治の、形態は反對であるが、本質たる社會的精神の成長するための根本條件である。だが最後に、形態自體につき一言述べて置かねばならぬ。もし形態が不適當ならば意思は表現されず、そしてもし意思が適當に表現されなければならぬ。

ば結局それは妨げられ、抑制され、麻痺される。形態の問題で民主的政治——それが直接民主政治であるにせよ代議制の民主政治であるにせよ——に固有な困難は、それが多數による政治であつて、全部の同意による政治でないといふことである。その判定は人民の大部分の判定であつて、全人民の判定ではない。この缺陷は判定を下す種々の必要と全部の同意を確保することの不可能なことの已むを得ぬ結果である。政治家達はこの過程に何か制動機の性質を持つものを適用して之を變化させ以てこの缺陷を救済しようと努めた。彼等は、何か重要な新方策を正當づけようとするには單なる多數以上の何物かがなくてはならぬ、と感じた。有権者の三分二又は四分三といふ大多數があるか、それではなければ壓倒さるべきである若干の摩擦があるに相違ない、そしてかゝる摩擦は新らしい提案の背後にある感情の深さや勢力並びに數的な範圍をも考查するの役に立つのである。英國には一個の公式の制動機即ち上院と種々の非公式の制動機例へば文官、民衆的方策に對する裁判所の永久に決然たる反對、新聞並びに一切の協會と呼ばれるものが存在する。これらの制動機は一方面にのみ動く。反動にかける制動機は全然無い——これは、保守黨が自身の明白且つ建設的な政策を取得するのに正比例して一層重大となつて來る不足である。現在の情況にあつては、自由黨は公式の制動機をば其の實際上の力を減ずるといふ簡單な方法により

處理することに力を注いでゐるが、然し、實を言へば、之に代置したいと思ふ制動機の性質については決心をしてゐないのである。この問題については一二一般的に注意すべきことを述べて置くのが適當であらう。下院を抑制する機能は再考さるべきである。保守黨の指導者達が議會の多數を構成するに役立つ偶然的な諸要素を指摘してゐるのは正しい。總選舉のプログラムは何時でも混成的であつて、人々は、例へばその人の教育に關する見解には自分も賛成してゐるところの關稅改革論者と、その人の教育政策を自分が嫌惡してゐる自由貿易論者とのうちで、孰れかを選ばねばならぬといふことになるのだ。この缺陷は部分的には比例代表制度によつて救済されるかもしれない。自由主義者は、下院の眞に代議的性質を強調すればする程、否應なしにこの制度へ推し進められるであらう。然し比例代表制度でさへも有權者の目前に争點を全く明瞭にすることはないだらう。通常の人はそれ自體で最も重要だと考へられる問題、また即時的解決を求めて現はれて來さうだと考へられる問題に投票する。然し彼は何時でもその期待を打破されがちであり、また現實に一の問題に關し選出された議會が全く別の問題を處理し始める、といふことをよく見出すのである。議會法案により提議された救濟法は二年の猶豫があつた、それは、十分に討議し且つもし反對ならば意見を發表する相當な機會を確保することとならう、と主張された。

この提案は既に二回選舉民に提出され、そして立法上の提案が是認されるとするならば、それは二度とも彼等には是認されたのであつた。それは、國民代表たる下院をして國家の永久的憲法を自由に決定することを可能ならしめる。然しその法案自體は永久的解決の方針を設定してゐない。何故なら、第一に、上院の構成を變更せずに放つて置くので、それは、如何なる場合にも終身官や裁判官や新聞や協會の攻撃を受けねばならぬ民主的な諸方策にのみ影響を及ぼす偏頗な制動機を給するのである。永久的に用ひるためには制動機は兩面的でなければならぬ。第二に、猶豫といふ原理は巨大で頑固な多數者を阻止するには足らぬものだと言はれる。眞に必要なことは、人民が提案を新たに考慮する機會を有すべきこと、之である。これは次の二方法中の孰れかによつて確保されよう。(一) 新らしい議會へある方策を持ち越す第二院の停止權を認めること、(二) 結局に於いて下院を直接的國民投票に委ねる形式で下院が法案を提出するのを認めること、之である。非常に多數の自由主義者が國民投票に門戸を閉鎖しようとするのは私には非常に残念である。國民投票が不適當な方策が多數あることは確かである。例へば、特定の階級又は特定の地方に影響する諸方策は失敗し易いであらう。それらは、之によつて第一に影響を受ける人々の中では巨大且つ熱狂的な多數を博するかもしれぬが、他の處では活氣のない同意を受ける